



第3期津久見市
子ども・子育て
支援事業計画



令和7年3月
津久見市

はじめに



我が国において、近年は少子化や核家族化、共働き世帯の増加など、こどもや子育てをする当事者が、周囲からのサポートを受けにくい状況が続いています。

また、こどもへの虐待やこどもの貧困問題など、様々な社会的課題も顕在化しており、これらも含めて、こどもや子育てをする当事者を地域社会全体で支援していくことが求められています。

本市においては、平成16年3月に「つくみ子ども育成支援行動計画」を、平成22年3月には「つくみ子ども育成支援後期行動計画」を策定し、さらに平成27年3月に現計画の第1期目の「津久見市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。当初「かがやけ未来へみんなで育てるつくみっ子」をキャッチフレーズに掲げ、幅広い施策に取り組み、子ども・子育て環境の充実を図ってまいりました。

令和7年4月から新たに「第3期子ども・子育て支援事業計画」が始まります。計画の策定に関しましては、子ども・子育て会議において第2期計画の検証を行うとともに、子育てをする当事者の意見を広く聴取するために、ニーズ調査を実施することでその声を反映し、こどもの権利がしっかりと守られ、安心してその個性や才能を伸ばしていける社会を実現できるよう、議論を重ねた上で策定しました。

本計画においても、これまでのキャッチフレーズを踏襲し、こどもを温かく見守り、育てていくことができるよう、家族、地域、行政、関係機関及び関係団体がお互いに協力し、妊娠から出産子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を実施し、いつまでも住み続けたいと思うことができる「誇りと自信に満ちたまち『津久見』～笑顔と活力あふれる定住拠点～」の実現に向け邁進してまいりたいと考えています。

結びに、本計画の策定にあたり、ニーズ調査等にご協力いただきました多くの皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました、「津久見市子ども・子育て会議」の委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

市民の皆さまにおかれましては、今後とも子ども・子育て支援の推進につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

令和7年3月

津久見市長 石川 正 史

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 第3期計画のポイント	1
3. 計画の性格	3
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画期間	4
6. 策定体制	4

第2章 津久見市の子育てを取り巻く環境

1. 人口・世帯・人口動態等	5
2. 就業の状況	10
3. 少子化の状況	14
4. 母子保健に関する状況	20
5. 幼稚園、認定こども園、小・中学校の状況	24
6. 教育・保育の状況	25
7. アンケート調査結果概要	27
8. 現行計画評価	50
9. 現状・課題の整理	57

第3章 計画の基本的な考え方

1. 津久見市の目指す姿	59
2. 子育てに対する視点	59
3. 基本目標	60
4. 施策の方向性	61
5. 施策体系	62

第4章 施策の展開

1. ライフステージ別の重要施策	63
2. ライフステージを通じた重要施策	77
3. 子育て当事者への支援に関する重要施策	93

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定	103
2. 各年度における教育・保育の利用人数見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	104
3. 地域子ども・子育て支援事業の利用人数見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	107
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等	117

第6章 推進体制

- 1. 計画の進捗管理・評価方法…………… | 19
- 2. 計画の進捗状況の公表…………… | 19
- 3. 関係機関との連携強化…………… | 19

資料編

- 1. 津久見市子ども・子育て会議条例…………… | 21
- 2. 津久見市子ども・子育て会議委員名簿…………… | 23
- 3. 用語集…………… | 24

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、こどもや子育ての環境が大きく変化する中、国においては、2012(平成24)年8月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。

新制度では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、本市では「第1期津久見市子ども子育て支援事業計画」(平成27年3月策定)に基づき、様々な子育て支援を推進してきました。

こうした中、国は2016(平成28)年に「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、待機児童解消に向けた取組を加速化させました。

また、放課後児童対策として2019(令和元)年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受け皿整備などを推進しているほか、子育て世帯の負担軽減として、2019(令和元)年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。さらに、2023(令和5)年4月には、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進し、社会全体でこどもの成長を後押しするため「こども家庭庁」を創設しました。

本市においては、子育て支援に関するニーズを把握するため、「子ども・子育て支援事業についての実態調査」を実施し、本市の現状を再度、分析・整理したうえで、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組を計画的に推進していくため、「第2期津久見市子ども・子育て支援事業計画(以下、第2期計画)」を策定しました。

第2期計画期間が2024(令和6)年度で満了を迎えることから、国の動向や津久見市の実情を踏まえた新たな「第3期津久見市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

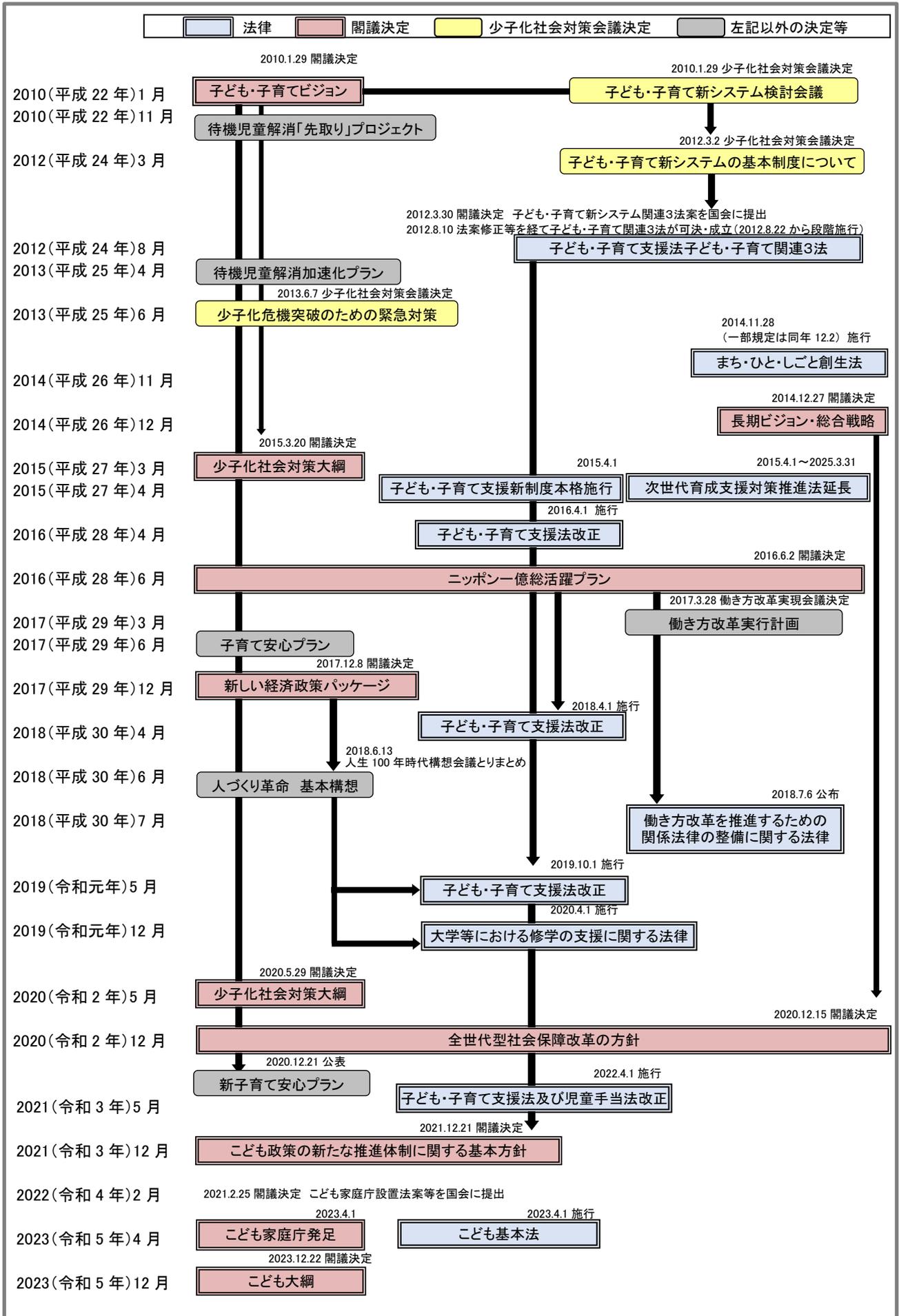
2. 第3期計画のポイント

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)の作成、市区町村における子育て世帯への支援の充実等が定められました。

1. 家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業等)の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
⇒基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み(事業需要量)を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
⇒市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関との連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
4. その他所要の改正 →基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

これまでの少子化対策



3. 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

なお、次世代育成対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」についても、本計画に内包するものとします。

【市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載事項）】

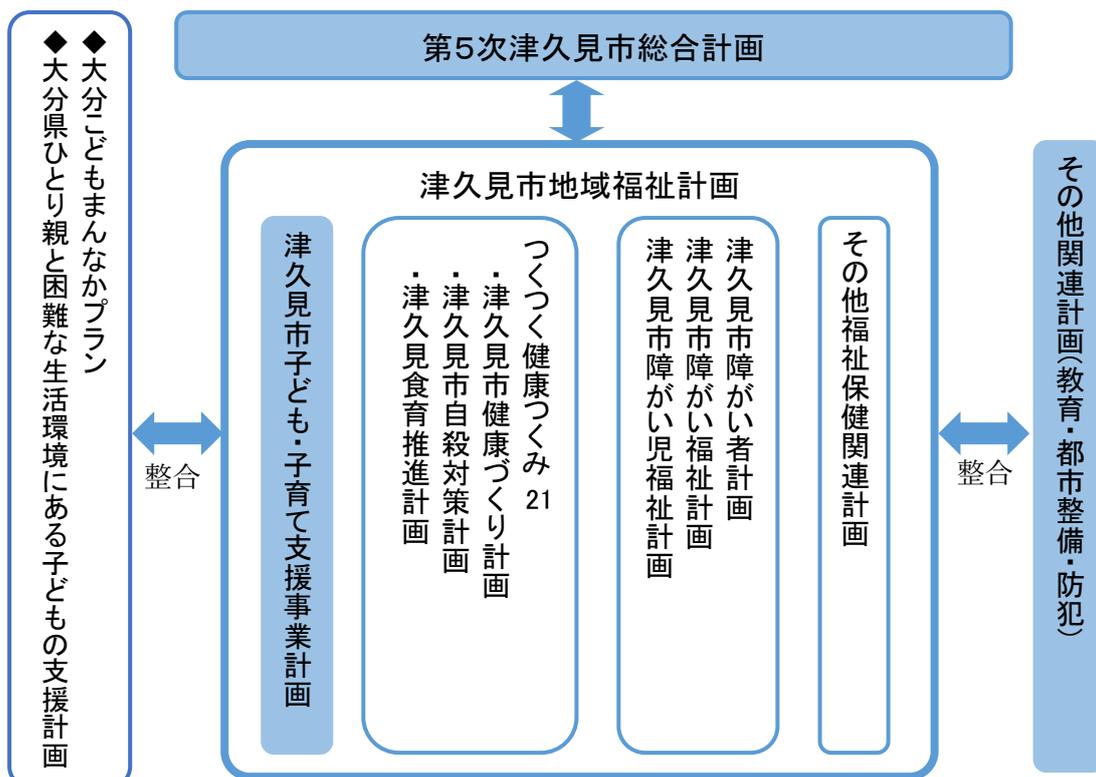
- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項】

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために、必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

4. 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「総合計画」をはじめ、本計画の上位計画にあたる「地域福祉計画」、その他「健康づくり計画」や「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。



5. 計画期間

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期津久見市子ども・子育て支援事業計画									
					第3期津久見市子ども・子育て支援事業計画				
							中間 見直し		計画 見直し

6. 策定体制

(1) 津久見市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「津久見市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、住民のニーズや意識を盛り込む必要があります。そのため、津久見市内に在住する就学前児童（0～5歳児）のいる世帯と、小学校児童（小学1年生～3年生）のいる世帯を対象にその量的及び質的なニーズを把握するため、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査を実施しました。

◆調査期間：令和6年2月16日～令和6年3月1日

◆調査方法：郵送発送、郵送回収による無記名回答方式

◆回収状況

対象者	配布数	回答数	回答率
就学前児童の保護者	286	240	83.9%
小学生の保護者	225	204	90.7%

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

◆計画の公表場所

計画（素案）は、津久見市ホームページ及び以下の場所で公表します。

津久見市役所社会福祉課、日代出張所、四浦出張所、保戸島出張所、津久見港出張所
津久見市民図書館、なのはな児童館、子育て支援センター「じゃん・けん・ぽん」
市内認定こども園（5園）

◆意見の募集方法

公表場所での直接提出、郵便、ファクシミリ、電子メールまたは電子申請にて受付しました。

◆実施期間 令和7年2月26日～令和7年3月17日

◆提出意見 0件

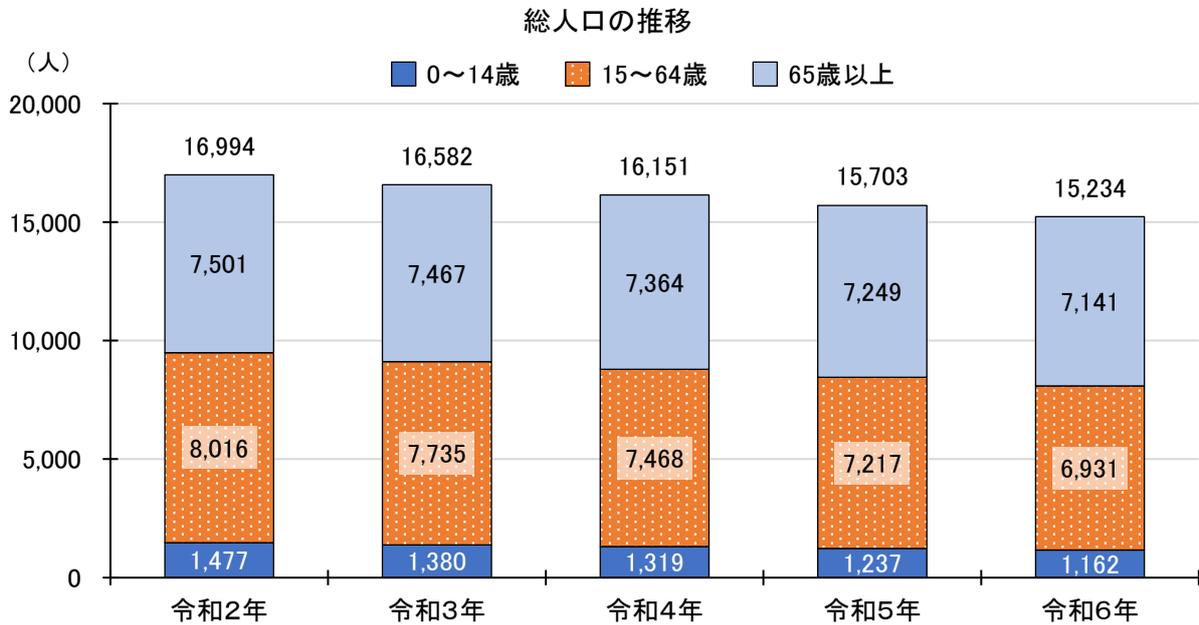
第2章 津久見市の子育てを取り巻く環境

1. 人口・世帯・人口動態等

(1) 総人口と人口構造

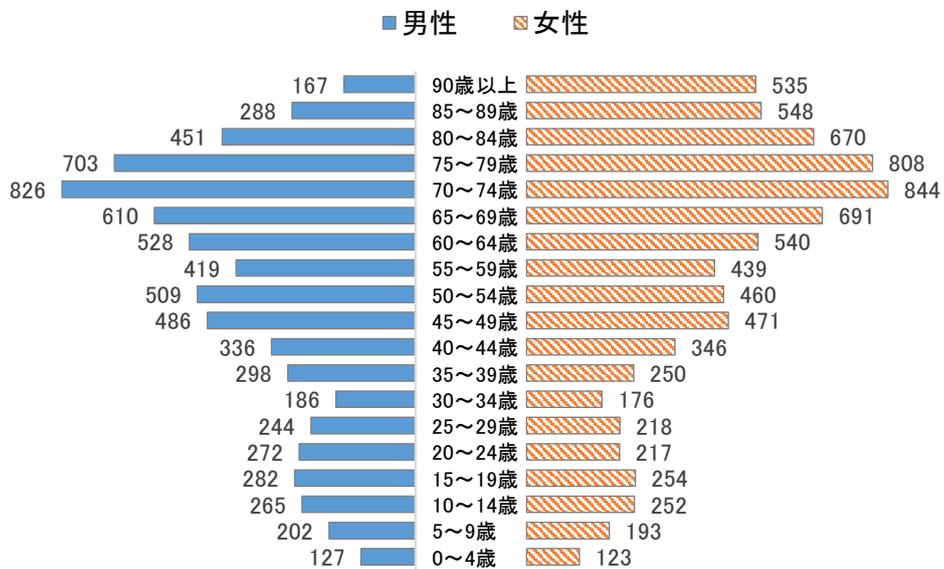
津久見市の人口は、令和2年の16,994人から年々減少し、令和6年には15,234人と、1,760人減少しています。

また、津久見市の令和6年4月1日現在の総人口を年代別で見ると、70代が最も多く、次いで60代となっており、30代以下が特に少なくなっています。



資料：津久見市住民基本台帳(各年4月1日時点)

年齢階級別人口(令和6年4月1日時点)



資料：津久見市住民基本台帳(令和6年4月1日時点)

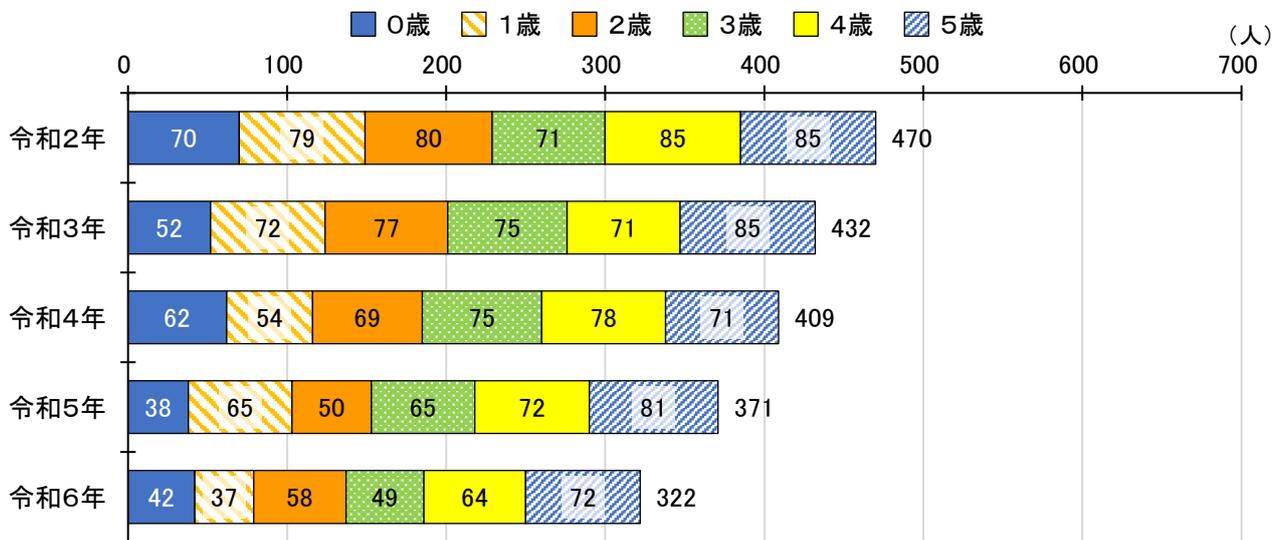
(2) 児童人口

津久見市の児童人口を就学前児童(0~5歳)、就学児童(6~11歳)で見ると、就学前児童人口は、令和2年の470人から年々減少し、令和6年には322人と、148人減少しています。

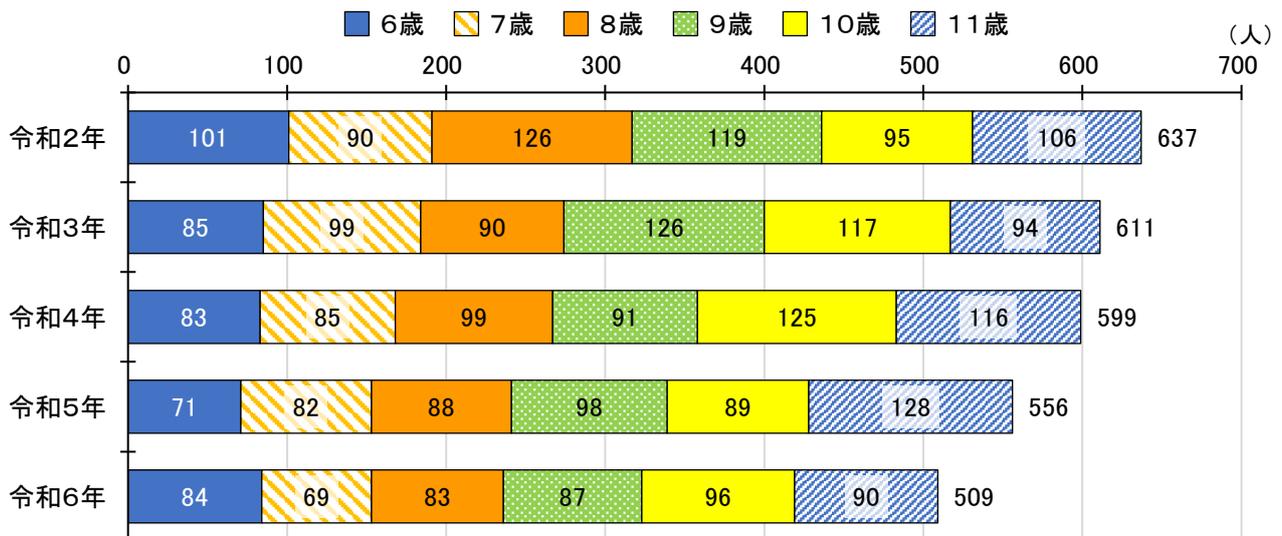
就学児童人口も同様に、令和2年の637人から年々減少し、令和6年には509人と、128人減少しています。

児童人口の推移

【就学前児童(0~5歳)】



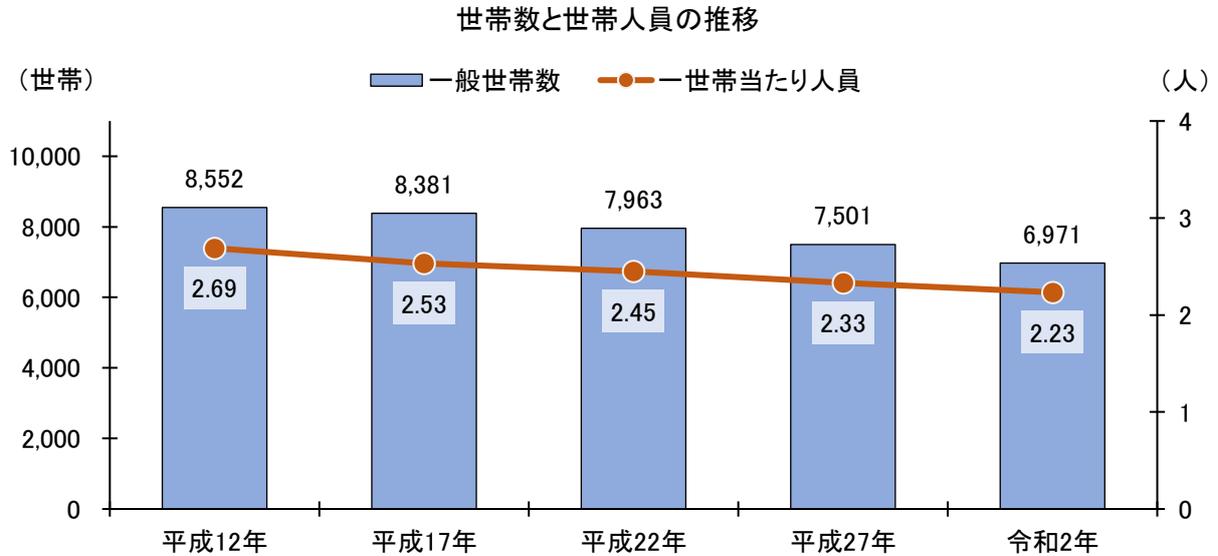
【就学児童(6~11歳)】



資料:津久見市住民基本台帳(各年4月1日時点)

(3) 世帯数の推移

津久見市の一般世帯数は、平成 12 年の 8,552 世帯から年々減少しており、令和2年には 6,971 世帯となっています。一世帯当たり人員も同様に年々減少しており、平成 12 年の 2.69 人から令和2年には 2.23 人となっています。



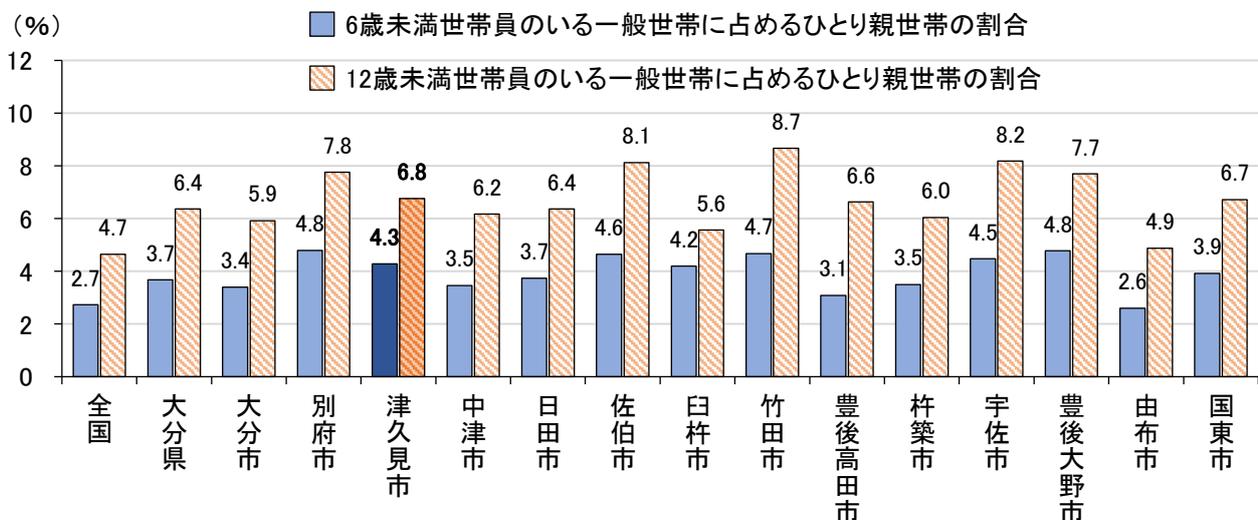
資料: 国勢調査

(4) ひとり親世帯の割合

津久見市における令和2年のひとり親世帯の割合は、6歳未満世帯員のいる世帯では 4.3%、12歳未満世帯員のいる世帯では 6.8%となっています。

県内の他市と比較すると、津久見市は平均的な割合ですが、国や県より高い水準となっています。

6歳・12歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合(令和2年)



※ひとり親世帯とは、未婚、死別又は離別の親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

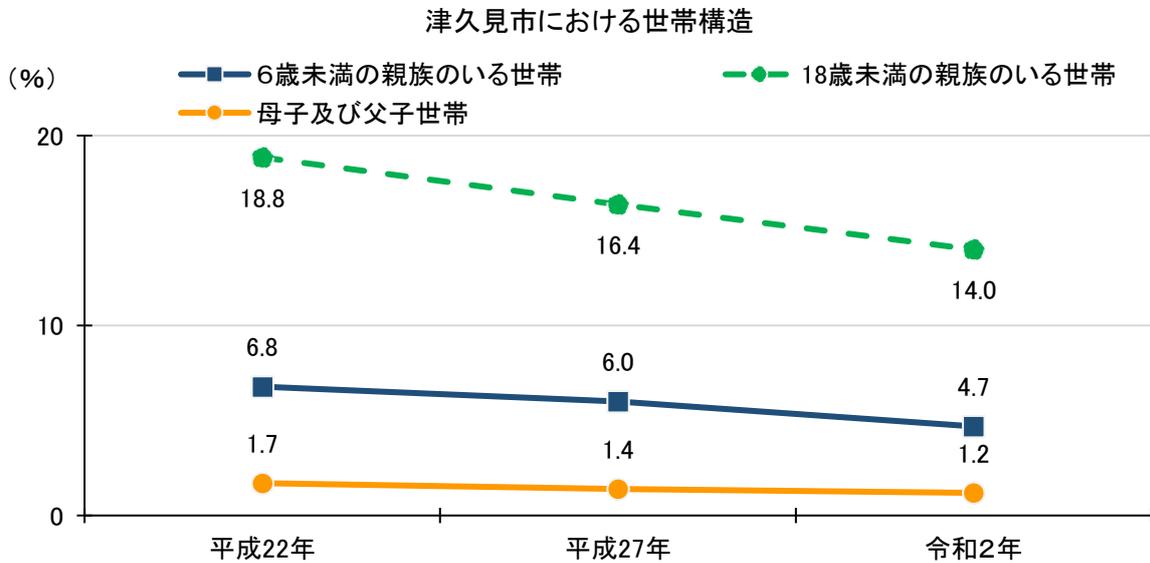
資料: 国勢調査

(5) 世帯の状況

津久見市の一般世帯は、平成 22 年以降減少傾向で推移しています。そのうち核家族世帯も同様に減少傾向で推移し、令和2年には 4,173 世帯となっています。

また、一般世帯に対する「6歳未満の親族のいる世帯」が令和2年には 4.7%、「18歳未満の親族のいる世帯」は 14.0%、「母子及び父子世帯」においては 1.2%を占めています。

このためこどものいる世帯の割合も減少してきている状況がうかがえます。



【単位:世帯、%】

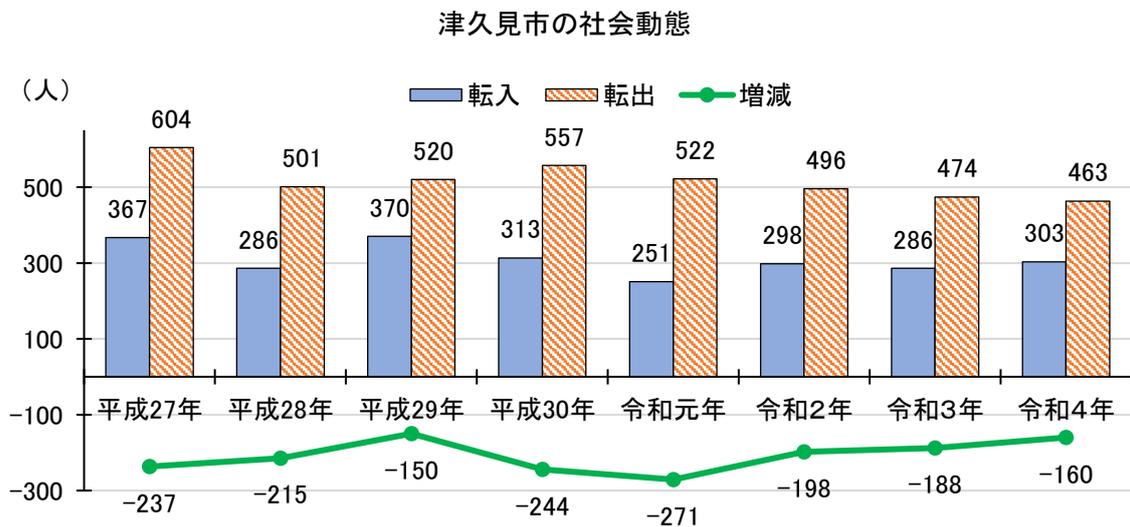
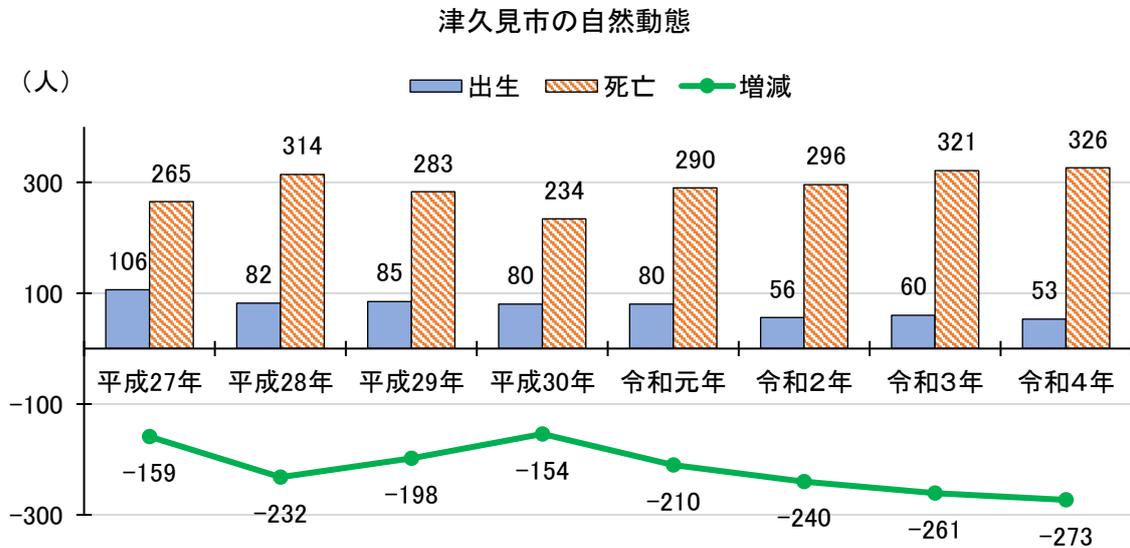
	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
一般世帯数	7,963	7,501	6,971
うち核家族世帯数	4,863	4,609	4,173
6歳未満の親族のいる世帯数	540	450	327
6歳未満の親族のいる世帯割合 (%)	6.8	6.0	4.7
18歳未満の親族のいる世帯数	1,501	1,228	976
18歳未満の親族のいる世帯割合 (%)	18.8	16.4	14.0
母子及び父子世帯数	137	106	83
母子及び父子世帯割合 (%)	1.7	1.4	1.2

資料:国勢調査

(6) 自然動態・社会動態

津久見市の自然動態(出生-死亡)について、出生数は減少傾向で推移しており、平成28年以降は100人を割り込んでいます。死亡数は平成30年から年々増加しています。

社会動態(転入-転出)は、各年とも転出者が転入者を上回っている状況は変わりませんが、転出者は平成30年から年々減少しています。



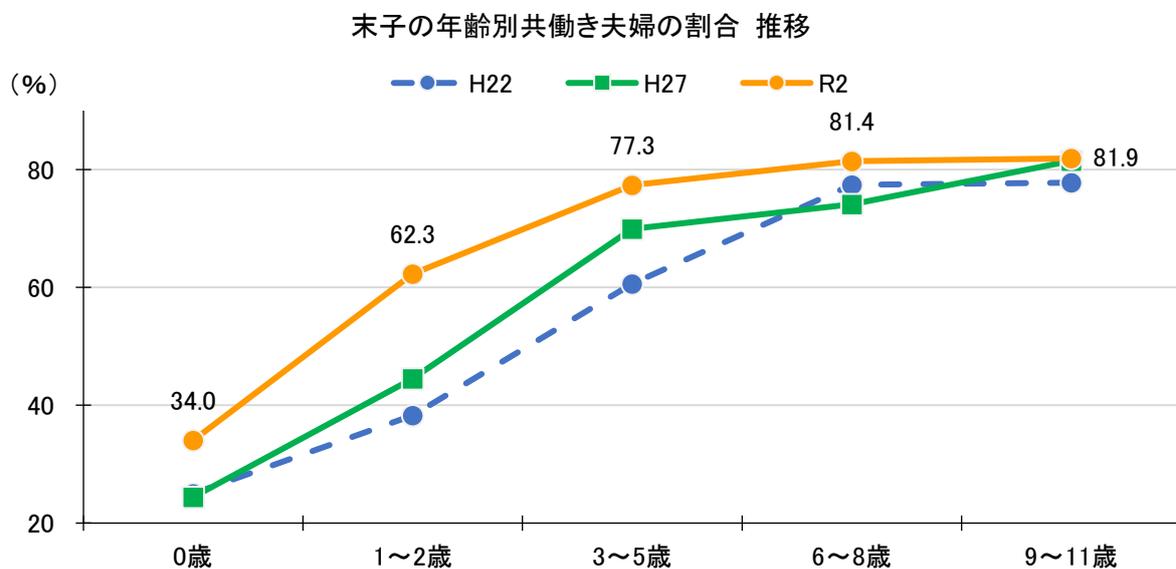
資料: 大分県の人口推計(年報)

2. 就業の状況

(1) 共働き夫婦の割合

令和2年の津久見市の共働き夫婦の割合は、末子の年齢が上がるにつれ共働きの割合が高くなる傾向にあり、末子が3歳以上の夫婦の75%以上が共働きとなっています。

平成22年から令和2年の共働き夫婦の割合の推移をみると、末子の年齢が0～5歳において、経年ごとに上昇傾向にあります。

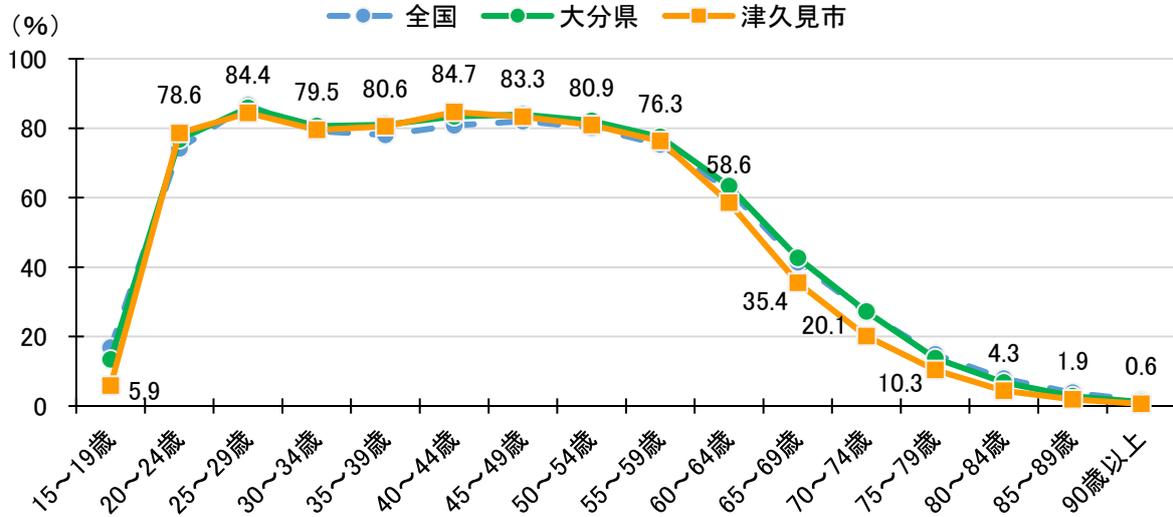


資料：国勢調査

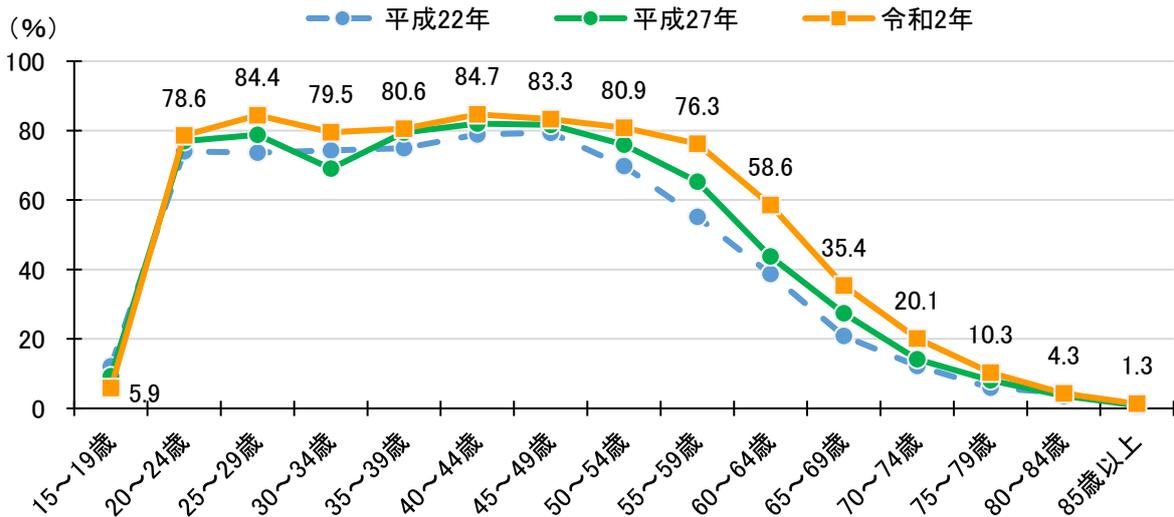
(2) 女性の労働力率

令和2年の津久見市の女性の年齢階級別労働力率をみると、20～24歳、40～44歳において、国や県より高い状況にあります。また、津久見市の女性の労働力率の推移をみると、ほとんどの年齢層において、経年により上昇傾向にあります。

女性の年齢階級別労働力率(令和2年 国・県との比較)



女性の年齢階級別労働力率 推移



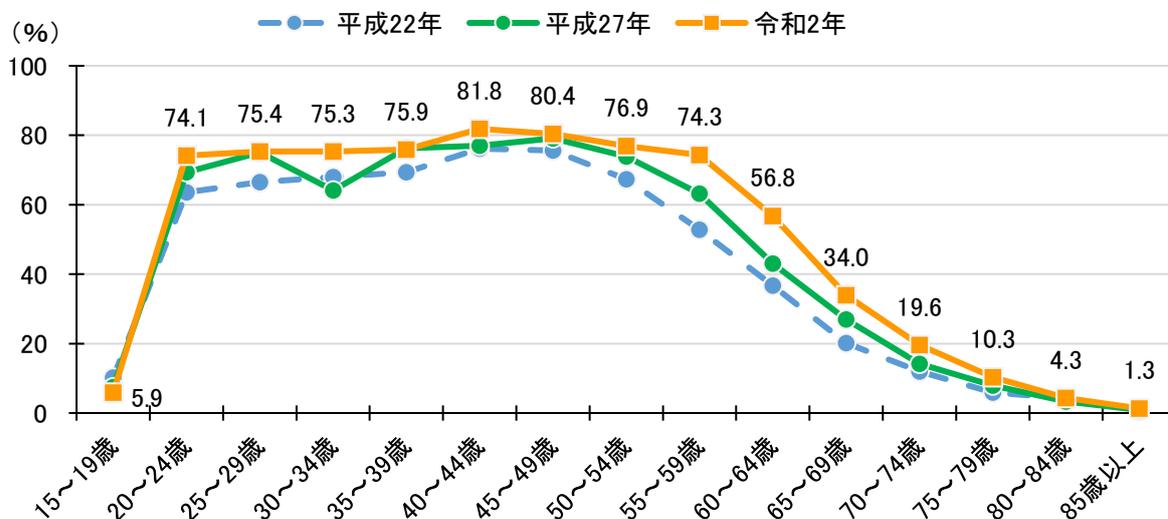
資料: 国勢調査

(3) 就業率

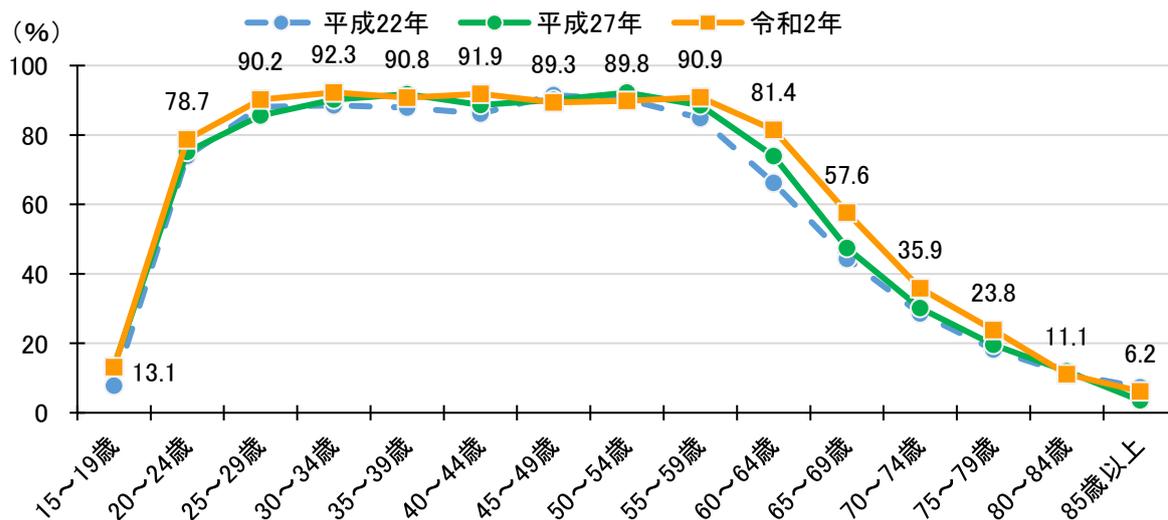
女性の就業率について、ほとんどの年齢層において経年ごとに上昇傾向にあります。特に 30～34 歳、55～64 歳においては顕著に上昇しています。

男性においては、全体的に大きな変動はありませんが、30～34歳、40～44歳、55～79 歳までの年齢層で経年により上昇傾向にあります。

女性の年齢別就業率 推移



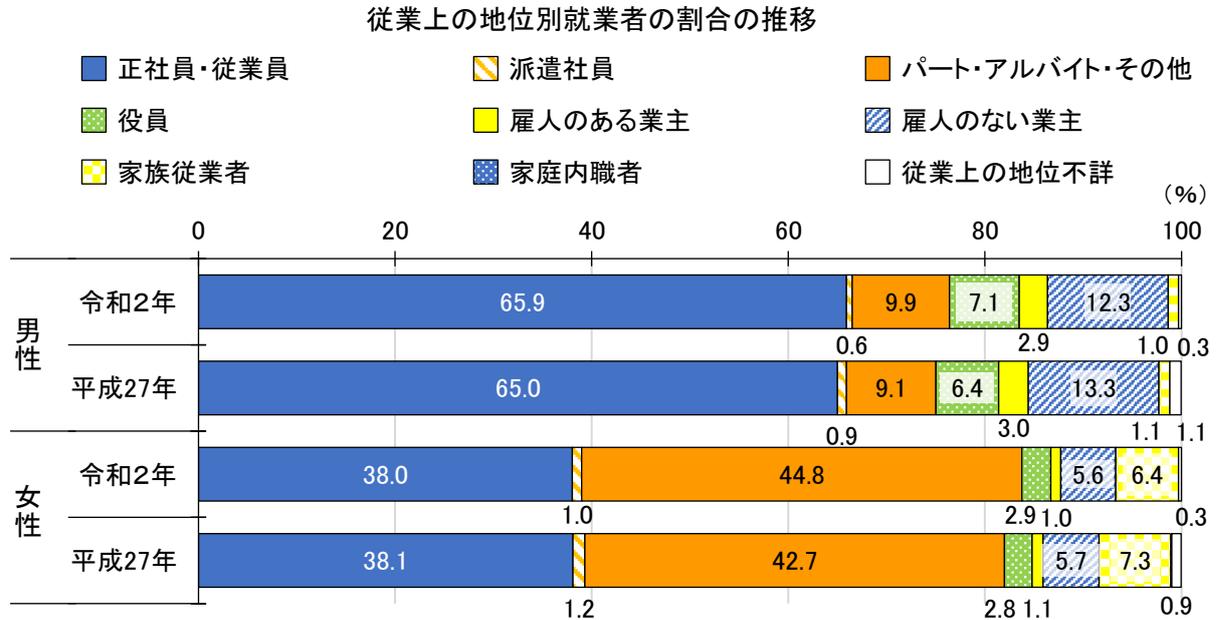
男性の年齢別就業率 推移



資料: 国勢調査

(4) 従業上の地位別従業者割合

従業上の地位別従業者の割合を平成 27 年と令和2年で比較すると、男女ともに大きな変化はみられません。女性の「正社員・従業員」、「派遣社員」、「パート・アルバイト・その他」に着目すると、その割合の合計は平成 27 年の 82.0%から令和2年には 83.8%となっています。



	平成 27 年					令和2年				
	総数	男性		女性		総数	男性		女性	
	人	人	%	人	%	人	人	%	人	%
総数	7,746	4,440	100.0	3,306	100.0	7,141	4,024	100.0	3,117	100.0
正社員・従業員	4,146	2,886	65.0	1,260	38.1	3,837	2,652	65.9	1,185	38.0
派遣社員	80	40	0.9	40	1.2	54	24	0.6	30	1.0
パート・アルバイト・その他	1,817	404	9.1	1,413	42.7	1,794	398	9.9	1,396	44.8
役員	380	286	6.4	94	2.8	377	286	7.1	91	2.9
雇人のある業主	170	135	3.0	35	1.1	148	116	2.9	32	1.0
雇人のない業主	780	590	13.3	190	5.7	668	494	12.3	174	5.6
家族従業者	289	48	1.1	241	7.3	241	42	1.0	199	6.4
家庭内職者	2	0	0.0	2	0.1	0	0	0.0	0	0.0
従業上の地位不詳	82	51	1.1	31	0.9	22	12	0.3	10	0.3

資料：国勢調査

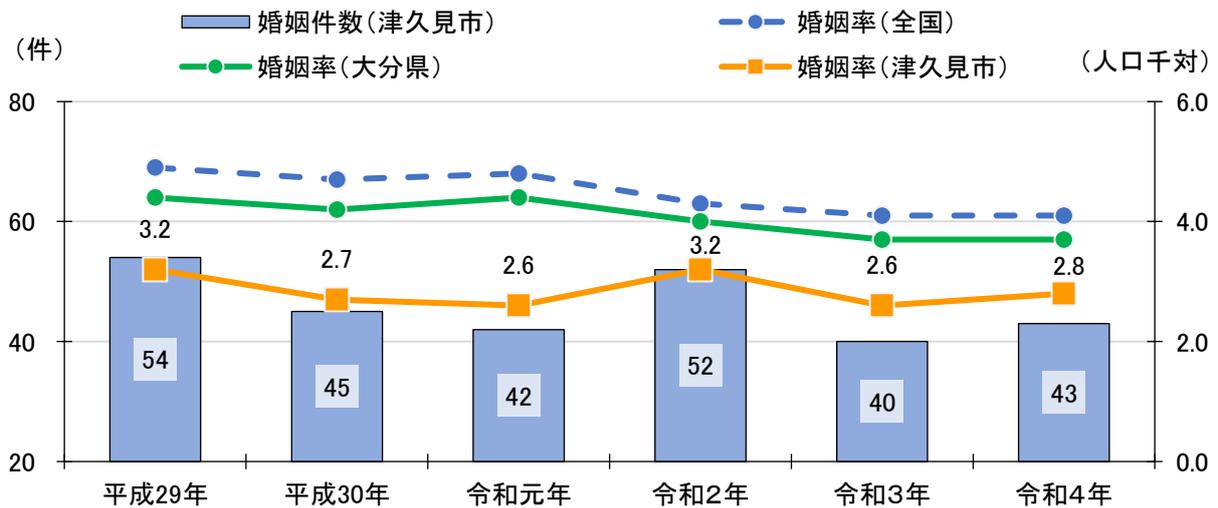
3. 少子化の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

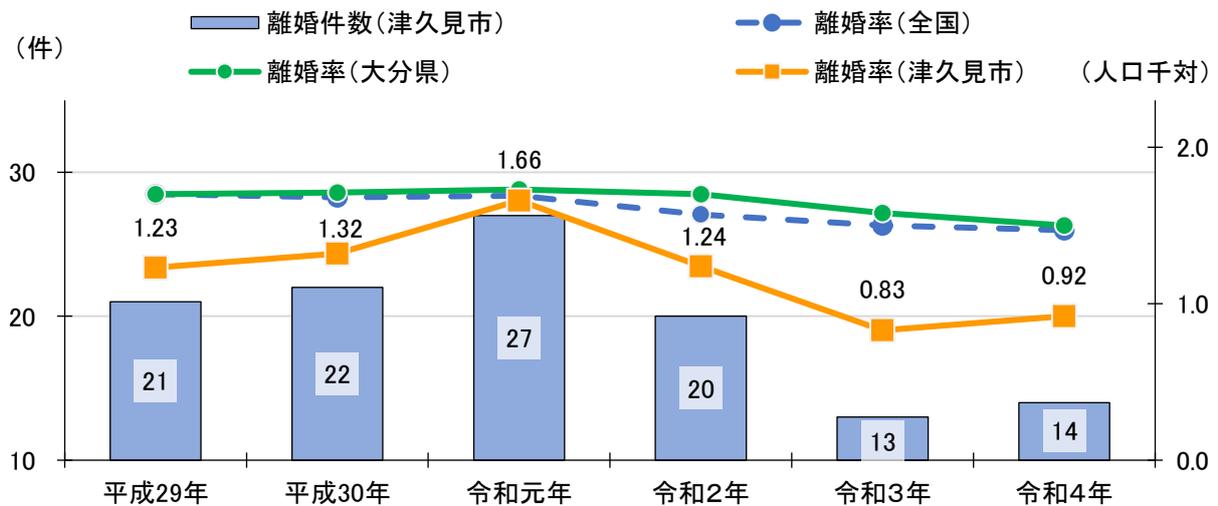
津久見市の婚姻件数は、令和2年の52件から減少し、令和4年には43件となっています。離婚件数は、令和元年の27件からその後減少し、令和4年には14件となっています。婚姻率、離婚率ともに国や県よりも低い水準で推移しています。

平均初婚年齢は、男性は上昇と低下を繰り返しながら推移していましたが、令和3年以降は横ばいで推移し、県を上回っています。女性は、近年では令和2年、令和3年で県を下回っていましたが、令和4年は県を上回っています。

婚姻件数・婚姻率の推移

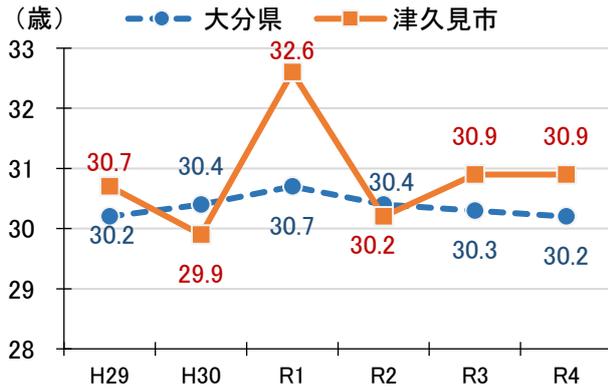


離婚件数・離婚率の推移

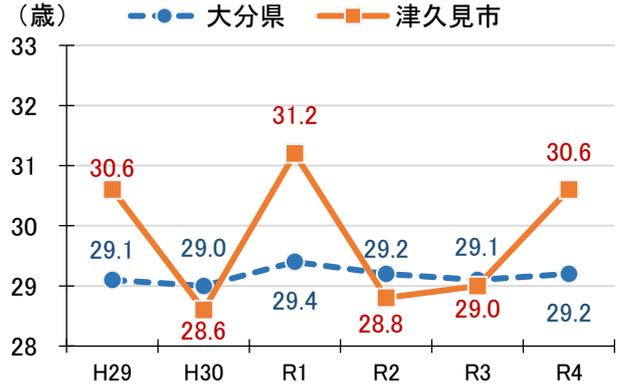


資料：大分県人口動態総覧、厚生労働省人口動態統計

男性の平均初婚年齢の推移



女性の平均初婚年齢の推移

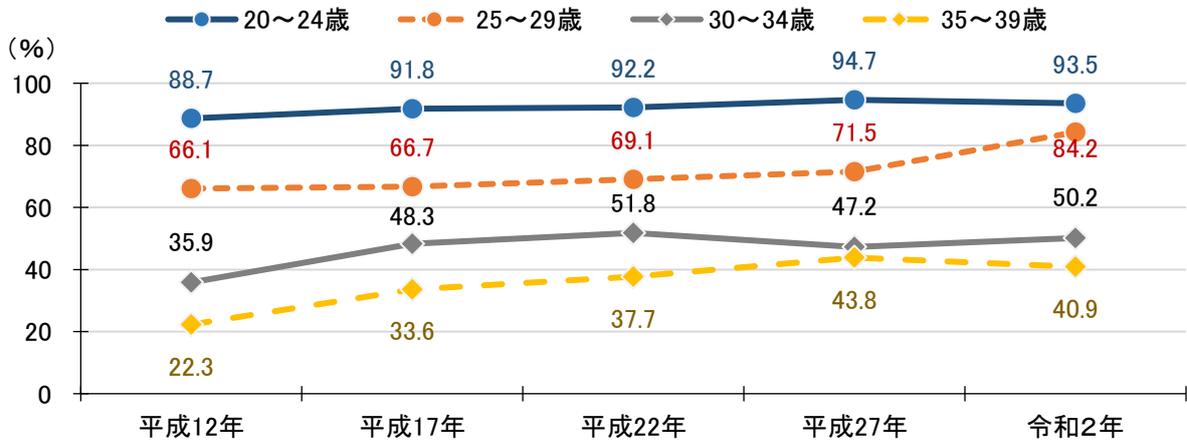


資料:大分県人口動態総覧、厚生労働省人口動態統計

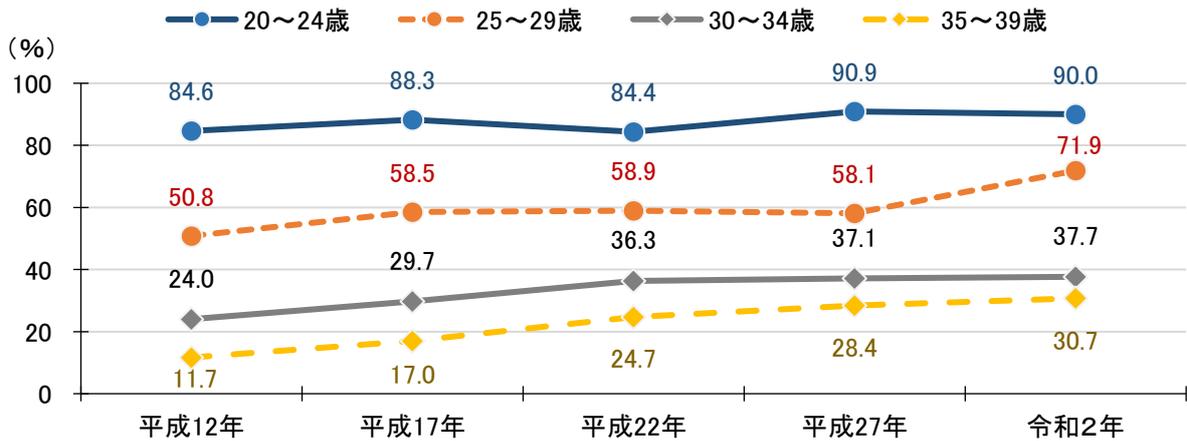
(2) 未婚率の推移

津久見市の20～39歳の未婚率の経年変化については、男女ともに25～29歳において平成27年から令和2年で10ポイント以上増加しています。

男性未婚率の推移



女性未婚率の推移



資料:国勢調査

(3) 出生数・出生率の推移

津久見市の出生数は平成 30 年の 80 人から減少傾向で推移し、令和 4 年には 49 人となっています。

同様に、津久見市の出生率は平成 30 年の 4.8 から低下し、令和 4 年には 3.2 となっています。国や県と比較すると低い水準で推移しています。

津久見市の出生数・出生率の推移

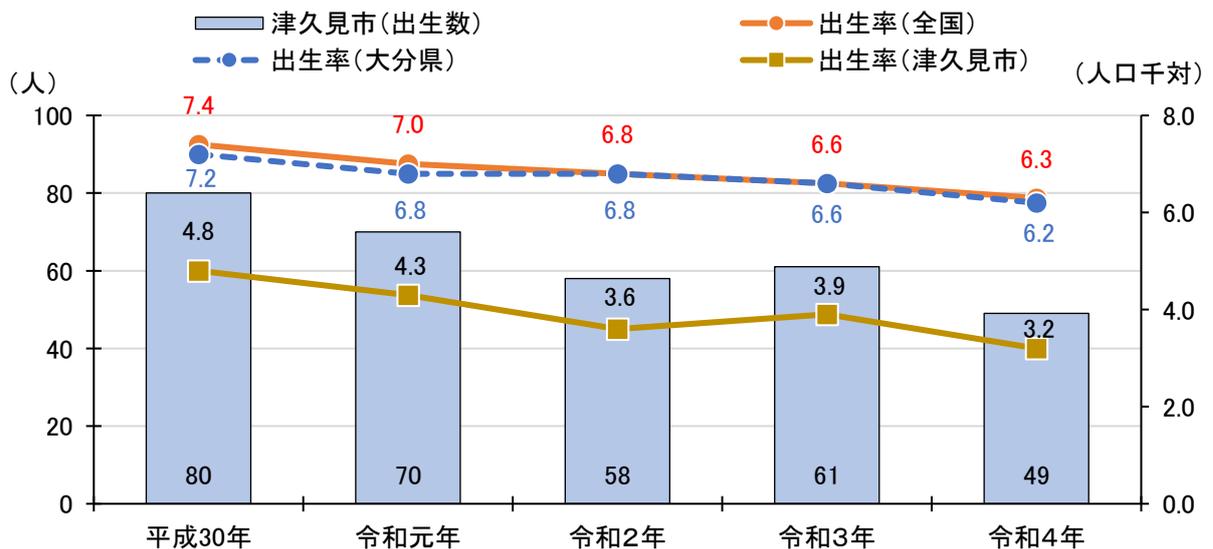
区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数(人)	80	70	58	61	49
出生率(人/人口千人)	4.8	4.3	3.6	3.9	3.2

大分県の出生数・出生率の推移

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数(人)	8,200	7,624	7,582	7,327	6,798
出生率(人/人口千人)	7.2	6.8	6.8	6.6	6.2

全国の出生数・出生率の推移

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数(人)	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
出生率(人/人口千人)	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

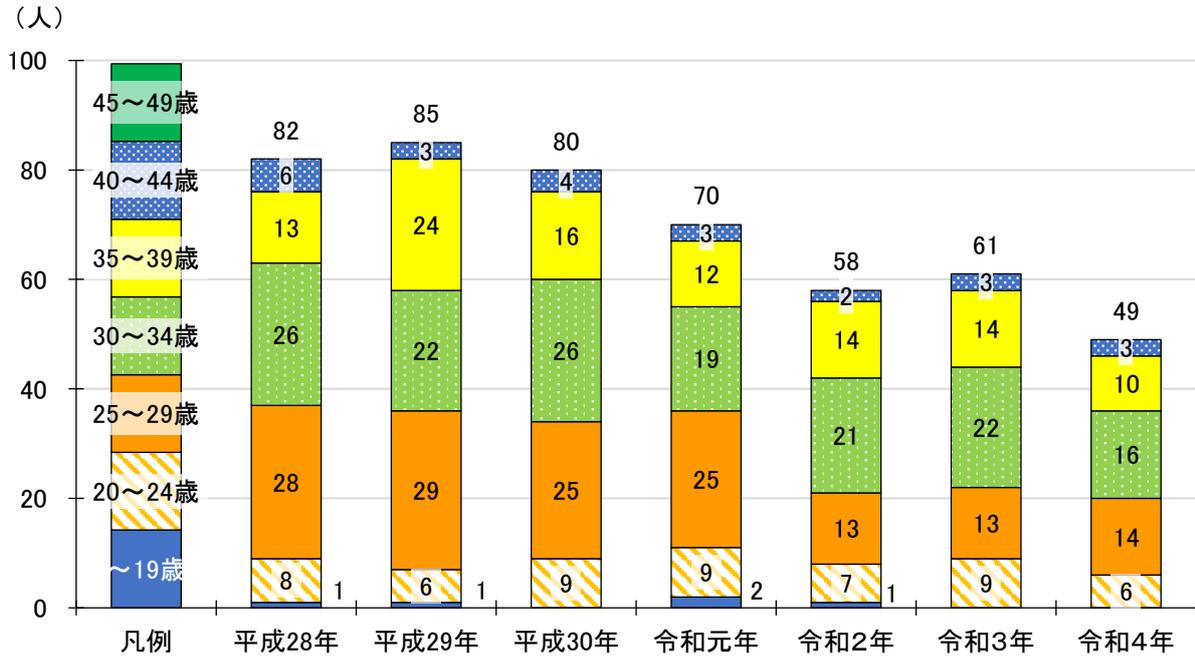


資料：大分県人口動態総覧、厚生労働省人口動態統計

(4) 母親の年齢階級別出生数

令和4年の津久見市の母親の年齢階級別出生数をみると、出生数全体のうち、25～29歳、30～34歳の母親の出産する数が多くなっており、いずれの年においても出生数全体の半数以上を占めています。

母親の年齢階級別出生数の推移



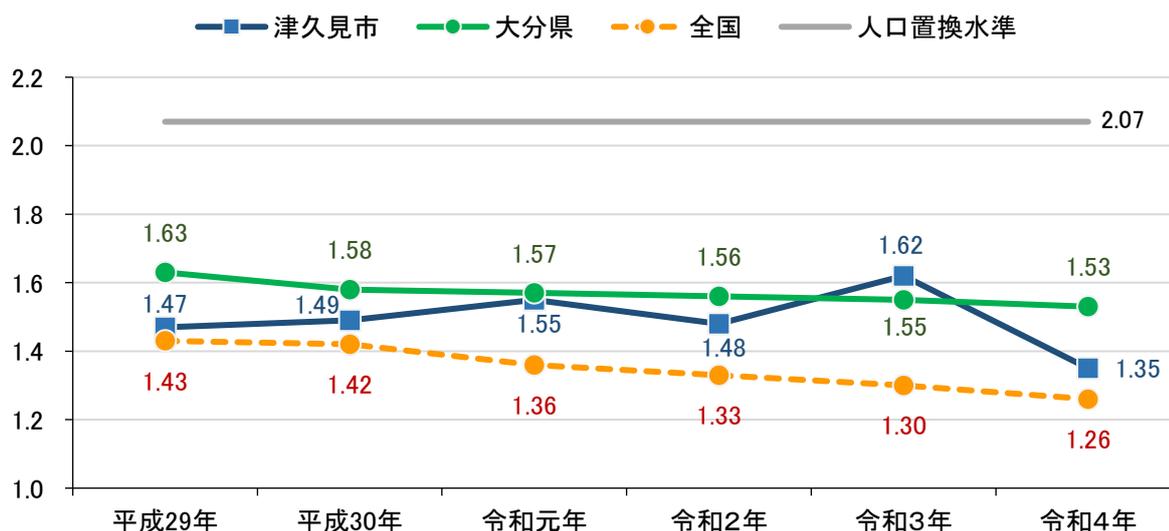
資料:厚生労働省人口動態統計

(5) 合計特殊出生率

津久見市の合計特殊出生率（15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する）は、平成29年の 1.47 から令和3年には 1.62 に上昇しましたが、令和4年には 1.35 となっています。また、人口置換水準（現在の人口を維持するために必要な出生の水準）の 2.07 には達しておらず、国より高く、令和3年以外は県より低い水準で推移しています。

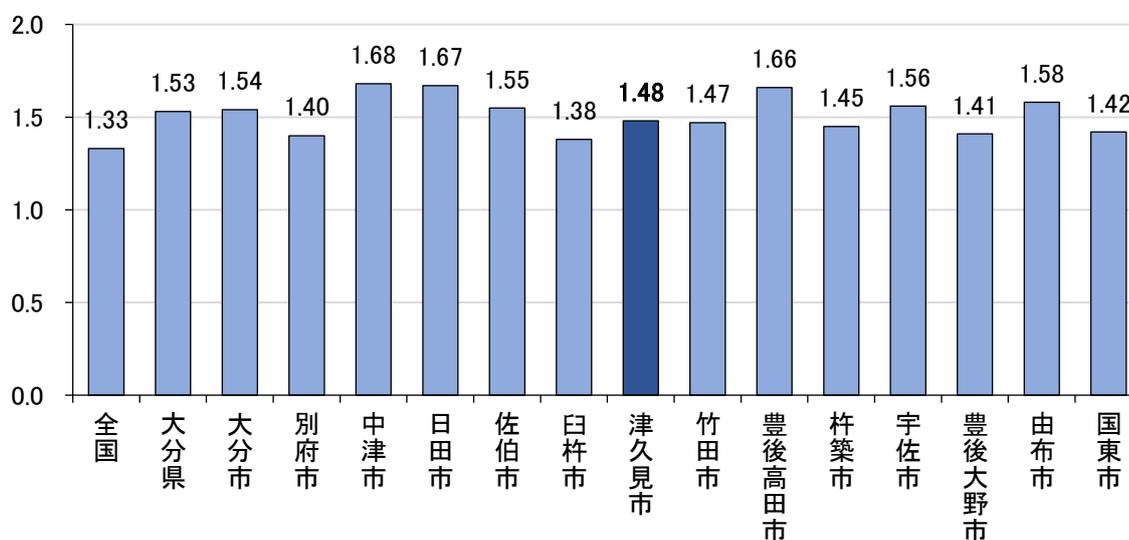
平成 30 年から令和4年の津久見市の合計特殊出生率は 1.48 となっており、国より高く、県より低くなっています。県内の他市と比較すると、やや低い水準となっています。

合計特殊出生率の推移(国・県との比較)



資料:大分県人口動態総覧、厚生労働省人口動態統計

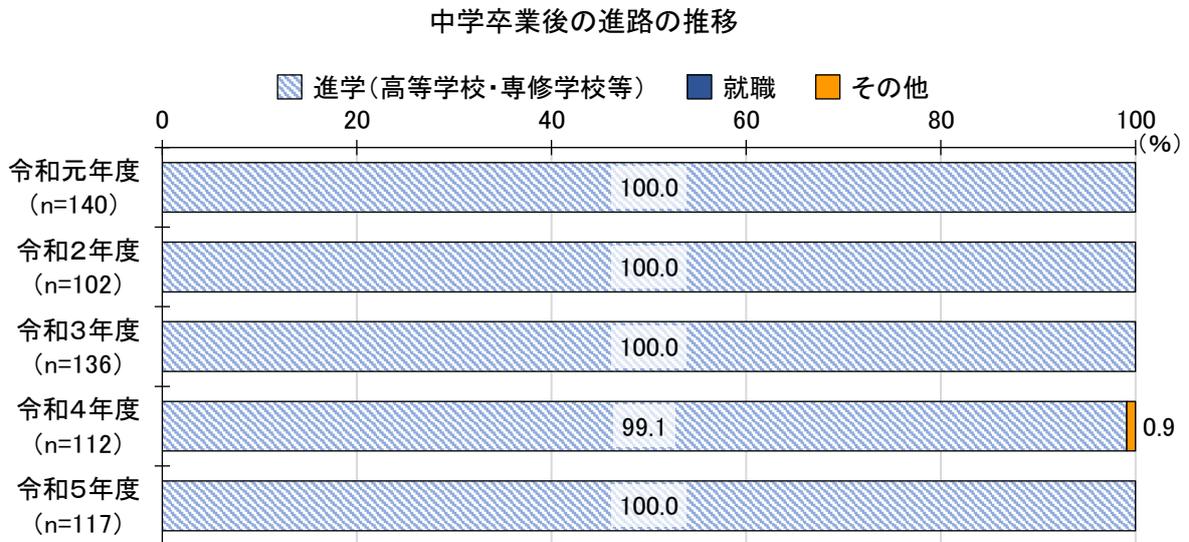
合計特殊出生率 比較(平成 30 年～令和4年)



資料:人口動態統計特殊報告

(6) 中学卒業後の進路

津久見市の中学生の卒業後の進路をみると、令和元年度卒業から令和5年度卒業まで、進学率は99%以上となっています。就職率は0%で、進学でも就職でもない「その他」の割合は、令和4年度卒業の0.9%となっています。

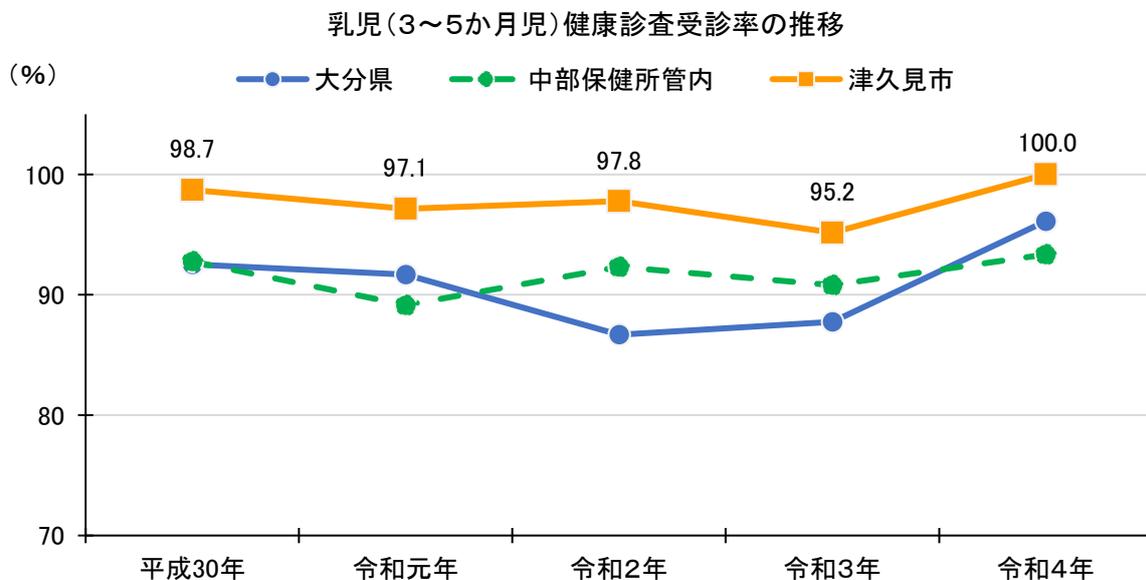


資料: 学校基本調査

4. 母子保健に関する状況

(1) 乳児(3~5か月児)健康診査受診率

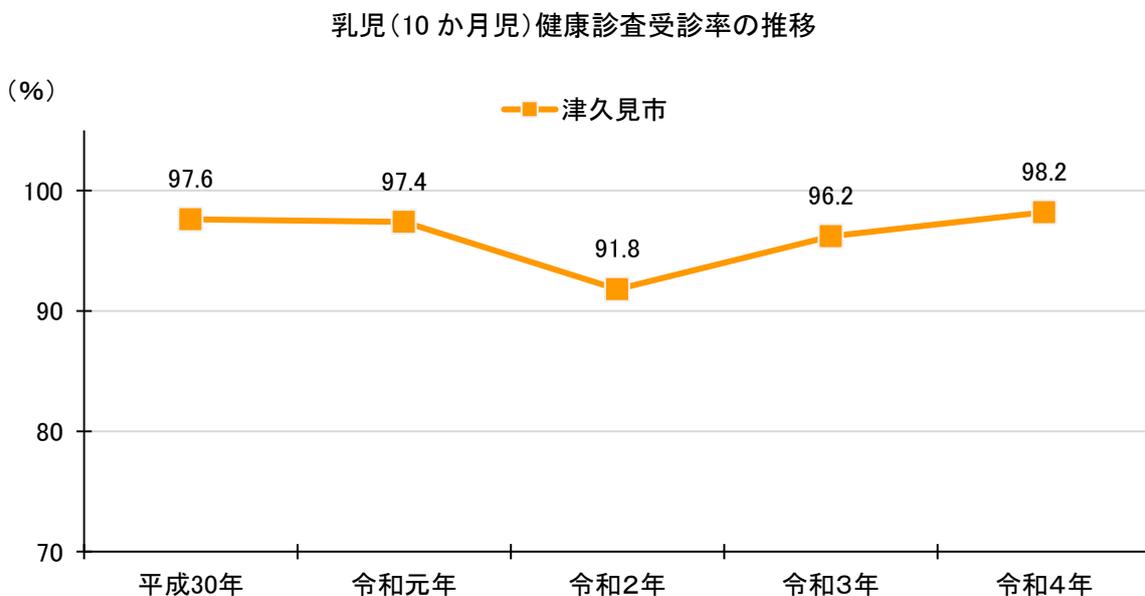
津久見市における乳児(3~5か月児)健康診査受診率は、平成30年の98.7%から横ばいで推移しており、令和4年には100.0%となっています。



資料: 地域保健・健康増進事業報告

(2) 乳児(10か月児)健康診査受診率

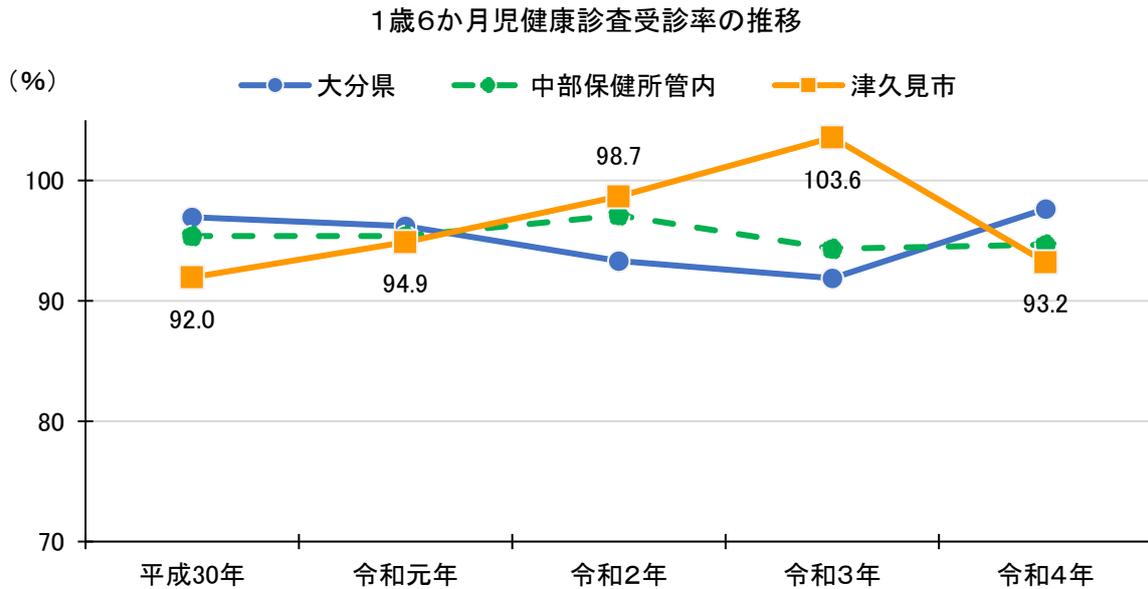
津久見市における乳児(10か月児)健康診査受診率は、平成30年の97.6%から横ばいで推移しており、令和4年には98.2%となっています。



※ 津久見市独自健診
資料: 津久見市

(3) 1歳6か月児健康診査受診率

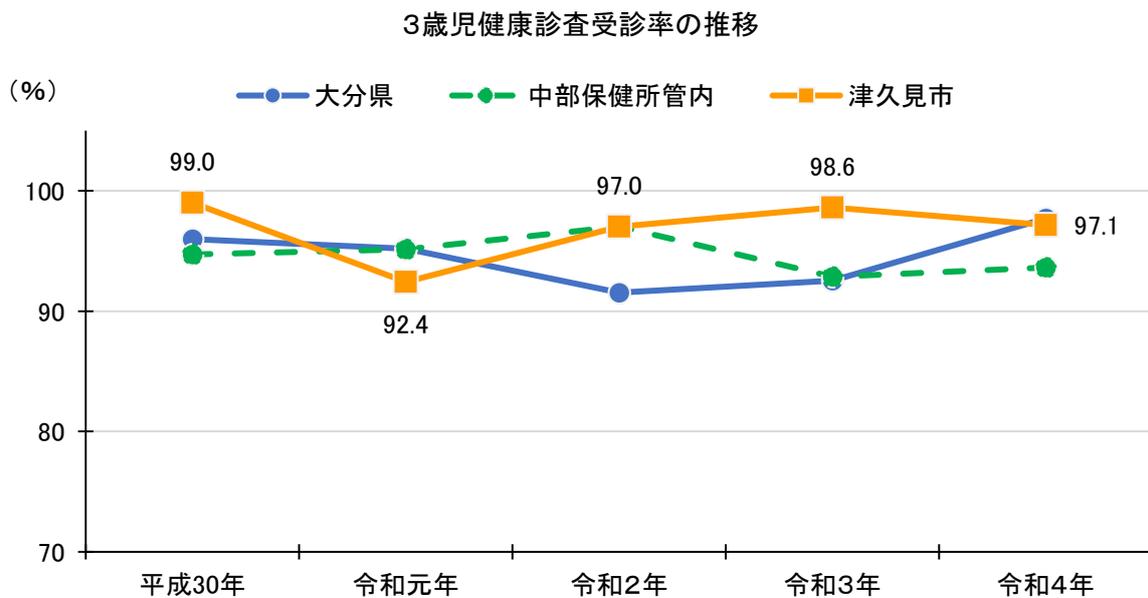
津久見市における1歳6か月児健康診査受診率は、平成30年の92.0%から令和3年の103.6%まで上昇しましたが、令和4年には低下し93.2%となっています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

(4) 3歳6か月児健康診査受診率

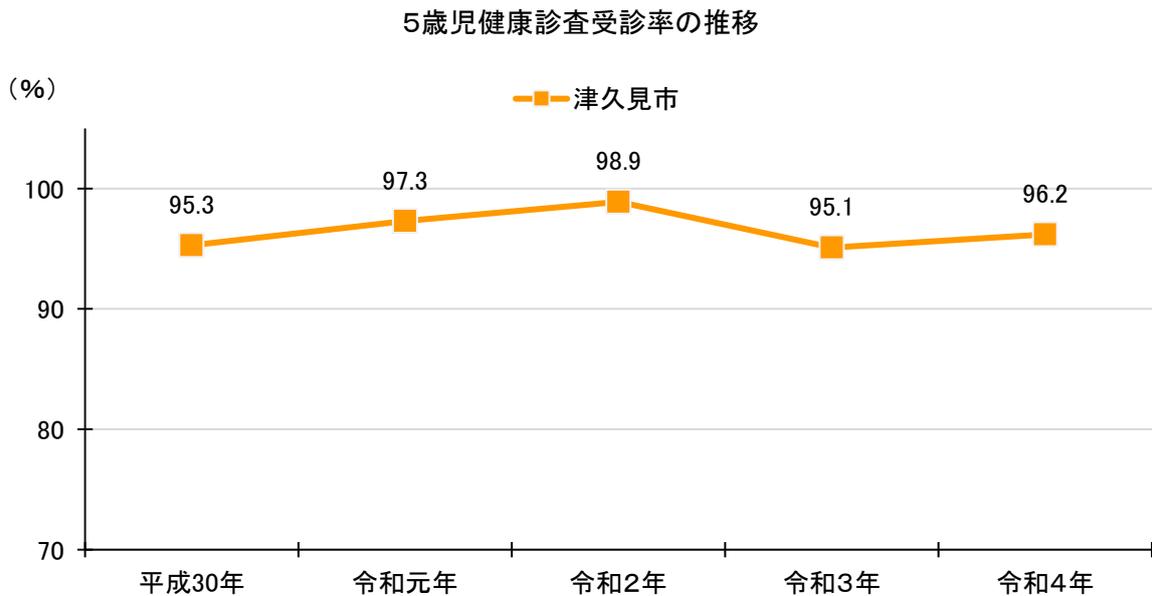
津久見市における3歳6か月児健康診査受診率は、平成30年の99.0%から横ばいで推移しており、令和4年には97.1%となっています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

(5) 5歳児健康診査受診率

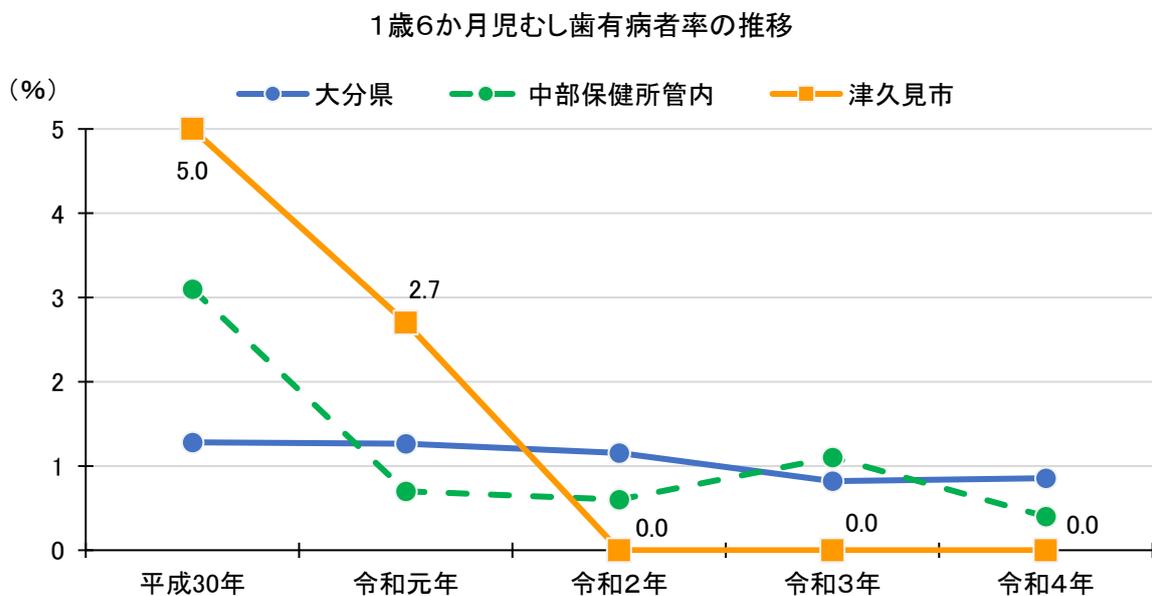
津久見市における5歳児健康診査受診率は、平成30年の95.3%から横ばいで推移しており、令和4年には96.2%となっています。



※ 津久見市独自健診
資料: 津久見市

(6) 1歳6か月児むし歯有病者率

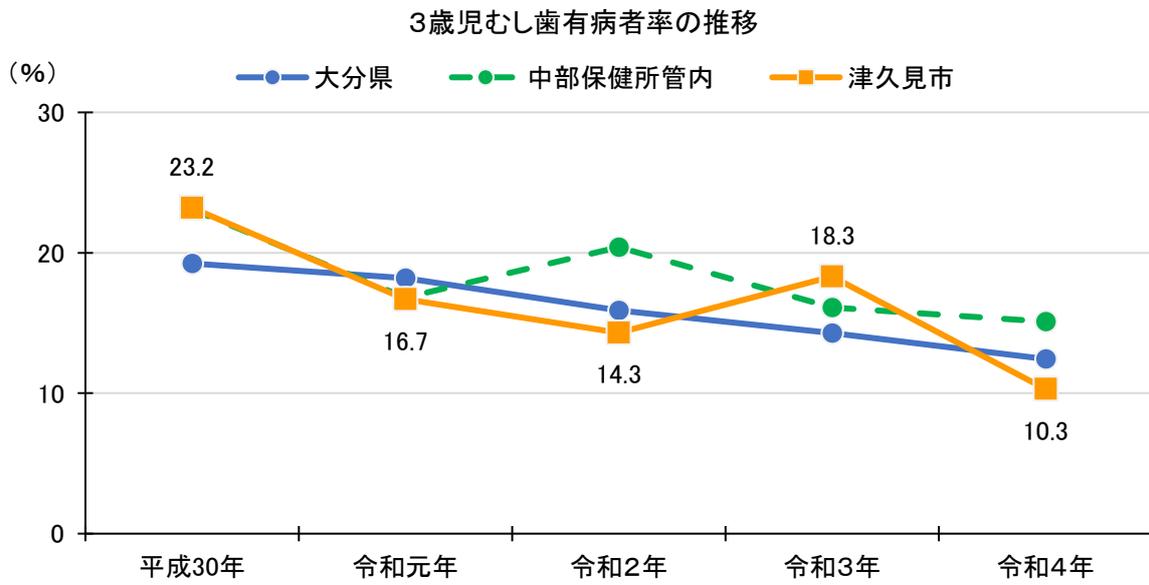
津久見市における1歳6か月児むし歯有病者率は、平成30年は5.0%でしたが、その後下がり、令和2年以降は0%となっています。



資料: 地域保健・健康増進事業報告

(7) 3歳児むし歯有病者率

津久見市における3歳児むし歯有病者率は、平成30年は23.2%でしたが、その後下降傾向で推移し、令和4年には10.3%となっています。



資料:地域保健・健康増進事業報告

5. 幼稚園、認定こども園、小・中学校の状況

津久見市の幼稚園、認定こども園、小・中学校の状況は以下の通りです。

■ 幼稚園一覧表

施設名	認定	定員	園児数	預かり保育	備考
和順幼稚園					休園中

資料: 津久見市(令和6年4月1日現在)

■ 認定こども園一覧表

施設名	認定	定員	園児数	預かり保育	備考
向洋保育園	1号	10	121	15:30~20:00	通常 8:30~15:30
	2・3号	120		延長保育 7:00~ 7:30 18:00~20:00	通常 7:00~18:00
白蓮こども園	1号	15	26	15:00~18:30	通常 7:30~15:00
	2・3号	20		—	通常 7:30~18:30
カトリック津久見幼稚園	1号	15	31	15:00~17:45	通常 9:00~14:00
	2・3号	10		—	通常 7:15~18:15
しらうめ幼稚園	1号	15	24	15:00~18:30	通常 9:00~15:00
	2・3号	20		—	通常 7:30~18:30
明光こども園	1号	9	80	15:30~18:30	通常 8:30~15:30
	2・3号	101		延長保育 16:30~18:30	通常 7:30~18:30

資料: 津久見市(令和6年4月1日現在)

■ 小学校一覧表

学校名	クラス数	内特別支援学級	児童数	備考
千怒小学校	8	2	123	
津久見小学校	10	1	205	
青江小学校	7	1	120	
堅徳小学校	6	0	49	
保戸島小学校	1	0	3	

資料: 津久見市(令和6年4月1日現在)

■ 中学校一覧表

学校名	クラス数	内特別支援学級	生徒数	備考
津久見中学校	12	2	322	
保戸島中学校	1	0	1	

資料: 津久見市(令和6年4月1日現在)

6. 教育・保育の状況

以下の表は、津久見市の教育・保育の施設を日常的に利用しているこどもの数を示しています。

■保育園の状況

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総数(人)	102	95	94	0	0
0歳児(人)	4	4	4	0	0
1歳児(人)	16	15	14	0	0
2歳児(人)	20	16	17	0	0
3歳児(人)	20	21	21	0	0
4歳児(人)	28	19	20	0	0
5歳児(人)	14	20	18	0	0
施設数(か所)	3	3	4	0	0
定員(人)	126	126	126	0	0

資料:津久見市(各年4月1日現在)

■幼稚園の状況

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総数(人)	10	4	0	0	0
3歳児(人)	0	1	0	0	0
4歳児(人)	3	0	0	0	0
5歳児(人)	7	3	0	0	0
施設数(か所)	1	1	0	0	0
定員(人)	15	15	0	0	0

資料:津久見市(各年4月1日現在)

■認定こども園の状況

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総数(人)	234	234	219	317	282
0歳児(人)	6	5	4	3	9
1歳児(人)	31	23	18	58	29
2歳児(人)	25	41	31	35	56
3歳児(人)	50	54	55	66	48
4歳児(人)	59	52	60	73	66
5歳児(人)	63	59	51	82	74
施設数(か所)	7	7	6	5	5
定員(人)	285	275	275	355	335

資料:津久見市(各年4月1日現在)

【保育利用率の推移】

第2期計画においては0～2歳の保育利用率の設定がされており、現在までの実績と比較すると以下のようになります。

■計画における保育利用率の設定

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育利用目標値					
0歳(人)	10	10	10	10	9
1～2歳(人)	98	91	86	84	82
保育利用率					
0歳(%)	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4
1～2歳(%)	59.6	59.6	59.6	59.6	59.6

■計画期間中の実績(0～2歳)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
住民基本台帳による					
0～2歳のこどもの数(人)	229	201	185	153	137
0歳(人)	70	52	62	38	42
1～2歳(人)	159	149	123	115	95
実績によるこどもの数(人)					
0歳(人)	11	9	9	3	10
1～2歳(人)	95	98	85	93	86
保育利用率					
0歳(%)	15.7	17.3	14.5	7.9	23.8
1～2歳(%)	59.7	65.8	69.1	80.9	90.5

7. アンケート調査結果概要

(1) 調査の概要

①津久見市子育てに関するアンケート調査（市独自調査）

「第3期津久見市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため、市民の子育て支援に関する意向をうかがい、その結果を踏まえて本市の現状と課題を整理し、今後の子育て支援を展開していくために実施しました。

津久見市子育てに関するアンケート調査の概要

区分	就学前児童保護者用調査	小学生保護者用調査
調査対象者	0～5歳児の保護者	小学1～3年生の保護者
調査方法	郵送発送、郵送回収による無記名回答方式	
対象者数	286	225
有効回収数 (有効回収率)	240 (83.9%)	204 (90.7%)
調査期間	令和6年2月16日～令和6年3月1日	

②令和6年度大分県子どもの生活実態調査（県調査）

大分県内のすべてのこどもたちが、夢と希望を持って健やかに成長していけるような社会の実現を目指した支援策を検討するため、県内全ての小学5年生から高校3年生までの全児童生徒及び小学5年生と中学2年生の保護者を対象に、こどもの生活実態を把握するためにこどもの生活・学習習慣や自己肯定感などに関する調査と併せて、こどもによる家族のお世話や困りごとの状況について調査を行いました。

令和6年度大分県子どもの生活実態調査の概要

区分	ヤングケアラー実態調査	こどもの生活実態調査
調査対象者	小学5・6年生 中学生・高校生	小学5年生保護者 中学2年生保護者
調査方法	無記名のWeb調査（児童生徒は一人一台タブレット、保護者はスマホ等を活用）	
回答者数	小学5・6年生：177 中学生：304、高校生：286	小学5年生保護者：60 中学2年生保護者：55
調査期間	令和6年6月21日～令和6年7月19日	

(2) 調査結果概要

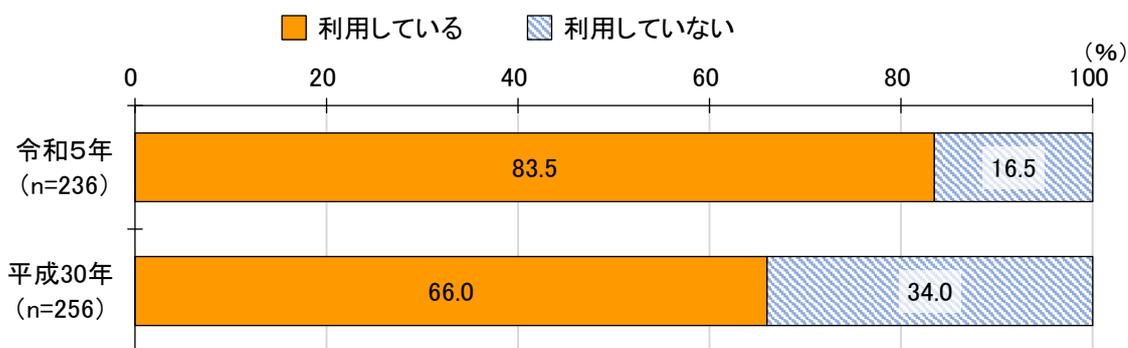
① 子ども・子育て支援事業計画関連調査

α 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

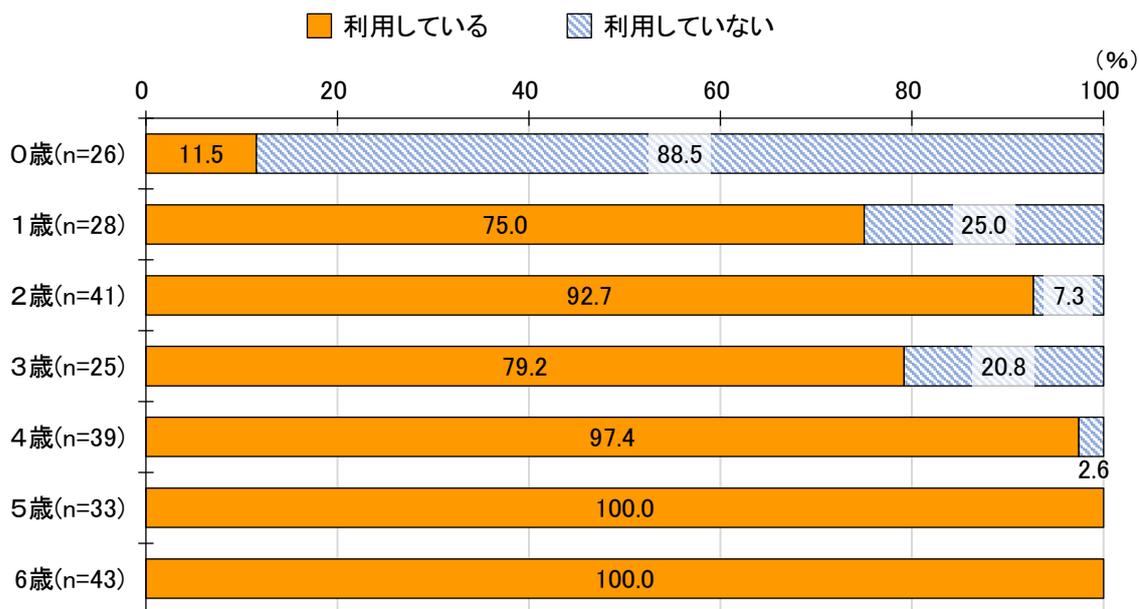
就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が 83.5%となっており、前回調査と比較すると 17.5 ポイント増えています。

年齢別の利用状況を見ると、1歳児で約7割、2歳児で約9割、3歳児で約8割、4歳児以上ではほとんどの児童が平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。

就学前児童：定期的な教育・保育事業の利用状況



就学前児童：定期的な教育・保育事業の利用状況(年齢別)

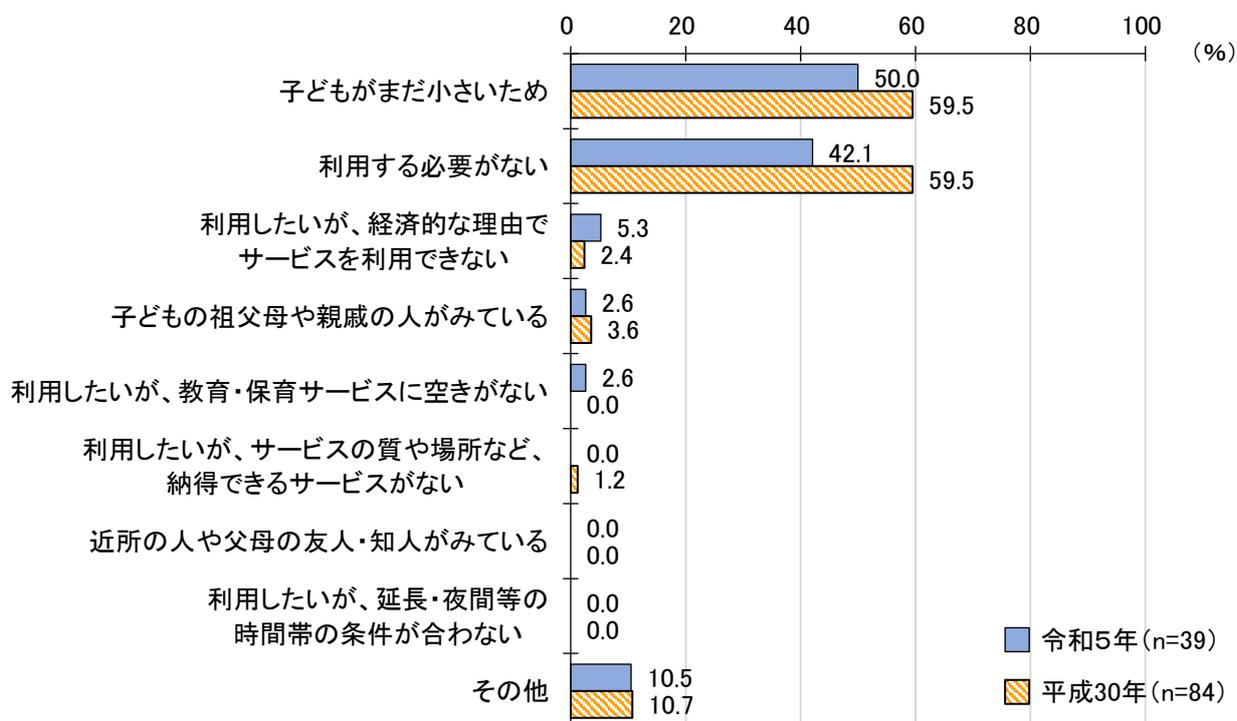


b 平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が50.0%と最も高く、次いで「利用する必要がない」が42.1%、「利用したいが、経済的な理由でサービスを利用できない」が5.3%となっています。前回調査と比較すると、「利用する必要がない」は17.4ポイント減少しています。

利用ニーズがあるものの利用できないとの回答（経済的理由、事業に空きがない）も一定数あり、前回調査より高くなっています。

就学前児童：平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由



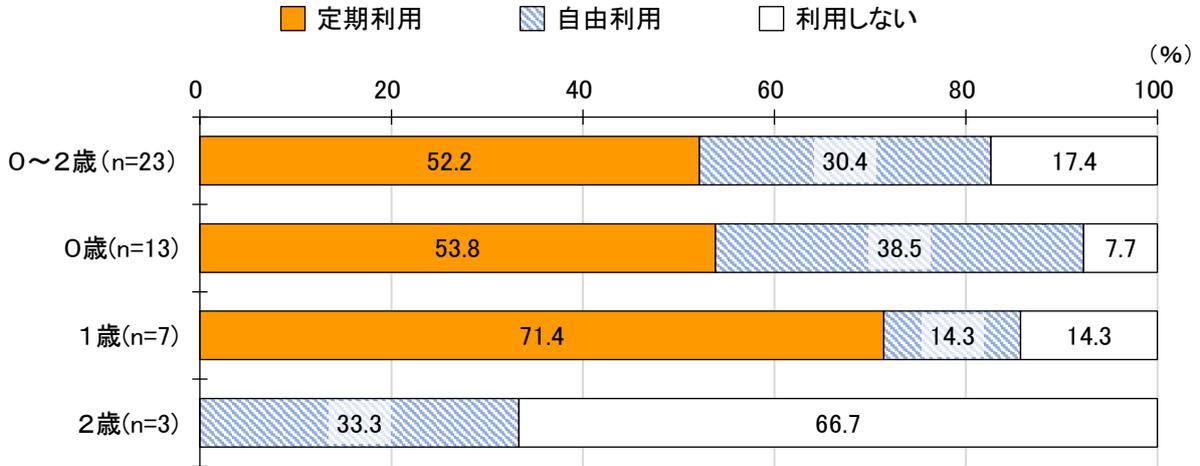
就学前児童：平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由（年齢別）

年齢	利用する必要がない	子どもの祖父母や親戚の人がみている	近所の人や父母の友人・知人がみている	利用したいが、教育・保育サービスに空きがない	利用したいが、経済的な理由でサービスを利用できない	利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	利用したいが、サービスの質や場所など、納得できるサービスがない	子どもがまだ小さいため	その他
0歳児(n=23)	21.7%	0.0%	0.0%	4.3%	4.3%	0.0%	0.0%	60.9%	13.0%
1歳児(n=7)	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	0.0%
2歳児(n=3)	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%
3歳児(n=5)	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%
4歳児(n=1)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5歳児(n=0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6歳児(n=0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

c 「乳児等通園支援事業」が創設された場合の利用希望

「乳児等通園支援事業」が創設された場合の利用方法について、平日の定期的な教育・保育事業を利用していない0～2歳では「定期利用」が52.2%となっています。年齢別でみると1歳で「定期利用」が71.4%と最も高くなっており、「定期利用」と「自由利用」を合わせた割合は0歳が92.3%で最も高くなっています。

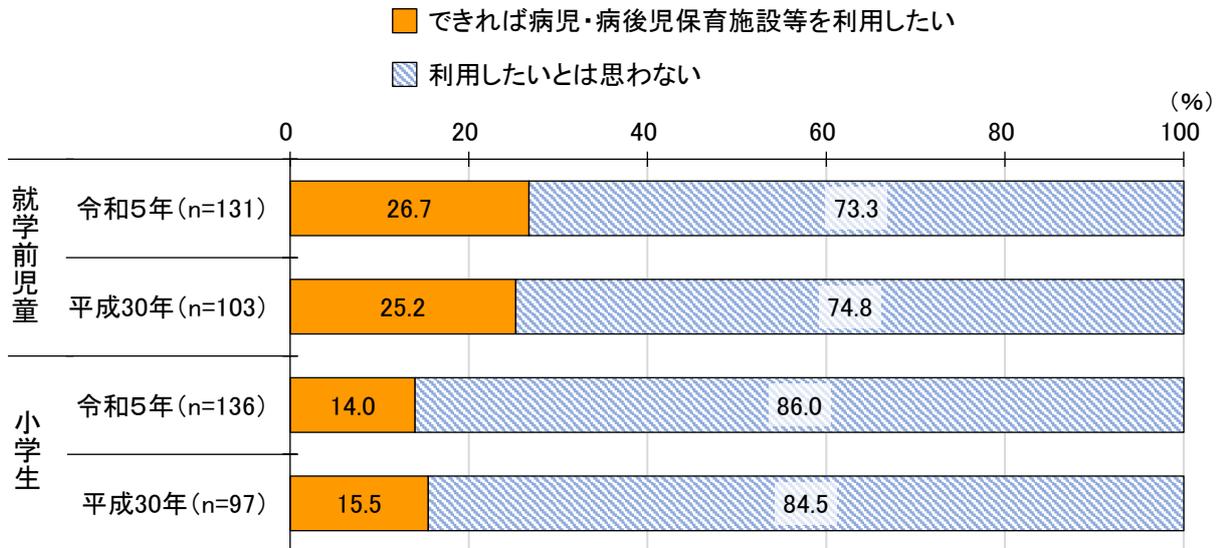
就学前児童：「乳児等通園支援事業」の利用希望・利用方法（年齢別）



d 病児・病後児保育について

病児・病後児保育について、就学前児童では、利用希望が26.7%で前回調査よりわずかに高くなっています。小学生では、利用希望が14.0%で前回調査の15.5%より低くなっています。

病児・病後児保育の利用希望

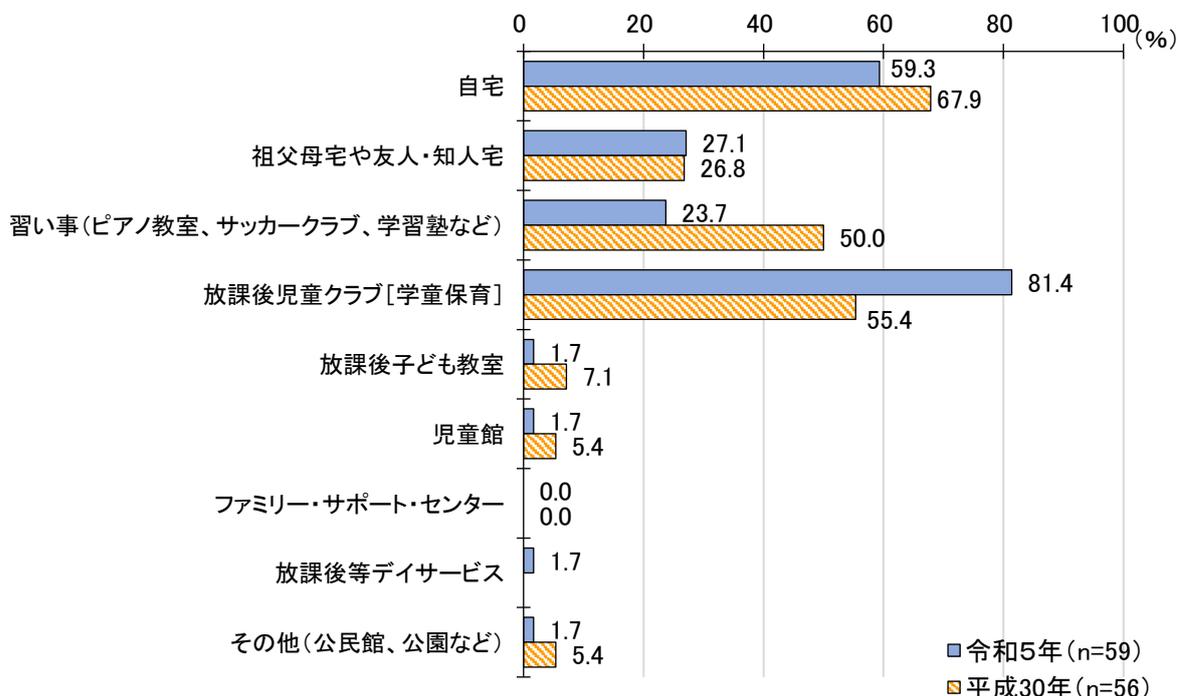


e 放課後の過ごし方について

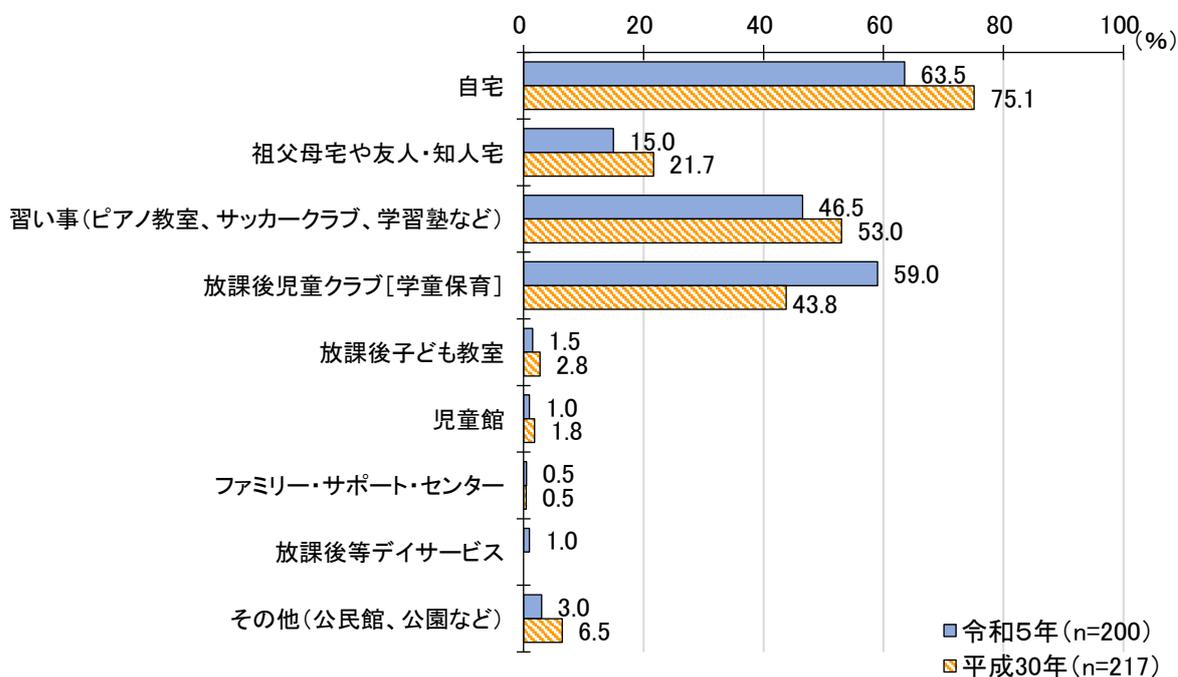
就学前児童が就学した際に、どのような場所で放課後を過ごさせたいかについて、「放課後児童クラブ」が81.4%と最も高く、次いで「自宅」が59.3%となっています。前回調査と比較すると、「習い事」が26.3ポイント減、「放課後児童クラブ」が26.0ポイント増となっています。

小学生については、「自宅」が63.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が59.0%となっています。前回調査と比較すると、「自宅」が11.6ポイント減、「放課後児童クラブ」が15.2ポイント増となっています。

就学前児童：放課後の過ごし方についての希望



小学生：放課後の過ごし方についての希望

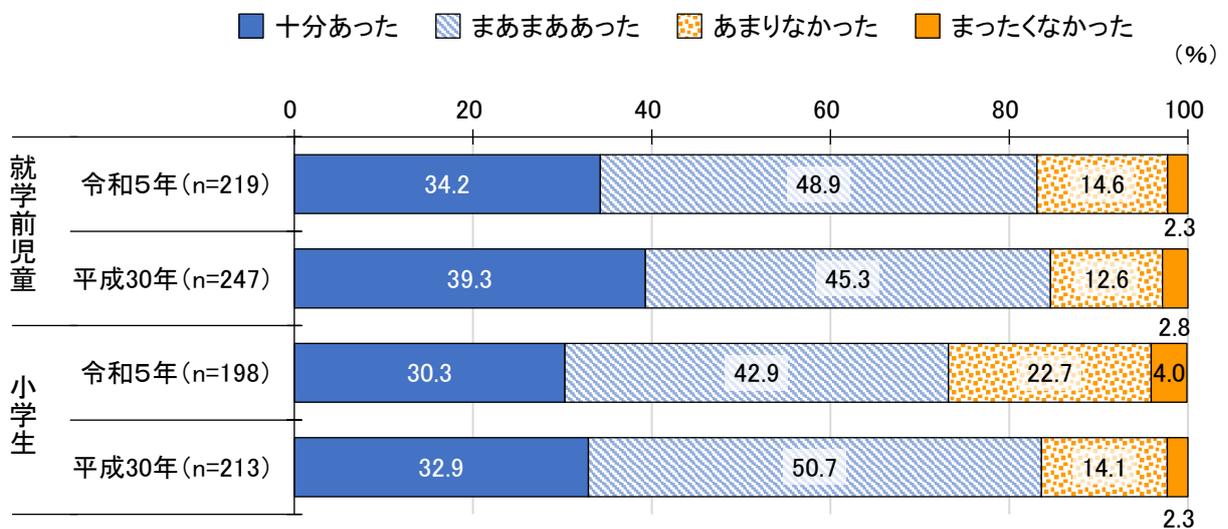


②次世代育成支援行動計画関連調査

a 妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感

就学前児童の満足感・充実感が『あった（「十分あった」と「まあまああった」の合計）』は83.1%、小学生では73.2%となっています。前回調査と比較すると就学前児童は1.5ポイント、小学生では10.4ポイント減少しています。

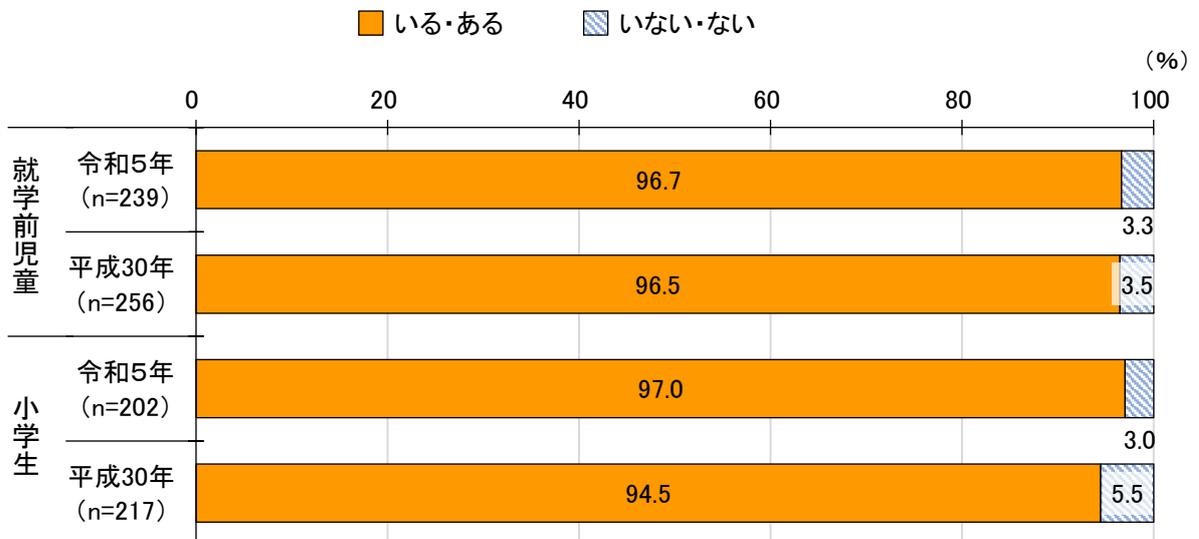
妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感



b 子育てに関する相談先の有無

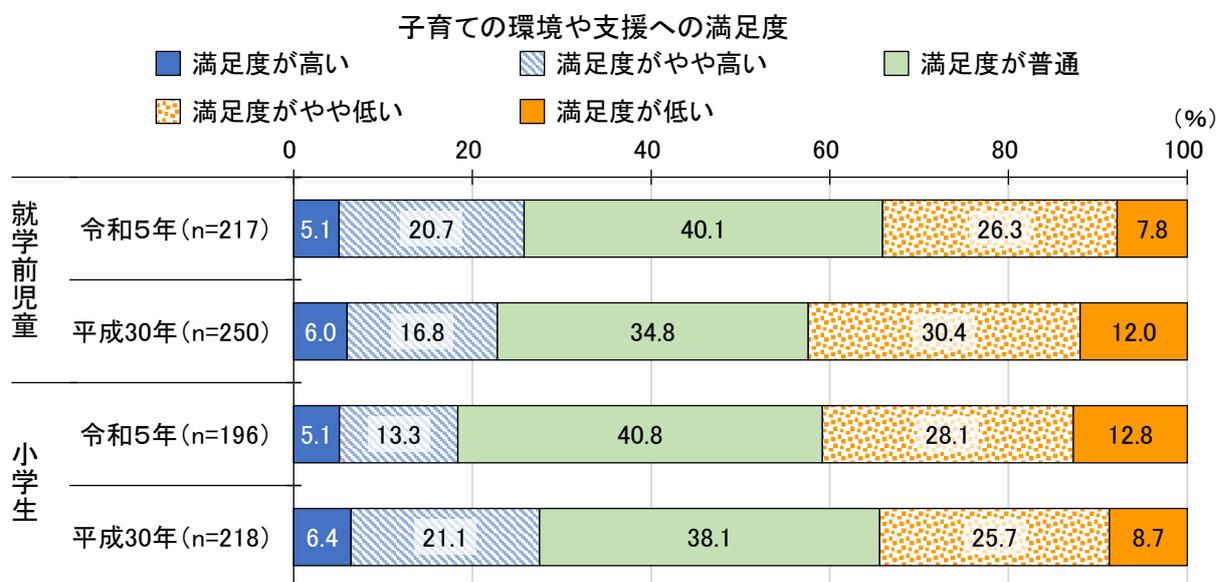
子育てに関する相談相手や相談場所があるかについて、「いる・ある」は就学前児童が96.7%、小学生が97.0%となっており、ともに前回調査と比較すると高くなっています。

子育てに関する相談先の有無



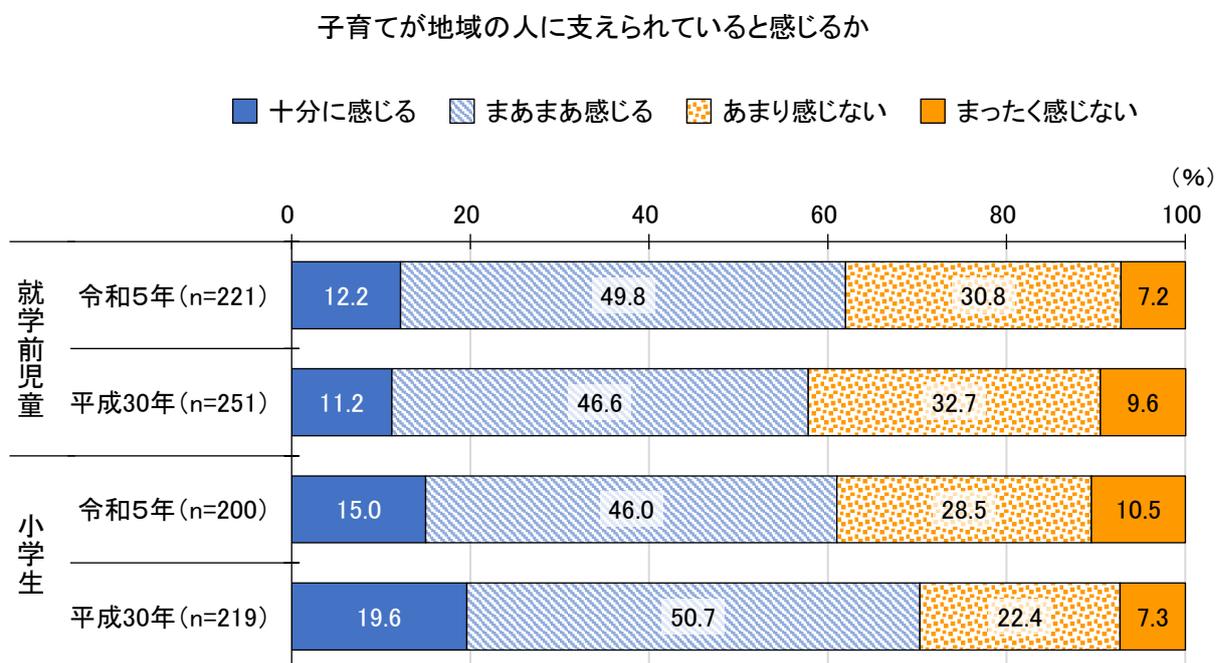
c 地域における子育ての環境や支援への満足度

満足度が『低い（「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計）』は就学前児童が 34.1%、小学生が 40.9%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童では『低い』の割合は低下していますが、小学生では高くなっています。特に小学生については、4割が何らかの不満を抱えていることが分かります。



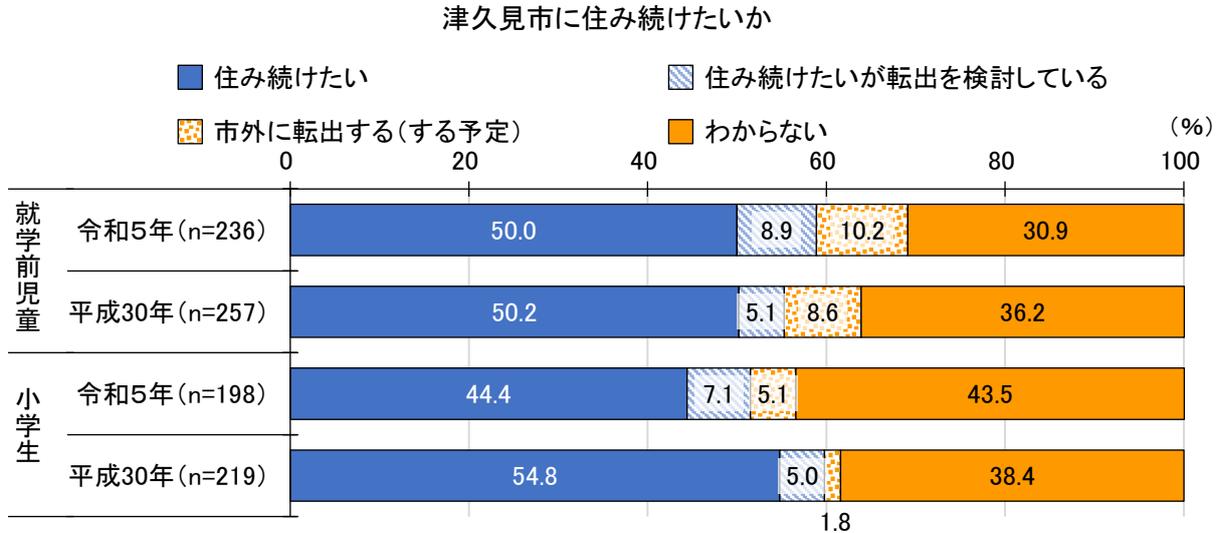
d 子育てが地域の人に支えられていると感じるか

支えられていると『感じる（「十分に感じる」と「まあまあ感じる」の合計）』は就学前児童で 62.0%、小学生では 61.0%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童は 4.2 ポイント増加し、小学生では 9.3 ポイント減少しています。



e このまま津久見市に住み続けたいか

「住み続けたい」が就学前児童では 50.0%、小学生では 44.4%と最も高くなっています。前回調査と比較すると、就学前児童と小学生ともに「住み続けたいが転出を検討している」と「市外に転出する(する予定)」の割合が上昇しています。



◆住み続けたい理由(上位3つ)

【就学前児童】

1. 家族・親戚や友人がいて安心して暮らせるから
2. ずっと住んでいて愛着があるから
3. 治安もよく安心して暮らせ、住みやすいと感じるから

【小学生】

1. 家族・親戚や友人がいて安心して暮らせるから
2. ずっと住んでいて愛着があるから
3. 治安もよく安心して暮らせ、住みやすいと感じるから

◆転出を検討している理由(上位3つ)

【就学前児童】

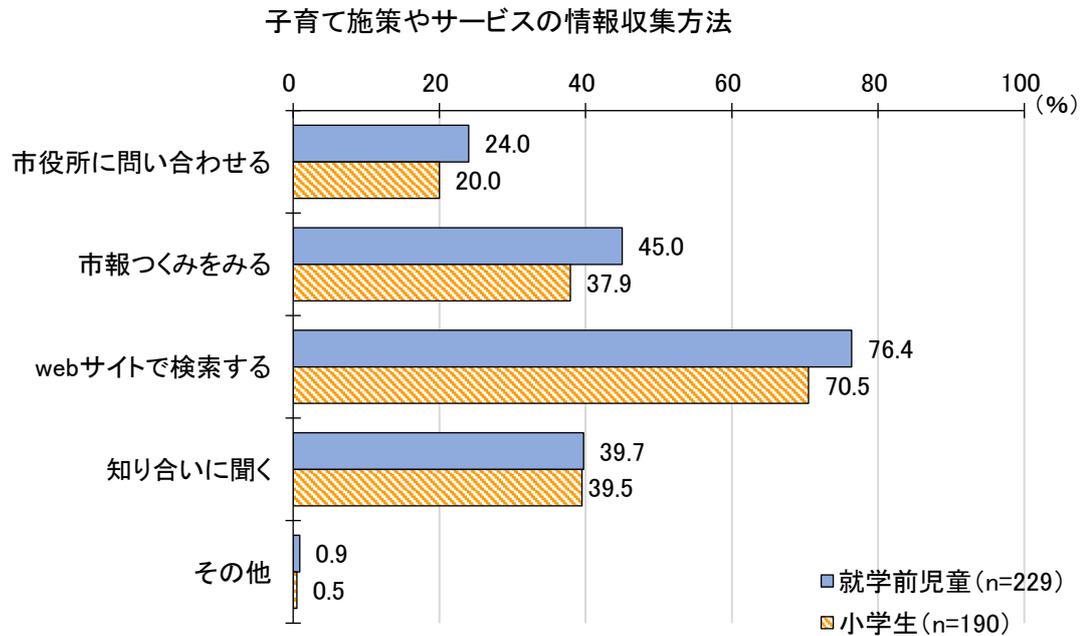
1. 転勤予定だから
2. 買い物が不便だから(書店がない、ショッピングモールまで遠い、など)
3. ・小児科や産科が少なく、急病の時不安だから
・近くに親戚もいなく不安だから

【小学生】

1. 買い物が不便だから(書店がない、ショッピングモールまで遠い、など)
2. 転勤予定だから
3. ・土地や物価が高い気がするから
・小児科や産科が少なく、急病の時不安だから
・公共交通(JR・路線バス・タクシー・船)が少なく不便だから
・津波や土砂災害など災害時が不安だから
・おしゃれな飲食店が少ないから
・学習塾などが少ないから

f 津久見市の子育て施策やサービスの情報収集方法

「webサイトで検索する」が就学前児童で76.4%、小学生で70.5%と最も高くなっています。次いで、就学前児童は「市報つくみをみる」の45.0%、小学生では「知り合いに聞く」の39.5%となっています。

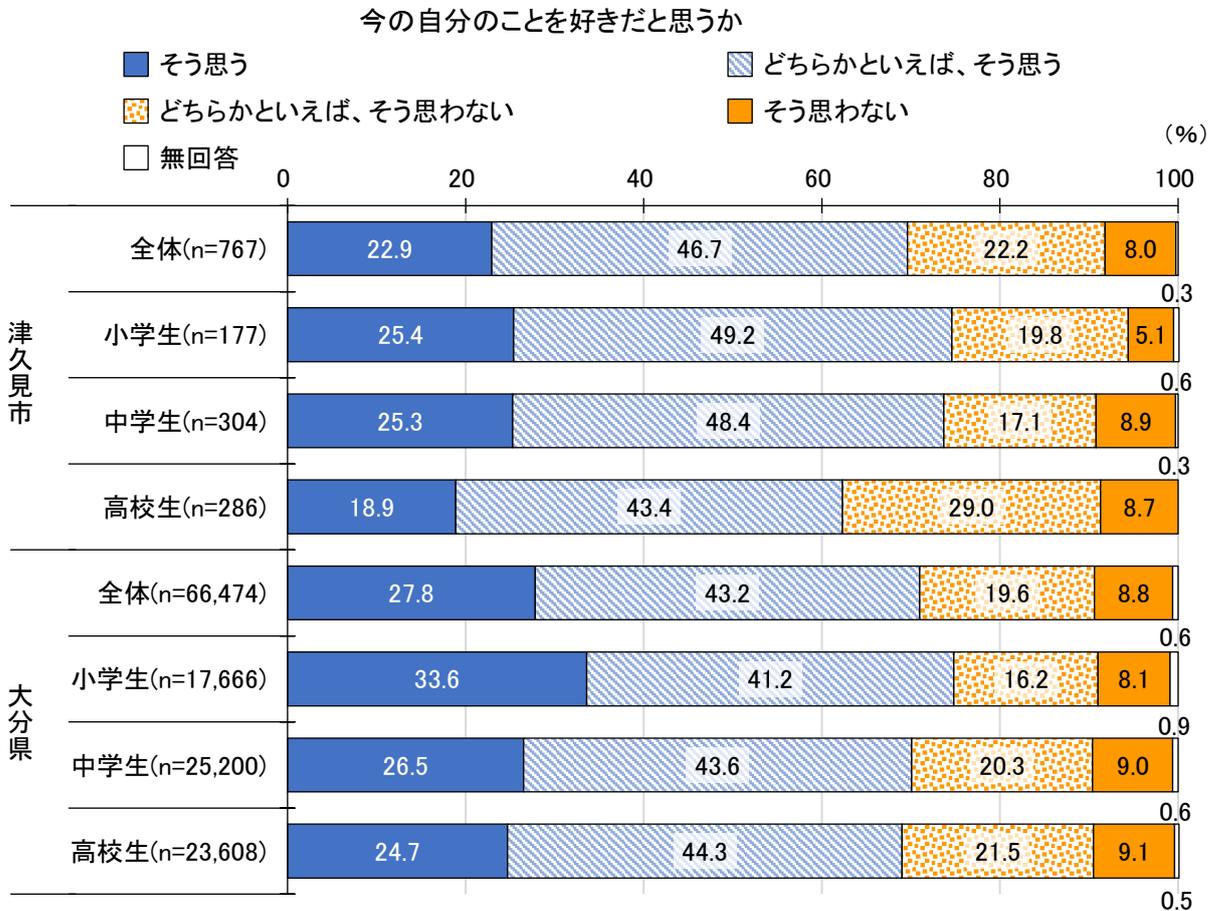


③子ども・若者計画関連調査

a 今の自分のことを好きだと思うか

今の自分のことを好きだと思うかについて、全体で見ると、『思う(「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計)』は、69.6%、『思わない(「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計)』は30.2%となっています。

年齢別で見ると、高校生では『思う』が小学生、中学生より低く、『思わない』が高くなっています。大分県と比較すると、全体では『思う』の割合は県よりやや低くなっています。

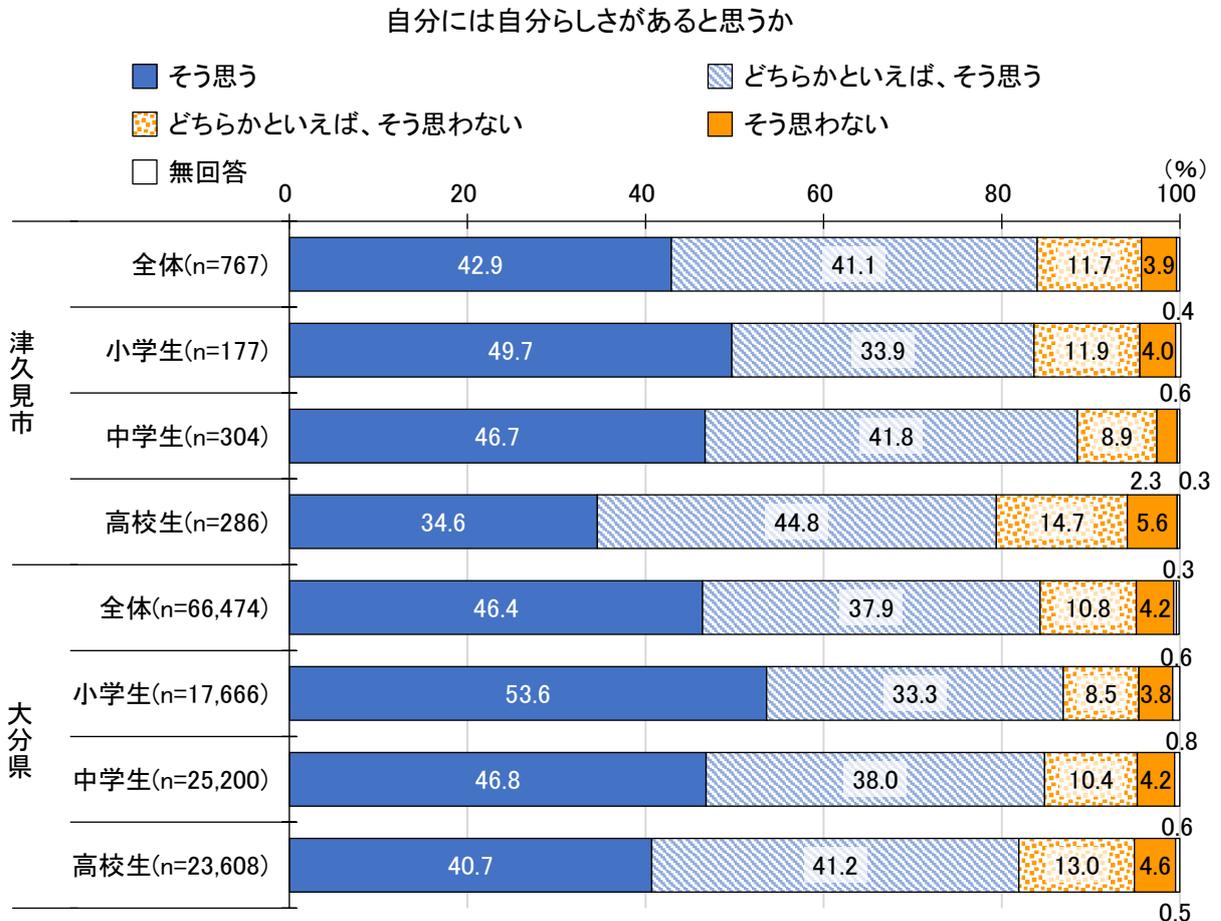


b 自分には自分らしさがあると思うか

自分には自分らしさがあると思うかについて、全体で見ると、『思う(「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計)』は、84.0%、『思わない(「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計)』は15.6%となっています。

年齢別で見ると、『思う』は中学生が最も高くなっています。「そう思う」は年齢が上がるにつれて低下し、高校生では中学生より12.1ポイント低くなっています。

大分県と比較すると、「そう思う」については同様の傾向にありますが、県より低い割合となっています。

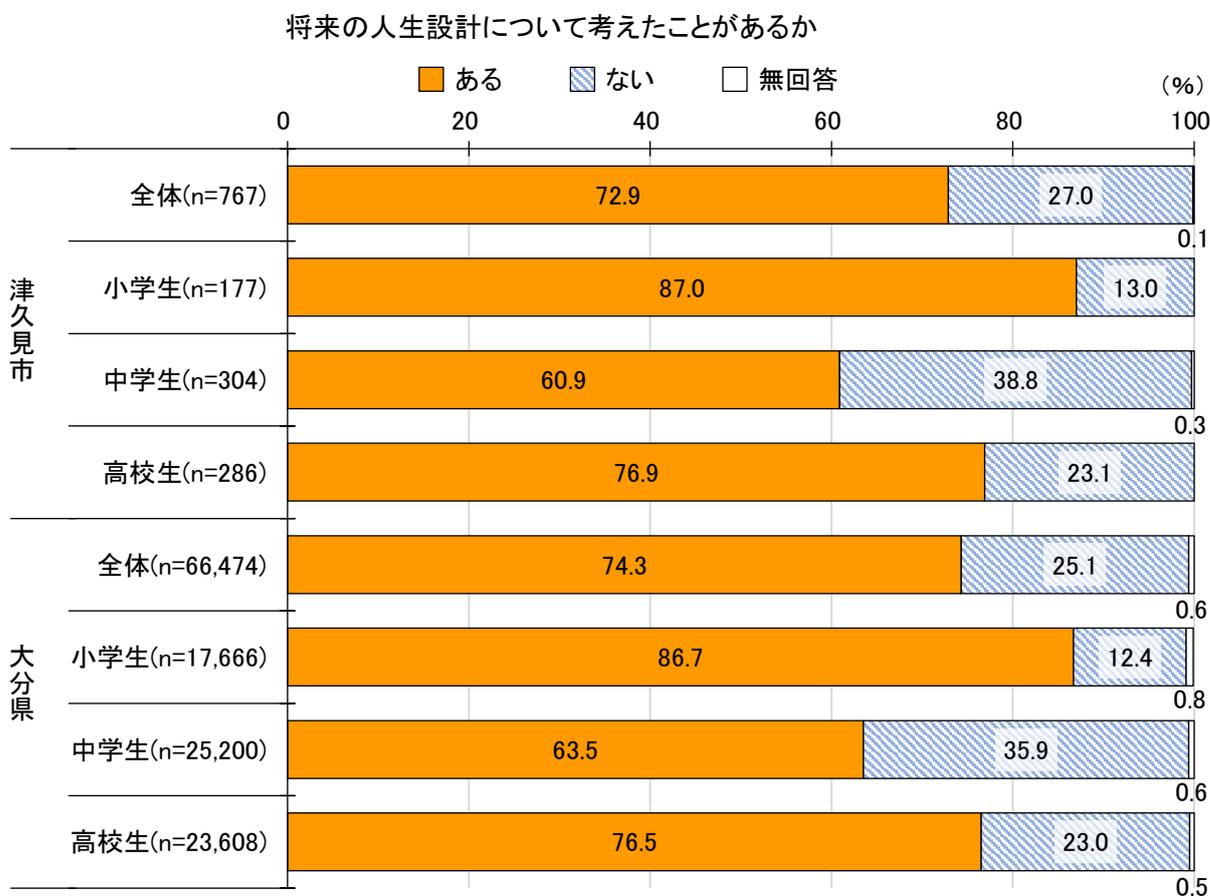


c 自分の将来についての人生設計(ライフデザイン)について考えたことがあるか

将来の人生設計について考えたことがあるかについて、全体で見ると、「ある」が72.9%、「ない」が27.0%となっています。

年齢別で見ると、「ある」の割合が最も高いのは小学生で、低いのは中学生となっています。

大分県と比較すると、同様の傾向にあり、大きな差は見られません。

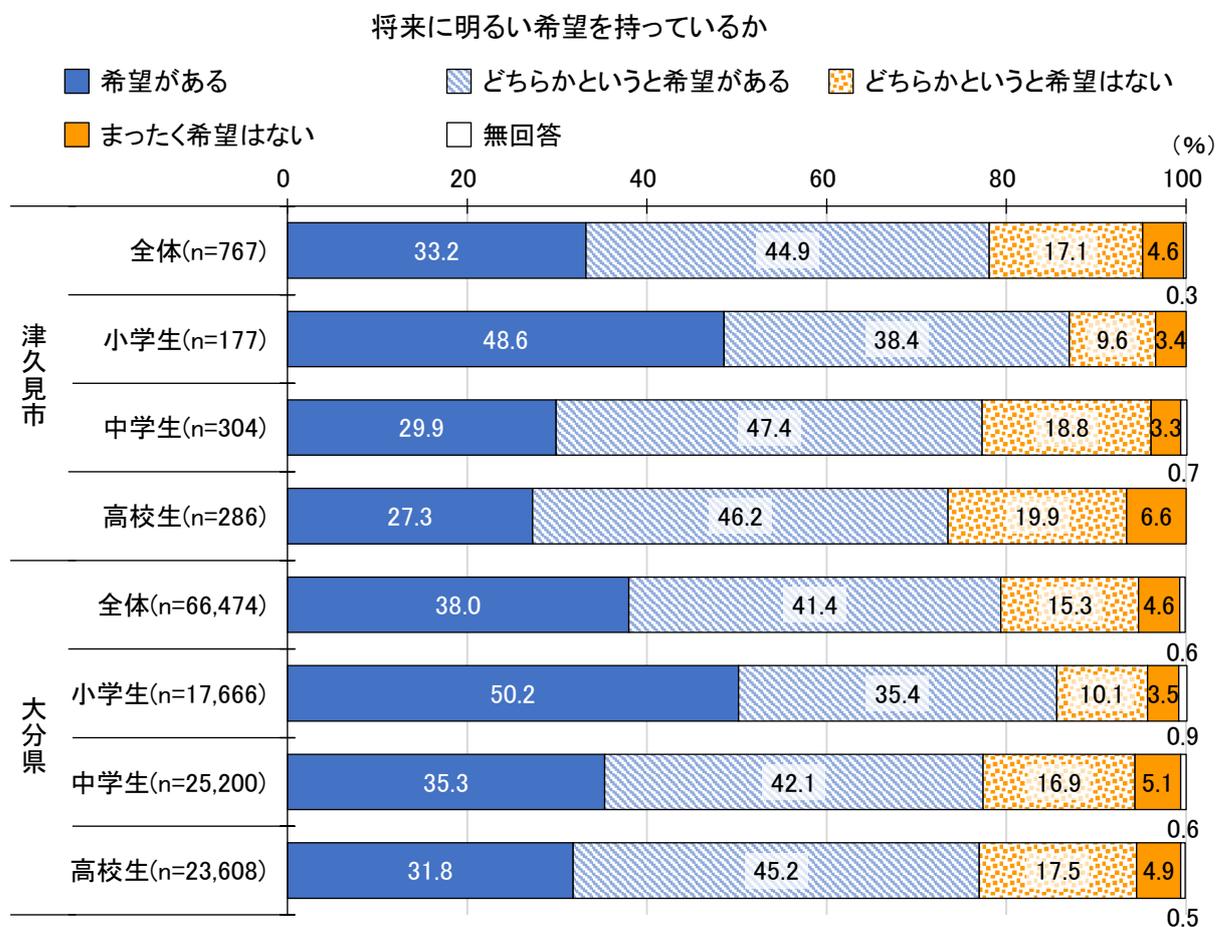


d 自分の将来について明るい希望を持っているか

自分の将来に明るい希望を持っているかについて、全体で見ると、『希望を持っている(「希望がある」と「どちらかという希望がある」の合計)』は 78.1%、『希望を持っていない(「まったく希望はない」と「どちらかという希望はない」の合計)』は 21.7%となっています。

年齢別で見ると、年齢が上がるにつれて『希望を持っている』の割合は低下しています。

大分県と比較すると、『希望を持っている』については同様の傾向にあり、大きな差は見られませんが「希望がある」の割合は県の方が高くなっています。



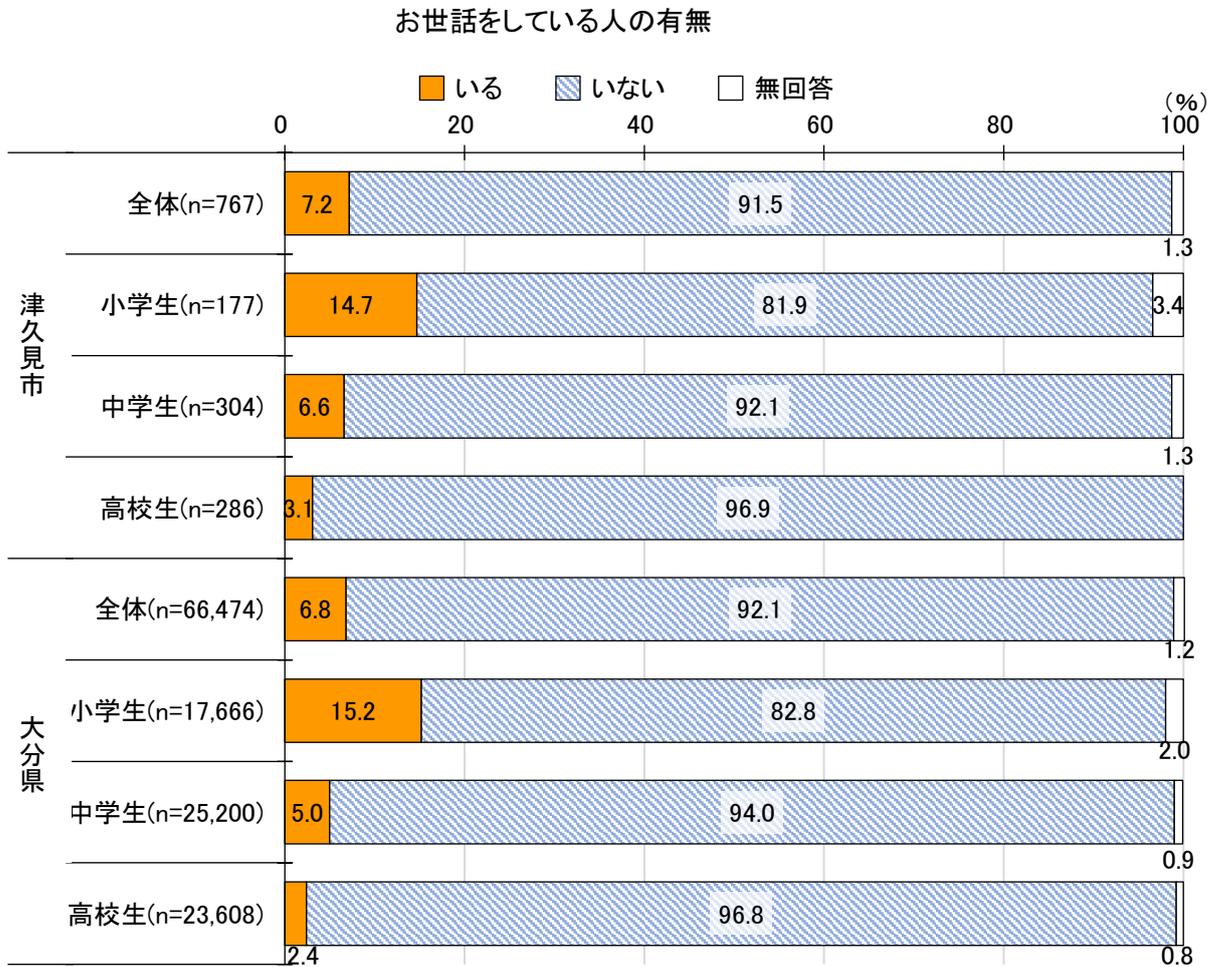
④子どもの貧困対策推進計画関連調査

a 家族の中にお世話をしている人がいるか

家族の中にお世話をしている人がいるかについて、全体で見ると、「いる」が7.2%、「いない」が91.5%となっています。

年齢別で見ると、「いる」は小学生の14.7%が最も高く、年齢が上がるにつれて割合は、低くなっています。

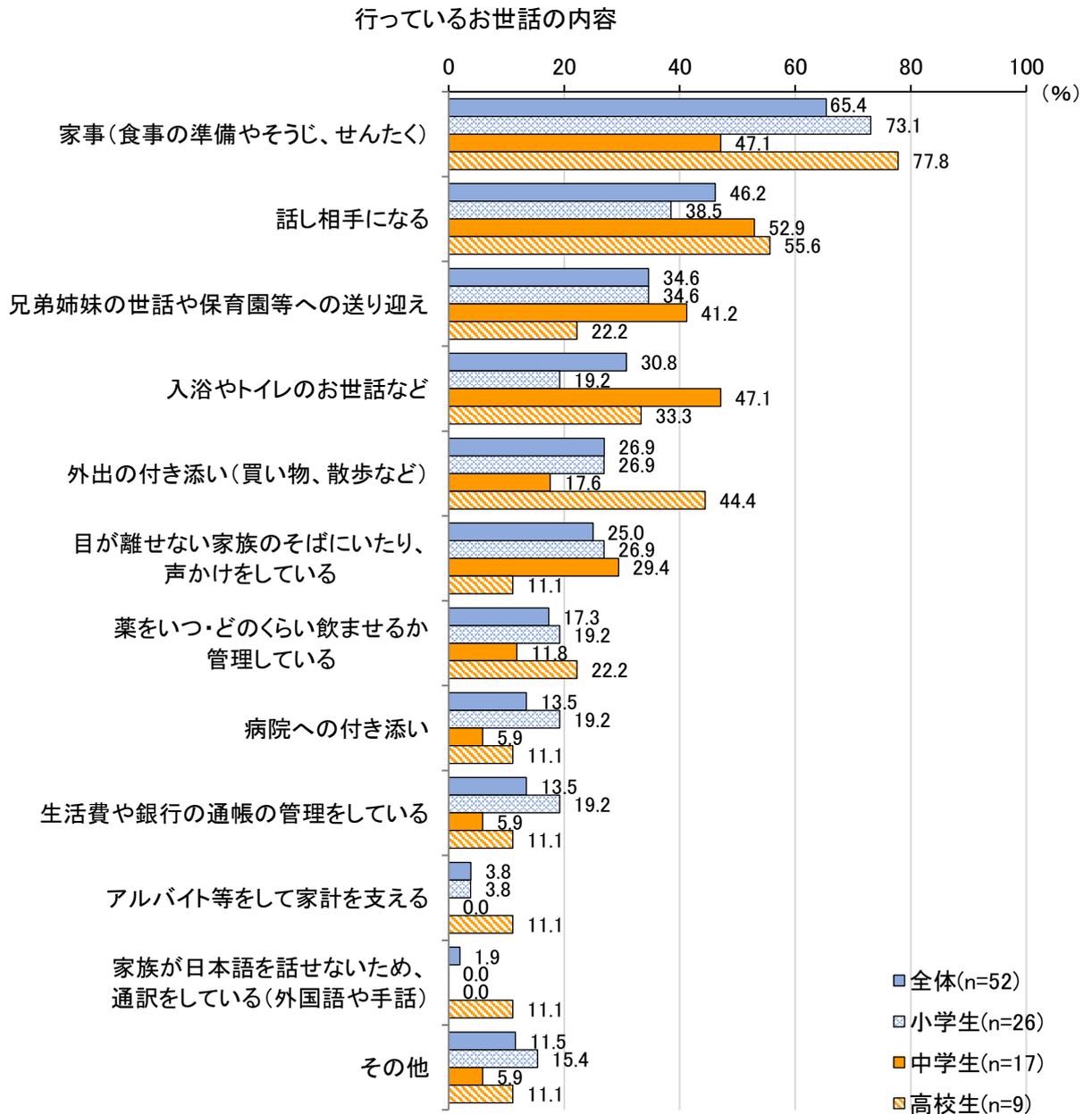
大分県と比較すると、同様の傾向にあり、大きな差は見られません。



b 行なっているお世話の内容

お世話をしている人が「いる」と回答した人の行っているお世話の内容について、全体で見ると、「家事」が65.4%と最も高く、次いで「話し相手になる」が46.2%、「兄弟姉妹の世話や保育園等の送り迎え」が34.6%となっています。

年齢別で見ると、小学生、高校生では「家事」が最も高く、次いで「話し相手になる」、中学生では「話し相手になる」が最も高く、次いで「家事」と「入浴やトイレのお世話など」となっています。

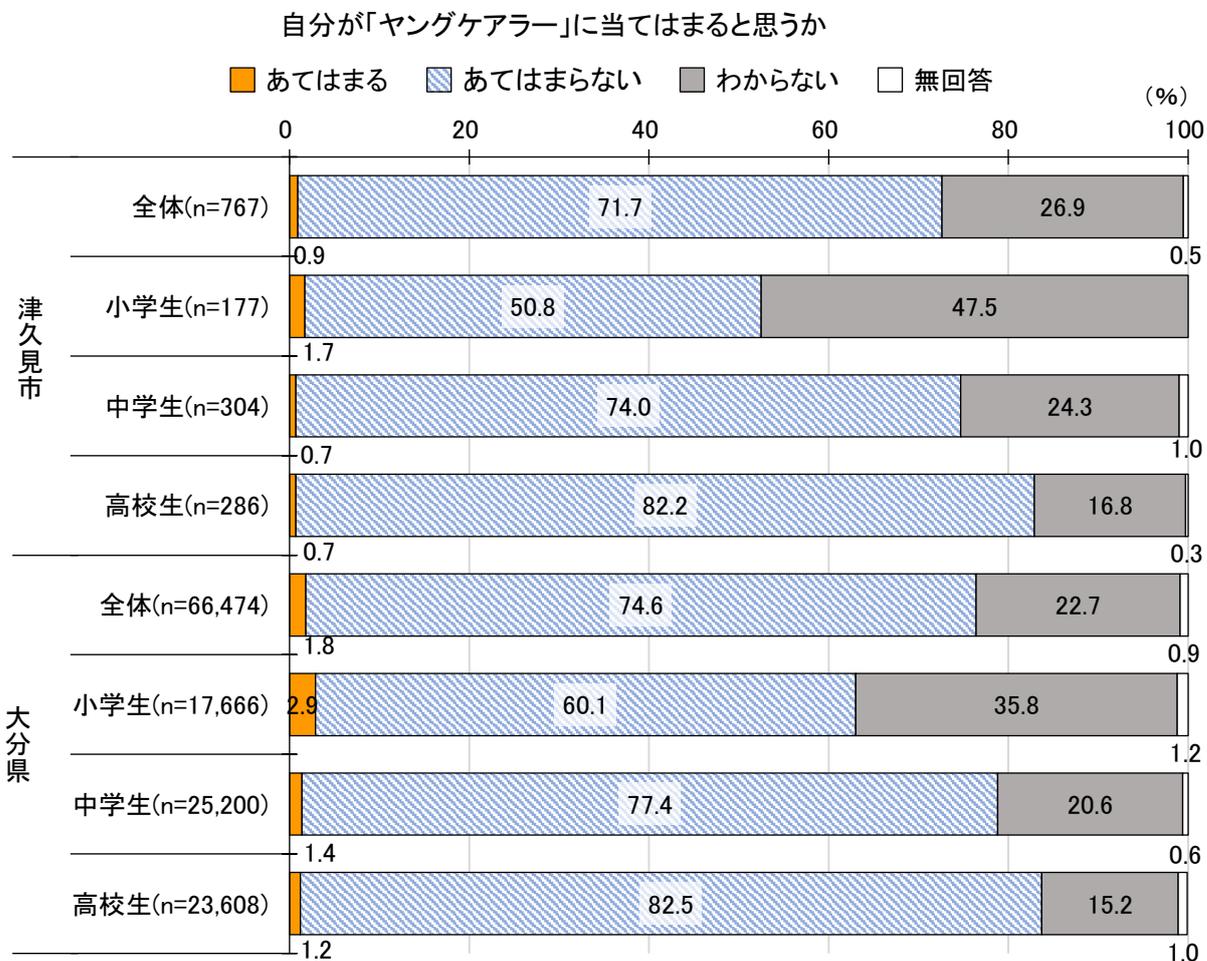


c 自分が「ヤングケアラー」に当てはまると思うか

自分がヤングケアラーに当てはまると思うかについて、全体で見ると、「あてはまる」が0.9%、「あてはまらない」が71.7%、「わからない」が26.9%となっています。

年齢別で見ると、年齢が上がるにつれて「あてはまらない」の割合は高くなっていますが、「あてはまる」の回答が一定数ある状況です。

大分県と比較すると、同様の傾向にあり、「あてはまる」はいずれの年齢においても県より低い割合となっています。

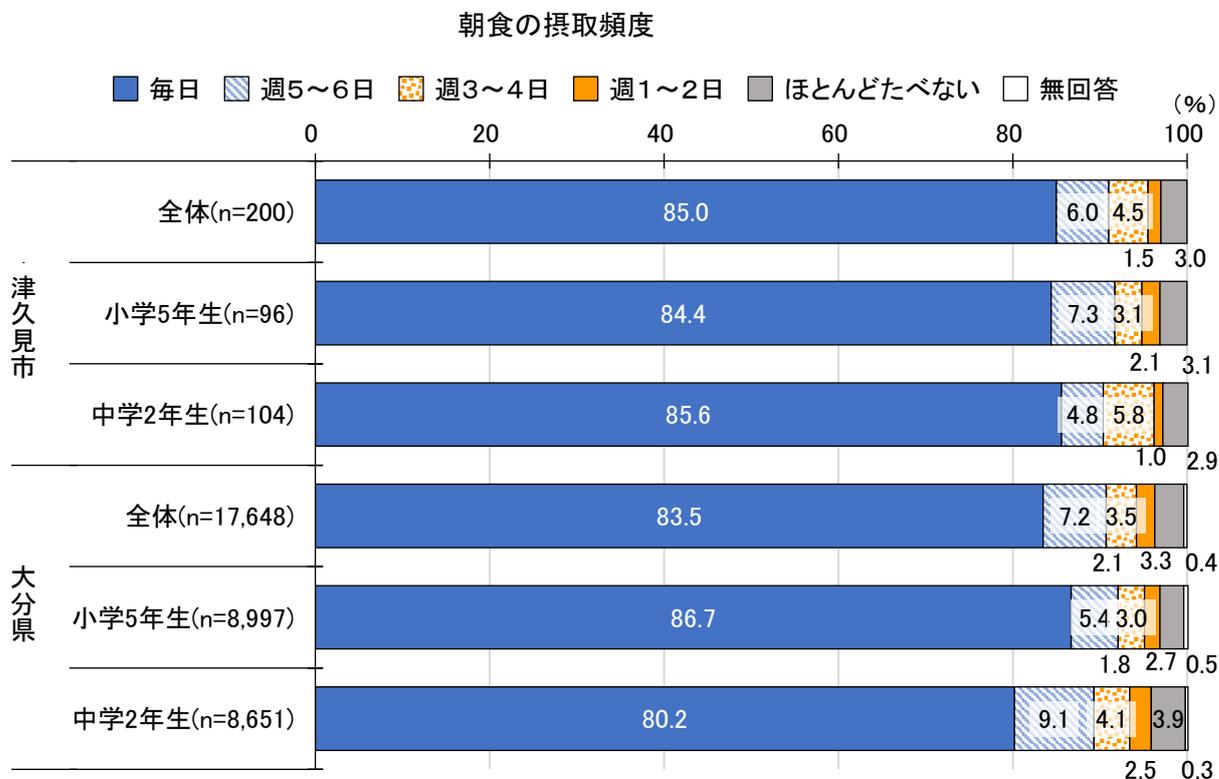


d 朝食を週に何日食べているか

朝食の摂取頻度について全体で見ると、「毎日」が 85.0%と最も高く、次いで「週5～6日」が 6.0%、「週3～4日」が 4.5%、「ほとんどたべない」が 3.0%、「週1～2日」が 1.5%となっています。

年齢別で見ると、週2日以下の割合が、小学5年生は 5.2%、中学2年生は 3.9%と一定数ある状況です。

大分県と比較すると、週2日以下について、小学5年生は県よりやや高く、中学2年生は県よりやや低い割合となっています。

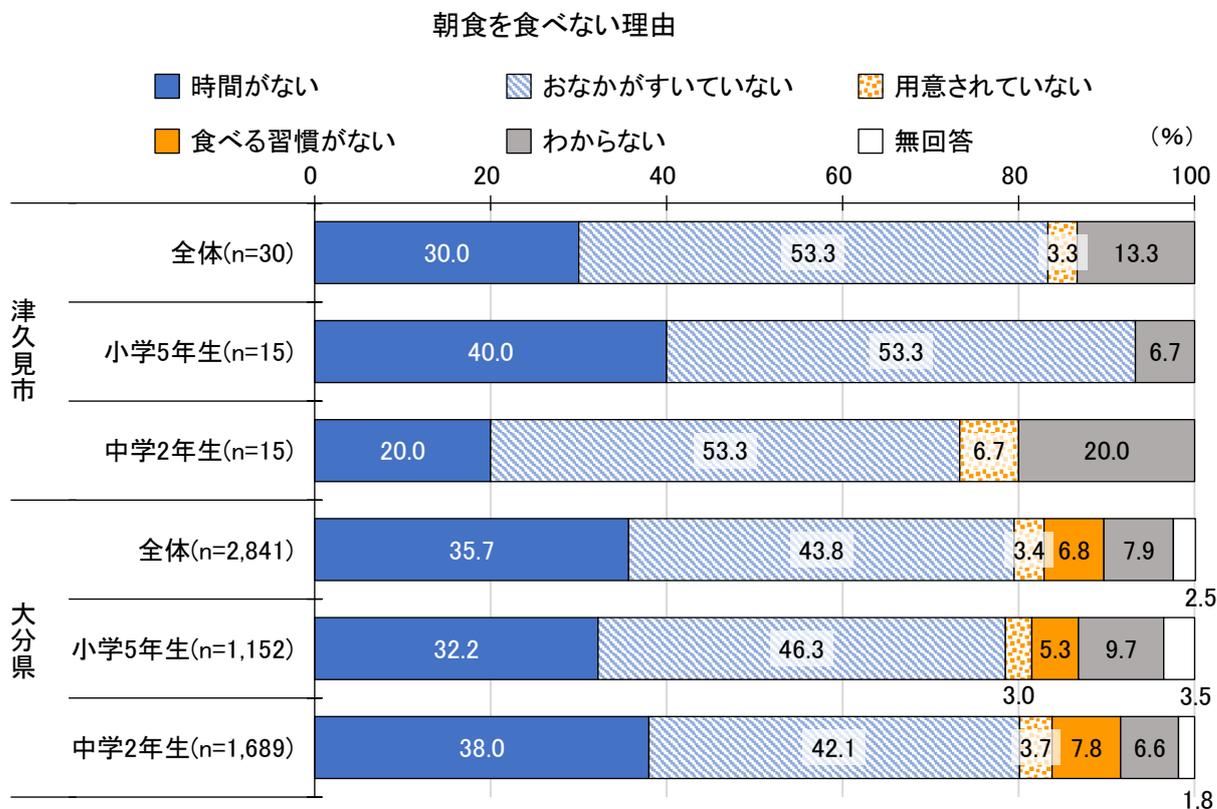


e 朝食を食べない理由

朝食の摂取頻度が「毎日」以外の人々の朝食を食べない理由について、全体で見ると、「おなかがすいていない」が53.3%と最も高く、次いで「時間がない」が30.0%、「わからない」が13.3%となっています。

年齢別で見ると、「時間がない」の割合が小学5年生では40.0%と高くなっています。

大分県と比較すると、上位3つの項目は同様となっていますが、県では「食べる習慣がない」の回答も一定数みられます。



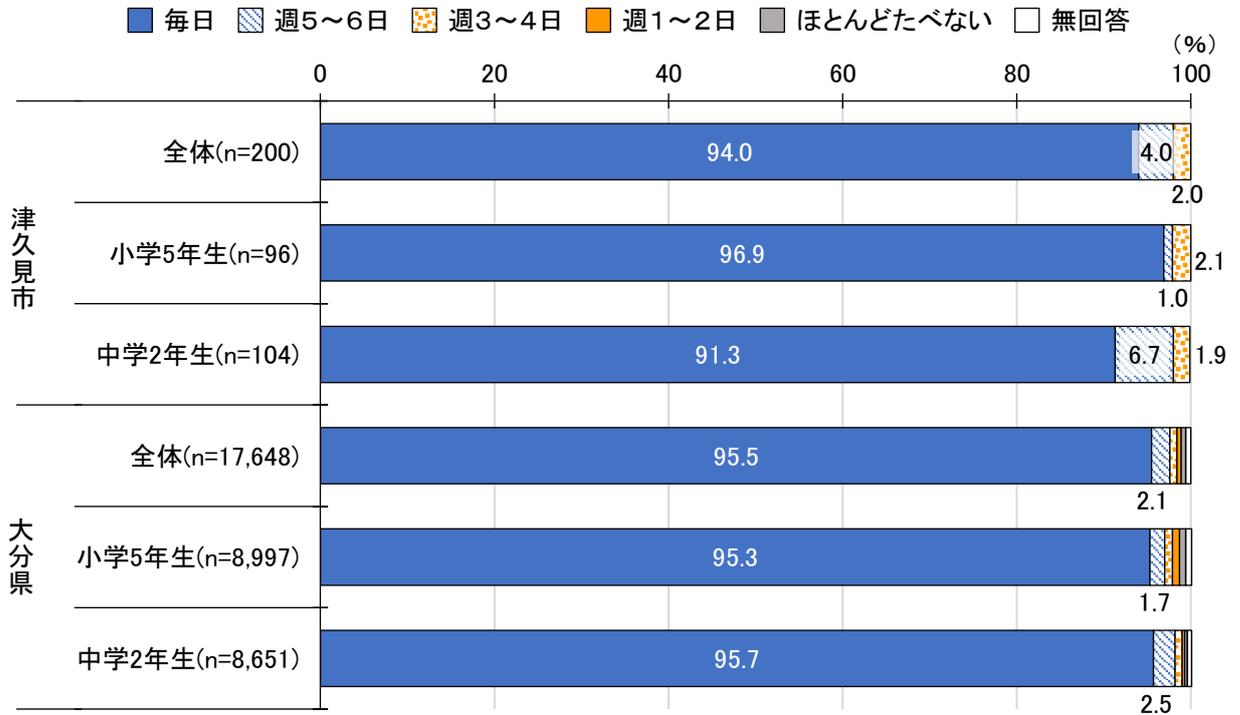
f 夕食を週に何日食べているか

夕食の摂取頻度について、全体で見ると、「毎日」が 94.0%と極めて高く、次いで「週5～6日」が 4.0%、「週3～4日」が 2.0%となっています。

年齢別で見ると、小学5年生、中学2年生ともに「毎日」が最も高くなっていますが、中学2年生では「週5～6日」が小学5年生より高くなっています。

大分県と比較すると、同様の傾向にありますが、県では「週1～2日」、「ほとんどたべない」の回答もみられます。

夕食の摂取頻度

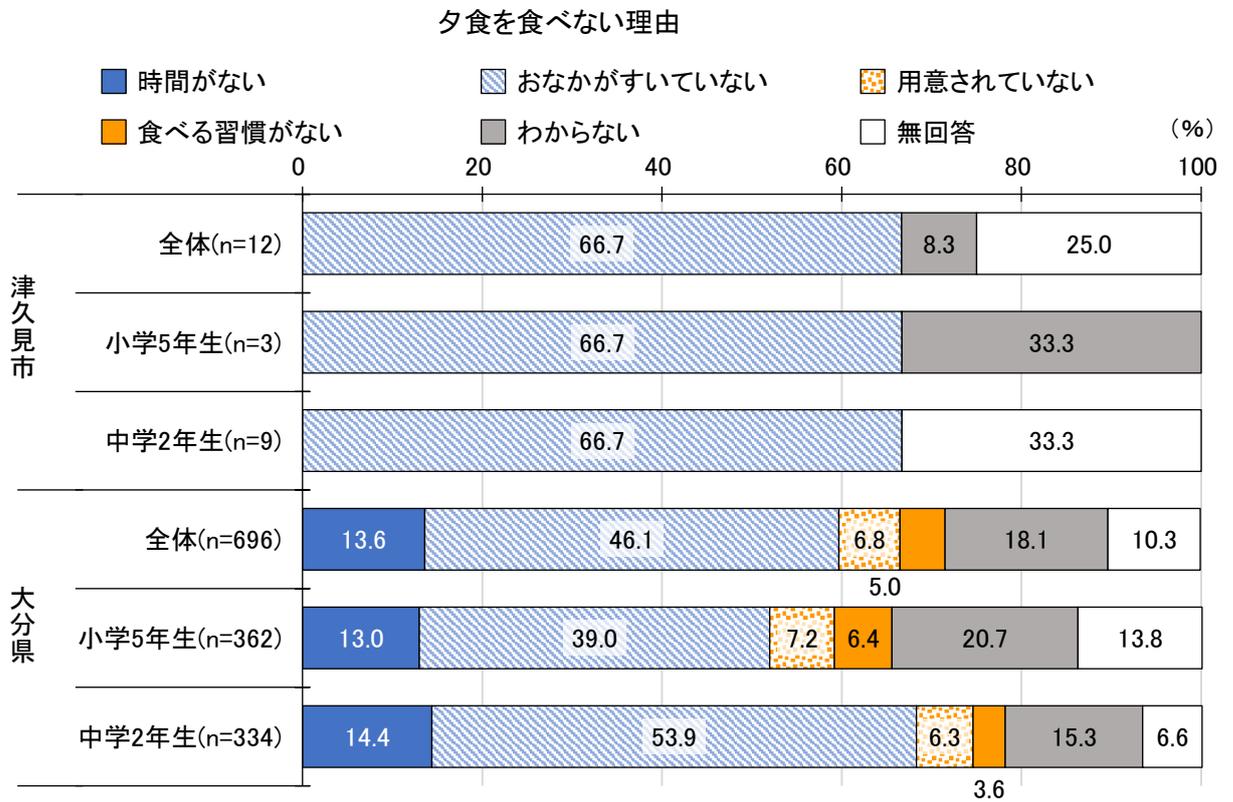


※ グラフを見やすくするため、1.0%未満のデータラベルの表示を省いています。

g 夕食を食べない理由

夕食の摂取頻度が「毎日」以外の人々の夕食を食べない理由について、全体で見ると、「おなかがすいていない」が66.7%、「わからない」が8.3%となっています。

大分県と比較すると、最も高い項目は同様となっており、県では「時間がない」「用意されていない」「食べる習慣がない」の回答もみられます。



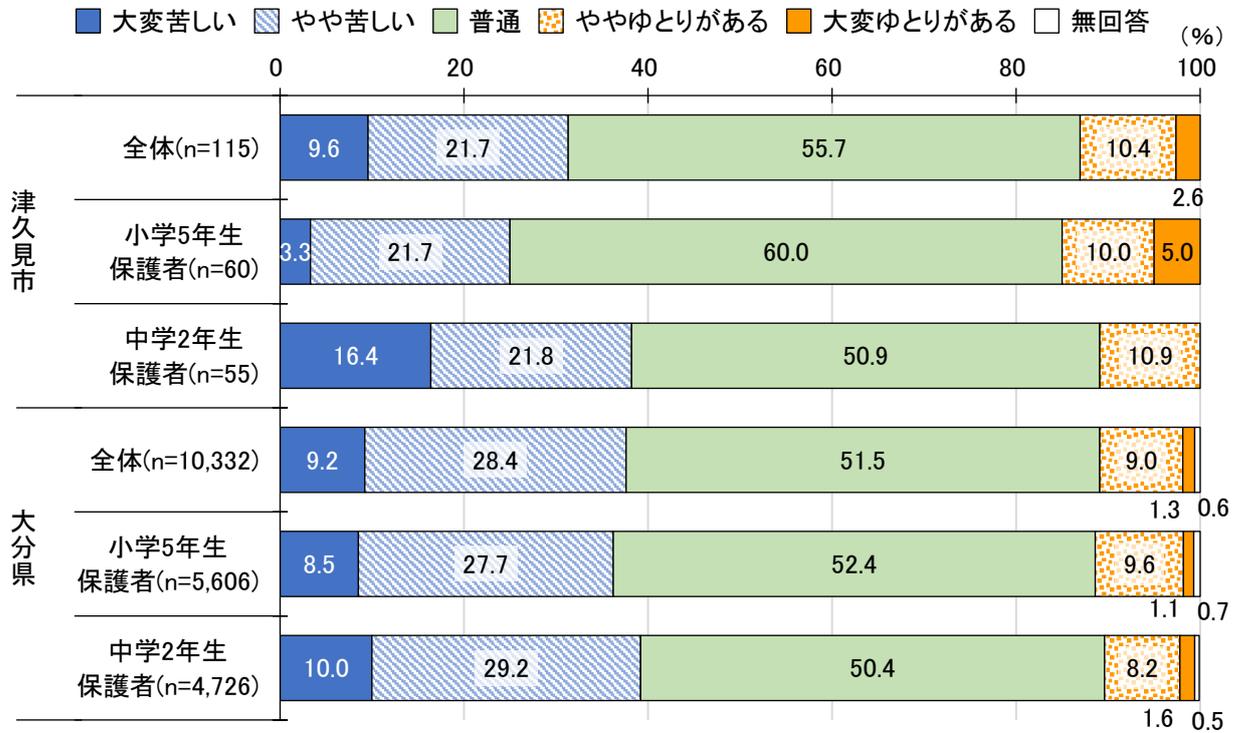
h 現在の暮らしの状況(保護者調査)

現在の暮らしの状況について、全体で見ると「普通」が 55.7%と最も高く、次いで「やや苦しい」が 21.7%、「ややゆとりがある」が 10.4%となっています。

こどもの年齢別で見ると、中学2年生保護者では「大変苦しい」が小学5年生保護者より 13.1ポイント高くなっています。

大分県と比較すると、中学2年生保護者では「大変苦しい」が県より 6.4ポイント高くなっています。

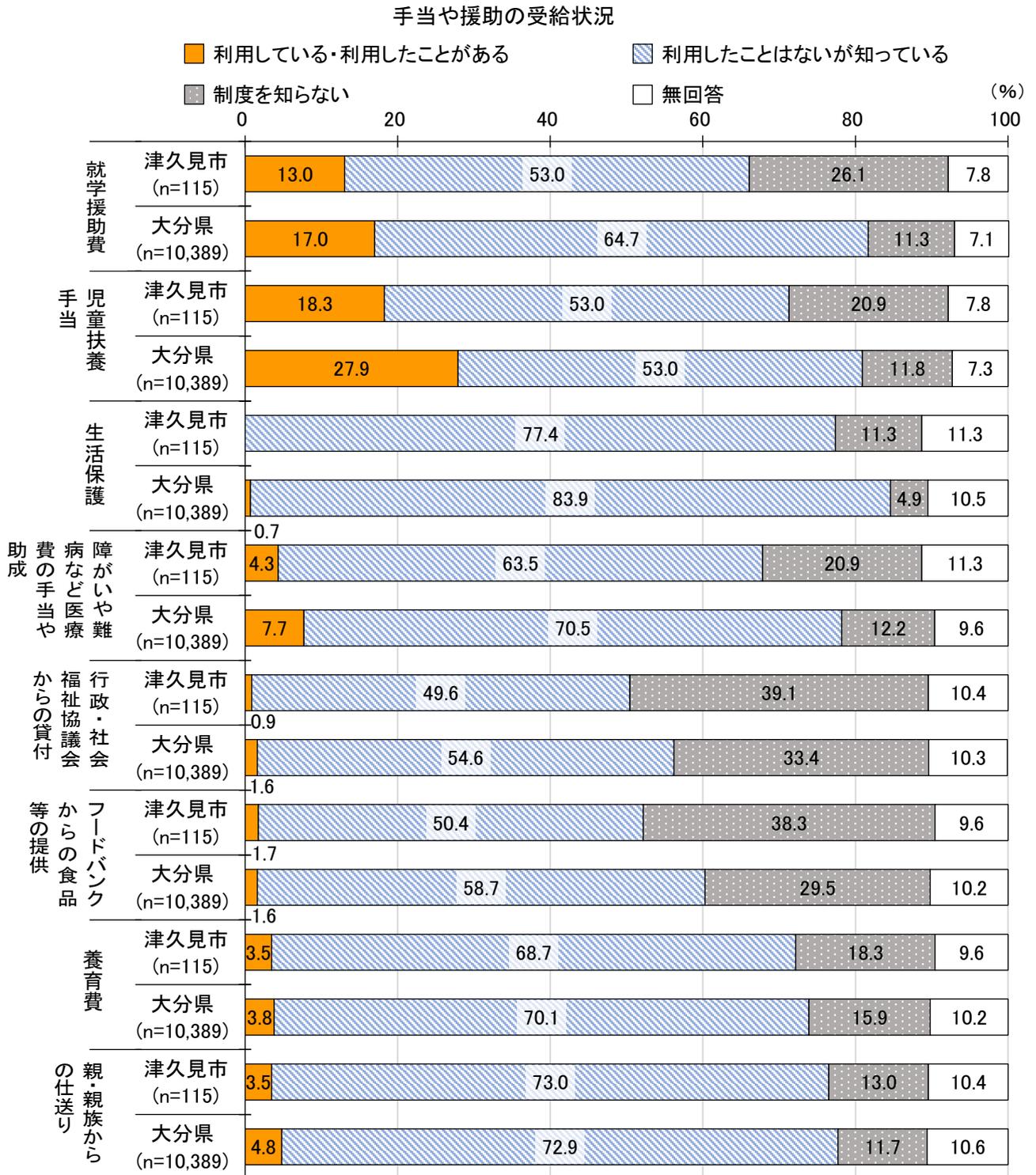
現在の暮らしの状況



i 手当や援助等を受けているか

手当や援助の受給状況について、全体で見ると、「利用している・利用したことがある」が最も高いのは「児童扶養手当」で18.3%となっており、「制度を知らない」が最も高いのは「行政・社会福祉協議会からの貸付」で39.1%となっています。

大分県と比較すると、全ての項目において、「制度を知らない」の割合が県より高くなっています。

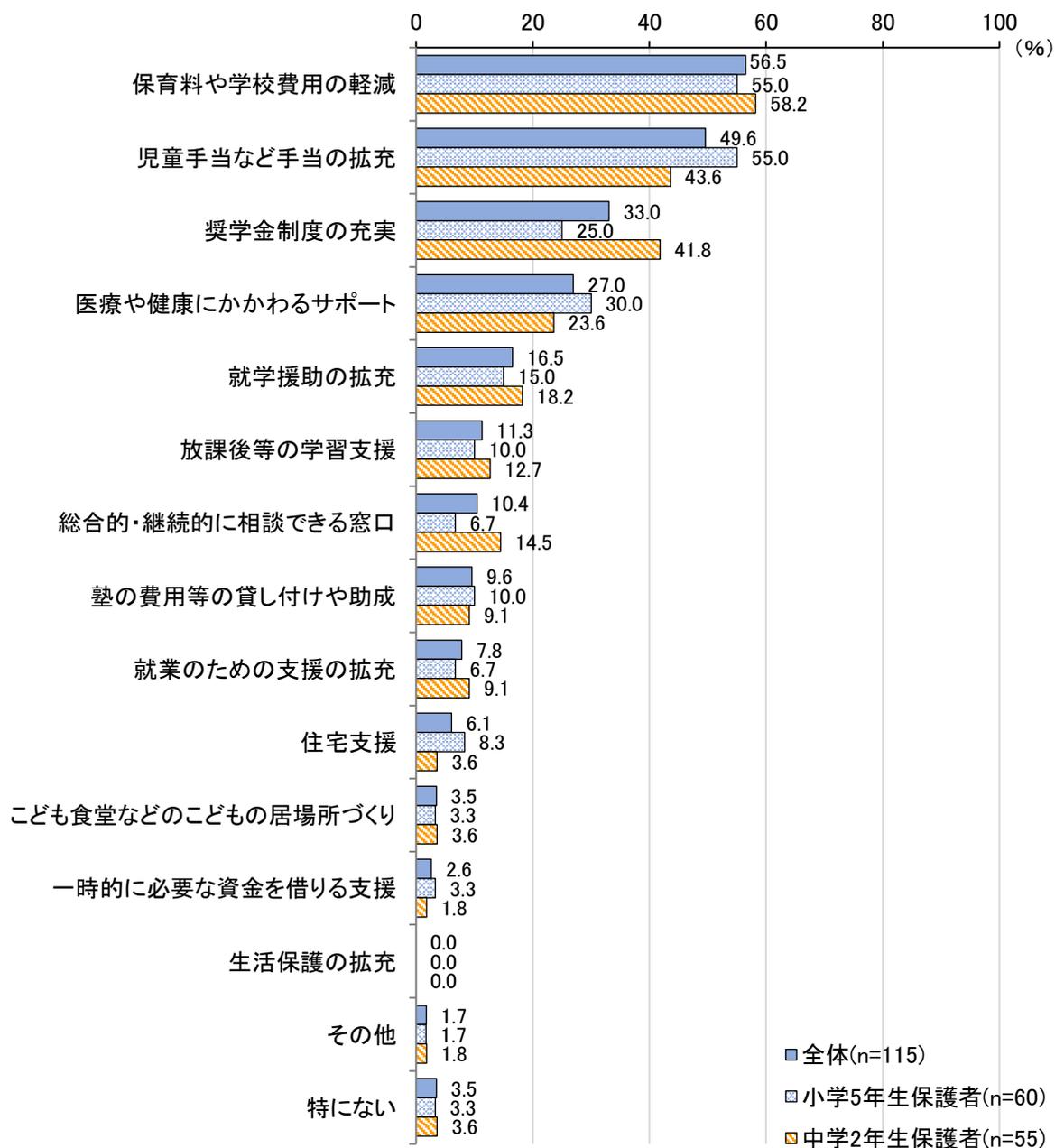


j こどもを育てていく上で必要と思う支援

こどもを育てていく上で必要と思う支援について、全体で見ると、「保育料や学校費用の軽減」が56.5%と最も高く、次いで「児童手当など手当の拡充」が49.6%、「奨学金制度の充実」が33.0%となっています。

こどもの年齢別で見ると、小学5年生保護者では「児童手当など手当の拡充」が55.0%と中学2年生保護者より11.4ポイント高くなっています。中学2年生保護者では「奨学金制度の充実」が小学5年生保護者より16.8ポイント高くなっています。

こどもを育てていく上で必要と思う支援(津久見市)



8. 現行計画評価

(1) 教育・保育施設の状況と評価

各年度における認定区分ごとの教育・保育における状況と評価

本市では「量の見込み」を「利用人数見込み」または「対象人数見込み」と表記します。

■ 1号認定(3~5歳 教育)

幼稚園・認定こども園		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用人数見込み	計画値	85	84	79	78	73
	実績値	75	62	53	56	61
②確保の方策(定員)	実績値	120	120	120	120	120
過不足(②-①)	差	45	58	67	64	59

■ 2号認定(3~5歳 保育)

保育園・認定こども園		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用人数見込み	計画値	154	154	143	142	133
	実績値	173	173	168	164	149
②確保の方策(定員)	実績値	175	175	175	175	175
過不足(②-①)	差	2	2	7	11	26

■ 3号認定(0歳 保育)

保育園・認定こども園		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用人数見込み	計画値	10	10	10	10	9
	実績値	11	9	9	3	10
②確保の方策(定員)	実績値	31	31	31	31	31
過不足(②-①)	差	20	22	22	28	21

■3号認定(1歳・2歳 保育)

保育園・認定こども園		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用人数見込み	計画値	98	91	86	84	82
	実績値合計	95	98	85	93	86
	実績値 (1歳)	49	40	33	58	30
	実績値 (2歳)	46	58	52	35	56
②確保の方策(定員)	実績値合計	100	100	100	100	100
	実績値 (1歳)	50	40	40	60	40
	実績値 (2歳)	50	60	60	40	60
過不足(②-①)	差	5	2	15	7	14

(2) 保育利用率

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳保育利用率	計画値	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4
	実績値	15.7	17.3	14.5	7.9	23.8
	差	1.3	2.9	0.1	△6.5	9.4
1～2歳保育利用率	計画値	59.6	59.6	59.6	59.6	59.6
	実績値	59.7	65.8	69.1	80.9	90.5
	差	0.1	6.2	9.5	21.3	30.9

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況と評価

①妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	①対象人数見込み	人回	952	938	911	898	843
	②確保数	人回	1,000	1000	1000	1000	1000
③実績値		人回	630	581	527	575	—

②乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	①対象人数見込み	人	73	70	69	67	66
	②確保数	人	73	70	69	67	66
③実績値		人	54	60	46	46	—

③利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	①利用人数見込み	か所	1	1	1	1	1
	②確保数	か所	1	1	1	1	1
③実績値		か所	1	1	1	1	1

④一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼児教育・保育施設で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

α 一時預かり事業（在園児対応型）

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	①利用人数見込み	人日	8,392	8,523	8,109	8,192	7,779
	②確保数	人日	8,392	8,523	8,109	8,192	7,779
③実績値		人日	4,272	4,364	3,793	5,647	—
		か所	4	4	3	3	3

b 一時預かり事業（在園児対応型以外）

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	①利用人数見込み	人日	212	196	186	178	171
	②確保数	人日	212	196	186	178	171
③実績値		人日	237	78	328	272	—
		か所	1	1	1	1	1

⑤延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園で保育を実施する事業です。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	①利用人数見込み	人	119	115	109	107	97
	②確保数	人	119	115	109	107	97
③実績値		人	59	66	67	56	—
		か所	1	1	1	1	1

⑥病児・病後児保育事業

病気等の児童について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	①利用人数見込み	人日	18	18	18	18	18
	②確保数	人日	18	18	18	18	18
③実績値		人日	6	11	3	2	—
		か所	1	1	1	1	1

⑦子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用人数見込み		人日	3	3	3	3	3
	ショートステイ	人日	3	3	3	3	3
	トワイライト	人日	0	0	0	0	0
②確保の方策		人日	3	3	3	3	3
③実績値		人日	0	0	0	0	—
	ショートステイ	人日	0	0	0	0	—
	トワイライト	人日	0	0	0	0	—

⑧放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

小学校に就学しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や専用施設等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	①利用人数見込み	人	243	243	256	242	239
	低学年	人	174	174	183	173	170
	高学年	人	69	69	73	69	69
②実績値 (申込者)	実績値(申込者)	人	213	209	203	201	—
③実績値 (定員)	実績値(定員)	人	213	209	203	201	—
過不足(③-②)		人	0	0	0	0	—
実績値(実施箇所)		か所	4	4	4	4	—

⑨養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	①対象人数見込み	人	100	100	100	100	100
	②確保数	人	100	100	100	100	100
③実績値		人	92	29	39	39	—

⑩地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	①利用人数見込み	人日	2,281	2,203	2,087	2,051	1,958
	②確保数	人日	2,281	2,203	2,087	2,051	1,958
③実績値		人日	1,558	1,231	1,667	1,008	—
		か所	1	1	1	1	1

⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのお手伝いをしてほしい人（よろしく会員）と子育てを応援したい人（まかせて会員）がそれぞれのファミリーサポートの会員となり、地域で子育てを助け合うことを目的に当事者間の信頼関係により成り立つ有償の会員相互の援助活動です。

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	①利用人数見込み	人日	17	18	18	17	16
	②確保数	人日	17	18	18	17	16
③実績値		人日	0	0	20	26	—

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値（よろしく会員）	人	0	0	20	10	—
実績値（まかせて会員）	人	0	0	15	10	—
実績値（両方会員）	人	0	0	0	0	—

(4) 関連事業の状況と評価

第2期計画で目標値が示された事業の状況と評価は以下の通りです。

【評価について】

A:達成している

B:おおむね達成しているが課題がある

C:方法等に改善が見込める

D:達成できていない、取組が十分ではない

基本目標	A	B	C	D	計
1 すべての子どもに最もふさわしい生活の場の提供	10 76.9%	1 7.7%	0 0.0%	2 15.4%	13 100.0%
2 親子の健康の確保・増進	10 71.4%	3 21.4%	1 7.1%	0 0.0%	14 100.0%
3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	19 82.6%	3 13.0%	0 0.0%	1 4.3%	23 100.0%
4 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	20 95.2%	1 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	21 100.0%
5 仕事と子育ての両立の推進	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
6 地域における子育ての支援	11 84.6%	1 7.7%	0 0.0%	1 7.7%	13 100.0%
7 子育てを支援する生活環境の整備	7 77.8%	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	9 100.0%
8 子ども等の安全の確保	10 90.9%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	11 100.0%
計	92 84.4%	12 11.0%	1 0.9%	4 3.7%	109 100.0%

上段:事業の数、下段:割合

9. 現状・課題の整理

(1) 統計データによる状況

津久見市の総人口は、令和2年の16,994人から年々減少しており、就学前児童人口も令和6年には令和2年から約31%減少しています。婚姻件数も減少傾向にあることから、今後も児童数は減少していくものと考えられます。

津久見市の女性の未婚率の推移をみると、令和2年には25～39歳女性の未婚率が上昇しています。この要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が考えられ、婚姻数の減少に伴い、出生数も減少している状況です。母親の年齢階級別出生数をみると、25～34歳の母親の出産数が半分以上を占めており、この年代の人口の動向にも注意が必要となります。

結婚観については人それぞれですが、今後、こどもの数を維持するためには、若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備や、結婚を希望する者への支援が必要と考えられます。

子育て世帯の状況をみると、共働き夫婦の割合は、末子の年齢が0～5歳において経年により上昇傾向にあります。こどもの年齢が早い段階で教育・保育施設を利用する方が増加しており、今後も教育・保育ニーズは高まると考えられます。

(2) アンケート調査結果による状況

① 津久見市子育てに関するアンケート調査（市独自調査）

平日の定期的な教育・保育事業の利用について、前回調査よりも利用している割合は上昇しています。1歳児で7割、2歳児で9割、3歳児で約8割、4歳以上ではほとんどの児童が平日の定期的な教育・保育事業を利用していることから、児童数は少なくなるものの、今後も教育・保育ニーズは高まることが予想されます。

放課後の過ごし方の希望について、前回調査と比較すると、就学前児童保護者と小学生保護者ともに、「放課後児童クラブ」の割合が大幅に上昇していることから、今後も放課後のこどもの居場所の確保が必要と考えられます。

子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童保護者では満足度が低い割合は低下していますが、小学生保護者では上昇しています。妊娠期から出産期までの満足感・充実感については、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「あった」割合が前回調査より低くなっていることから、当事者への支援がより必要となると考えられます。

津久見市の子育て施策やサービスの情報収集方法について、就学前児童保護者と小学生保護者ともに、「webサイトで検索する」が7割を超え最も高く、就学前児童保護者では市報つくみも45.0%と有効な情報収集方法となっています。市民がそれぞれに合った方法で情報収集できるように、ホームページ等のwebサイトと市報のどちらも充実させていくことが必要と考えられます。

②令和6年度大分県子どもの生活実態調査(県調査)

今の自分のことを好きか、自分には自分らしさがあると思うかについて、小学生、中学生は県と比較して大きな差異はみられないものの、高校生では自己肯定感が県と比較し、若干低い傾向にあります。

家族の中にお世話をしている人がいるかについて、自分をヤングケアラーと認識している児童・生徒は、県と同様に一定数みられます。また、ヤングケアラーは、本人が自分をヤングケアラーであると認識していないケースも多いことや、家庭内の問題は外からは見えづらいなどの問題などから、早期発見・支援につながりにくい状況にあります。ヤングケアラーに対する支援体制の強化を行うとともに、問題や悩みを抱えて自分では解決しきれないこどもたちが、SOSを発信しやすくする取組も必要です。

朝食・夕食の摂取状況について、朝食・夕食を食べていない児童・生徒も一定数おり、その理由として、朝食については「用意されていない」も一定数みられます。児童・生徒は、発育・発達の著しい時期であることなどから、児童・生徒や保護者に対して、食育をより推進していく必要があります。

こどもを育てていく上で必要と思う支援について、「保育料や学校費用の軽減」、「児童手当など手当の拡充」、「奨学金制度の充実」、「医療や健康にかかわるサポート」など、経済的な負担の軽減が特に求められています。

津久見市では、幼児教育・保育の無償化(市独自)、放課後児童クラブ利用料全額助成(市独自)、病児保育利用時の利用料補助(市独自)、津久見市入学準備金、津久見市奨学資金等を実施していますが、手当や援助の受給状況を見ると、「制度を知らない」の割合が全ての項目において、県より高くなっており、子育て満足度をより上げるためにも、取組・各種制度・支援について強く情報発信する必要があります。

(3) 現行計画評価による状況

教育・保育の量の見込みについて、1号・2号・3号のすべてにおいて利用人数見込みに対する確保方策は充足している状況です。保育利用率については、1・2歳児で年々上昇しており、今後の利用人数見込みや確保方策の設定にあたっては、児童人口や共働き夫婦の割合の動向に十分留意する必要があります。

地域子ども・子育て支援事業について、「一時預かり事業」の幼稚園の預かり保育と「地域子育て支援拠点事業」では、実績値が計画値を大きく下回っています。利用人数見込み設定には実績値との突合に留意することが必要です。

関連事業の状況と評価について、いずれの基本目標においても「A:達成している」が最も多くなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 津久見市の目指す姿

津久見市が目指す子育ての姿は、安心して子どもを育てることができ、地域全体で子育てを支える環境のもと、子どもたちが健やかに成長することを願い、「かがやけ未来へ みんなで育てる つくみっ子」とします。

2. 子育てに対する視点

本市の子育てに関する基本目標及び施策の方向性の検討にあたっては、国が示す「次世代育成支援対策行動計画策定指針」の「基本的な視点」を考慮し、以下の5つの視点で子育て施策に取り組みます。

【基本的な視点1】子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

【基本的な視点2】サービス利用者の視点

核家族化の進行等の社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育てサービスに取り組みます。

【基本的な視点3】社会全体による支援の視点

子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、行政をはじめ、企業や関係団体など地域社会全体で子育てを進めます。

【基本的な視点4】全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援は、地域における様々な社会資源によって担われるものであり、全ての子どもと家庭への支援という観点から推進します。

また、社会的養護を必要とする子どもや、虐待や不登校等の子どもの抱える問題にも十分対応できるよう取組も進めます。

【基本的な視点5】結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

結婚を望む若者の結婚や妊娠、出産に対する希望が叶えられるよう「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産」に対する支援を推進します。

3. 基本目標

津久見市が目指す子育ての姿に向けて、3つの基本目標を掲げ、津久見市の総合的な子ども施策の展開を図ります。

基本目標 1

「こどもの視点」を大切にし、すべてのこどもがイキイキ生活できるまちづくり

全てのこどもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保証されるよう、こどもの視点に立ち、全てのこどもがイキイキと暮らせるまちづくりに努めます。

基本目標 2

安心してこどもを育てやすいまちづくり

心身ともにゆとりを持って子育てができるように、妊娠、出産から子育てまで支援の充実を図り、安心してこどもを育てやすいまちづくりに努めます。

基本目標 3

みんなで子育てを支え、親子が夢や自信を持てるまちづくり

こども一人ひとりが大切な津久見市民であるという認識のもとに、地域全体が一体となった子育て環境づくりを進めながら、親子が将来への夢や自信を持てるまちづくりに努めます。

4. 施策の方向性

基本目標の実現に向けて、個別施策の実施にあたっては、3つの施策の方向性に基づき、総合的なこども施策の展開を図ります。

施策の方向性1 ライフステージ別の重要施策

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長していくとの認識のもと、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや子育て当事者にとってどのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえた子育て施策を展開します。

施策の方向性2 ライフステージを通した重要施策

「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、こどもの支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、ライフステージを通した縦断的な施策により、切れ目のない子育て施策を展開します。

施策の方向性3 子育て当事者への支援に関する重要施策

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなっているとの認識のもと、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合える子育て施策を展開します。

5. 施策体系

方向性	基本施策	施策の展開
ライフステージ別の重要施策	(1) 妊娠・出産期から幼児期	①妊娠期からの切れ目ない支援 ②母子の健康の確保 ③保育サービスの充実 ④小児保健医療の充実 ⑤乳幼児教育の充実
	(2) 学童期・思春期	①こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ②就学児童の居場所づくり ③思春期保健対策の充実 ④次代の親づくりと若い世代への支援
ライフステージを通じた重要施策	(1) こどもが権利の主体であること 社会全体での共有等	①「こどもまんなか社会」の実現 ②こどもへのサポート活動
	(2) こどもの貧困対策	①悩みや困りごとを抱えたこどもや家庭への支援 ②生活困窮世帯への支援
	(3) こどもの健やかな成長に向けた 支援	①市民による子育て支援の充実 ②子育て支援に関する行政サービスの充実 ③情報の発信・公開等の取組
	(4) 家庭・地域教育、食育の推進	①家庭や地域の教育力の向上 ②「食育」の推進
	(5) 障がい児支援	①受け入れ・支援体制とサービスの充実 ②経済的負担の軽減
	(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の 推進	①児童虐待防止対策の充実 ②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
	(7) 犯罪などからこどもを守る取組及び こどもの自殺対策	①こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ②こどもの自殺対策への取組
子育て当事者への支援に 関する重要施策	(1) 子育て世帯への経済的支援	①妊娠・出産から幼児期 ②学童期・思春期 ③その他
	(2) 子育てを支援する生活環境の整備	①子育て世帯に優しい住環境の整備 ②環境美化の推進 ③こどもの交通安全を確保するための活動の推進
	(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・ 子育てへの主体的な参画促進	①「仕事と子育ての両立」の推進についての普及啓発 ②女性の就労促進
	(4) ひとり親家庭への支援	①経済的支援 ②ひとり親家庭等の自立支援の推進

第4章 施策の展開

1. ライフステージ別の重要施策

(1) 妊娠・出産期から幼児期

① 妊娠期からの切れ目ない支援

【施策の展開】

施策	安全・安心な出産のための支援
施策内容	<p>母子健康手帳交付時に、早産・低出生体重児予防等のためのアンケートを実施し、妊婦の状況を把握します。把握した内容をもとに、妊婦が安心して出産できるよう、個別に指導を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none">◆妊婦が安心して出産までの期間を過ごし、妊娠・出産について満足ができるよう、母子健康手帳交付時に保健師による個別相談・保健指導を行います。また、支援の必要な妊婦を把握し、早期に支援が行えるよう努めます。◆妊娠期の母子の健康を守り、安全に出産をするために、妊婦健康診査受診を勧めます。◆早産・低出生体重児の予防のため、妊娠中の喫煙・飲酒の危険性の啓発や、妊娠期の歯科健診を推進します。また、低出生体重児は、妊娠前の母親のやせや肥満等が要因の一つと考えられているため、妊娠前のBMIを把握し、母子健康手帳交付時に保健指導を行います。◆出産のための知識の普及のために、個別妊婦相談をお知らせし、利用してもらいます。◆マタニティマークの周知を図り、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。
担当課	健康推進課
施策	成人に対する風しんの予防接種費用助成
施策内容	「風しん」の流行を未然に防ぐとともに、女性が安心して妊娠・出産を迎えられるよう、成人の風しん予防接種費用の一部を助成します。
担当課	健康推進課
施策	妊産婦健康診査の助成
施策内容	安心して出産・子育てができるよう、妊産婦に対する健康診査費の一部を助成します。
担当課	健康推進課
施策	妊婦に対する初回産科受診料助成事業
施策内容	妊娠にかかる経済的負担を軽減し、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげることを目的に、令和5年10月からすべての妊婦を対象に、初回の産科受診料の一部を助成します。
担当課	健康推進課

施策	妊婦のための支援給付金
施策内容	医療機関で妊娠判定を受けた妊婦の方に現金を支給します。
担当課	健康推進課
施策	不妊に対する負担の軽減
施策内容	不妊治療を受けている夫婦に治療費等の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、不妊に関する相談センターの紹介を行います。
担当課	健康推進課
施策	妊活応援検診費（不妊検査費）助成制度（県の助成事業）
施策内容	不妊に関する検査に要した費用の一部を大分県と津久見市が一体となって助成します。
担当課	健康推進課
施策	大分県不妊治療費（先進医療）助成事業（県の助成事業）
施策内容	特定不妊治療費（先進治療）に要した費用の一部を大分県と津久見市が一体となって助成します。
担当課	健康推進課
施策	不育症治療費助成制度
施策内容	子どもを望む夫婦を支援するために、不育症治療費の一部を助成します。
担当課	健康推進課
施策	寄り添い支援（伴走型相談支援）
施策内容	<p>安心して出産・子育てができるよう、保健師が中心となり、妊娠届出時・妊娠8か月時・赤ちゃん訪問時にアンケートに基づき面談を実施し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を行います。</p> <p>◆妊娠届出時 すべての妊婦へ面談を行い、相談を受け、妊娠期の過ごし方や出産までの見通しを立てるための情報提供を行い、母子健康手帳を交付します。</p> <p>◆妊娠8か月頃 妊娠に関するアンケートを実施します。質問や面談希望に、保健師が対応します。</p> <p>◆赤ちゃん訪問時 赤ちゃん訪問等で、産婦の体調や子育ての状況、心配なことをうかがいます。必要な子育て支援サービスを案内するなど、すべての家庭に寄り添い、関係機関と連携し、継続した支援を行っていきます。</p>
担当課	健康推進課

施策	プレママスマイル応援給付事業
施策内容	妊娠中から切れ目のない支援を行い、安心してこどもを健やかに育てることができるよう、妊婦のための支援給付金と合わせて、津久見市独自の子育て施策として、妊婦に対し商品券を給付します。
担当課	健康推進課

施策	赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
施策内容	<p>生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を保健師が訪問し、以下のような支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆赤ちゃんの体重測定 ◆赤ちゃんの発育・発達の確認 ◆お母さんの体調や育児相談 ◆予防接種や健診、子育て支援に関する情報提供 など
担当課	健康推進課

施策	育児不安軽減のための支援
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆妊産婦訪問や、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に「乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）」を行い、母子の心身の健康状態の把握及び母子保健事業や子育て支援事業の情報提供を行います。 ◆産婦人科、小児科の連携による育児等保健指導事業（ペリネイタルビジット）の推進を図り、妊産婦の育児不安の軽減を図ります。 ◆育児不安の強い妊産婦及び母親に対し、臨床心理士によるこころの健康相談を実施します。
担当課	健康推進課

施策	妊産婦・乳幼児を支援するネットワークの強化
施策内容	<p>日頃から産婦人科、小児科、助産師会等と相互に情報共有を行い、適切な支援につなげていきます。また、臼津地域で行う母子保健連絡会、産科・小児科と母子保健支援者連絡会、ヘルシースタートおおいた等を通じ、保健、医療、福祉などの関係機関と連携し、妊産婦の支援に向けたネットワークの強化を図ります。さらに、要保護児童対策地域協議会とも連携していきます。</p>
担当課	健康推進課

施策	産後ケア事業
施策内容	<p>出産後の母親が、地域で安心して子育てできるよう、大分県内で契約している産科医療機関・助産所等において、宿泊型・デイサービス型・訪問型の産後ケアを通じて、母親の心身のケアや育児サポート等を行います。</p>
担当課	健康推進課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
母子健康手帳交付時 いきいき妊婦健康相談	交付者全員	安心して妊娠、出産にのぞめる。	健康推進課
妊娠中の妊婦の 喫煙率	喫煙率 0%	早産、低出生体重児の予防	健康推進課
妊娠中の妊婦の 飲酒率	飲酒率 0%	早産、低出生体重児の予防	健康推進課

②母子の健康の確保

【施策の展開】

施策	乳幼児期からの健康づくり
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆乳幼児健診では、月齢に応じた乳幼児の健康状態の確認とともに、保護者が専門的な相談をできるよう体制の整備を図ります。また、発達段階に応じた食事・運動・心の発育、事故防止等の学習の場としても活用していきます。健診未受診者については受診勧奨の通知、電話、訪問等を行い、受診率向上に努め、未受診者の状況把握も行います。 ◆乳幼児健診にて、歯科健診及び、歯科衛生士による集団・個別歯科指導を実施し、口腔衛生への意識を高め、歯の健康づくりに向けた取組を推進します。また、1歳6か月児健診でのフッ化物塗布の実施、塗布券の配布や、保育園・幼稚園・認定こども園におけるフッ化物洗口等、フッ化物の利用を勧めます。なお、小・中学校については、平成27年度からフッ化物洗口を実施しています。 ◆小・中学校等と連携して、こどもの頃から適切な食習慣や生活習慣を理解し、身に付けられるよう、生活習慣病予防教室を実施します。
担当課	健康推進課、社会福祉課

施策	子育て中の親の健康づくり
施策内容	<p>「自分の健康は自分で守る」という意識を親が持てるよう、母子保健事業を通して健康づくりを進めていきます。赤ちゃん訪問では、妊娠中からの健康状態を把握し、必要時、血圧測定や尿検査を実施します。乳幼児健診では、健診を受ける機会のない方に、若年者健診やがん検診の受診勧奨を行います。さらに、子育て中の親が健診を受けやすいように、平日だけでなく、休日にも受診できる機会を設けています。</p>
担当課	健康推進課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
乳児健康診査	受診率 100%	発育発達の確認、疾病の早期発見を行い、適切な医療機関・療育機関につなげられる。育児不安の軽減。	健康推進課 社会福祉課 医師会 歯科医師会 大分県歯科衛生士会
1歳6か月児健診	受診率 100%	発育発達の確認、疾病の早期発見を行い、適切な医療機関・療育機関につなげられる。	
3歳6か月児健診	受診率 100%	発育発達の確認、疾病の早期発見を行い、適切な医療機関・療育機関につなげられる。	
5歳児健診	受診率 100%	発育発達の確認、疾病の早期発見を行い、適切な医療機関・療育機関につなげられる。	
3歳児のむし歯保有率	0%	むし歯の減少	健康推進課
仕上げ磨きをする親の割合	100%	むし歯の減少	

③保育サービスの充実

【施策の展開】

施策	多様な保育ニーズへの対応
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆就労形態や勤務時間の多様化、生活スタイルの変化等の現状を踏まえ、延長保育事業や預かり保育など、子育てと仕事の両立の推進に向けた保育サービスの充実を継続していきます。 ◆「にこにこ保育支援事業」については、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に合わせ、3歳児未満の戸籍上の第2子以降のこどもについては全額免除とする減免制度を拡充しています。
担当課	社会福祉課

施策	保育料無償化
施策内容	<p>市独自施策として3歳児未満第1子の保育料を無償化します。</p> <p>大分にこにこ保育支援事業（3歳児未満第2子以降の保育料無償化）と合わせて3歳児未満の保育料は発生しません。</p>
担当課	社会福祉課

施策	病児保育利用時の利用料補助
施策内容	県内の市町村が運営・委託する病児保育室を利用した際の利用料を補助します。
担当課	社会福祉課

施策	保育サービスの質の向上
施策内容	<p>◆保育士・幼稚園教諭等が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう情報交換をすることにより、知見と人間性を深め、教育・保育の知識や、保育内容の充実を図ることができます。また、適切な教育・保育が提供されるよう専門機関等との連携を強化するとともに、支援を担当する職員の資質の向上を推進する活動を支援します。</p> <p>◆保育ニーズが多様化する中、保育サービスの質をより一層向上させ、保育園や幼稚園、認定こども園等を選択するための目安となる保育サービスの情報提供に努めます。また、幼保小連携の推進のため、職員の交流、情報共有を行うとともに、障がい児等の特別な支援が必要なこどもへの配慮に努め、小学校教育との円滑な接続に取り組みます。</p>
担当課	社会福祉課

施策	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
施策内容	家庭において、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子を緊急一時的に保護する必要がある場合に、児童養護施設や乳児院等でお世話をします。
担当課	社会福祉課

施策	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
施策内容	乳幼児に対して、多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況に応じて切れ目なく支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援を進めます。
担当課	社会福祉課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
病児・病後児保育事業	1か所	多様な就労形態に応えることができる。	社会福祉課
保育料無償化(市独自)	継続	経済的負担軽減につながる。	

④小児保健医療の充実

【施策の展開】

施策 病気や事故防止に関する普及啓発の充実	
施策内容	<p>◆出生届に来られた保護者に対し、こどもの病気対策法をまとめた「こどもの病気とその対策法」を配布し、休日や夜間の急病に対処できるよう知識の普及を図ります。また、受診の判断に迷ったときの救急電話相談として、「大分県こども救急電話相談」を周知します。</p> <p>◆こどもの病気や発達に関する内容を市報やホームページに掲載し周知を図ります。</p> <p>◆事故の手当に関する学習の場を提供し、知識・技術の向上を目指します。また、乳幼児健診の場を通じて、誤飲・転落・転倒等のこどもの事故予防の啓発を行います。</p>
担当課	健康推進課、学校教育課
施策 予防接種率の向上	
施策内容	<p>予防接種で妨げる病気からこどもを守れるよう、接種率の向上を図ります。出生届に来られた保護者に対し予防接種ファイルを配布し、赤ちゃん訪問にて接種スケジュールや受診方法等の説明を行います。</p> <p>◆任意予防接種費用の助成を行い保護者の経済的負担の軽減を図ると同時に、病気のり患予防とり患した際の重篤化防止を図ります。乳幼児健診では、接種状況に応じた接種勧奨を行い、予防接種未受診者については、個別通知とともに、電話や訪問による接種勧奨を実施します。</p>
担当課	健康推進課
施策 かかりつけ医の普及啓発	
施策内容	<p>家庭訪問や乳幼児健診等の機会に、かかりつけ医を確認し、いない場合はその必要性を説明します。また、ペリネイタルビジット事業を実施し、早期から小児科医による育児に関する保健指導を受ける機会を提供することにより、かかりつけ医の確保を図るよう努めます。</p>
担当課	健康推進課、学校教育課
施策 未熟児養育医療費の助成	
施策内容	<p>からだの発育が未熟なまま出生したこどもが特別な医療を必要とする場合、母子保健法に基づく医療の給付を行い、保護者の負担を軽減します。</p>
担当課	健康推進課

施策 骨髄移植後等により免疫が失われたこどもの予防接種「再接種費用」助成

骨髄移植等により、以前に定期接種で獲得した免疫が低下または消失し、
施策内容 再接種が必要と医師から判断されたこどもに対して、再接種に係る費用の助成をします。

担当課 健康推進課

施策 新生児聴覚スクリーニング検査の助成

聴覚障がいを早期に発見し、適切な支援につなぐため、新生児聴覚スクリーニング検査費用を助成します。

担当課 健康推進課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
応急手当救命講習の実施	年1回	各校で開催される救急法講習会で、緊急対応や応急処置の在り方を学び、実践につなげることができる。	学校教育課
かかりつけ医を持つ親の割合	100%	安心して子育てができ、緊急時の搬送先や学校内での具体的な処置・対応について確認できる。	学校教育課

⑤乳幼児教育の充実

【施策の展開】

施策	乳幼児教育ネットワークの強化
施策内容	全ての教育・保育施設を対象に職員同士の連携や研修を進め、乳幼児教育の推進を図るとともに、こどもたちが夢や希望を持って小学校に進学できるよう、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校で構成運営されている連絡会の強化に努めます。
担当課	学校教育課、社会福祉課

施策	地域イベントとのふれあい
施策内容	地域のイベントは、こどもが地域資源（人・自然・食・歴史など）とふれあえる絶好の機会となります。各イベントへの参加協力を呼びかけるとともに、こどもたちが参加する機会を増やせるよう努め、郷土を愛せるこどもの育成につなげます。
担当課	社会福祉課

施策	乳幼児教育環境の充実
施策内容	生涯にわたる人格形成の基礎となる乳幼児期の教育の重要性を踏まえ、乳幼児期の豊かな育ちを保障し、より質の高い乳幼児教育の提供に努めます。家庭と地域社会、保育園・幼稚園・認定こども園等がそれぞれの教育的役割を担い、総合的に乳幼児期の教育を充実させることにより、こどもたちの成長支援を図ります。
担当課	社会福祉課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
幼保小連絡会の開催	年5回	小学校での授業参観や保育園等での授業参観、さらには、園児や児童の園や学校での生活の状況を共有することで、日常的な連携体制が構築できる。	学校教育課 社会福祉課 保育園 幼稚園 認定こども園
「港まつり」、「ふるさと振興祭」などの本市の観光イベントの参加協力	全教育・保育施設で実施	こどもたちの心を豊かにし、ふるさとへの愛着を持たせる。	社会福祉課 商工観光・定住推進課 保育園 幼稚園 認定こども園

(2) 学童期・思春期

①こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【施策の展開】

施策	確かな学力の向上と豊かな心の育成
施策内容	<p>こどもたちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することができる社会を実現するとともに、信頼される学校づくりを進めます。</p> <p>こどもが社会の変化の中で、主体的に生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、学力の実態把握に努め、こどもの学習意欲を高める指導方法の工夫や改善、きめ細かな個に応じた指導の充実等により、学力向上を目指していきます。</p> <p>また、豊かな心を育むための道徳教育や読書活動の推進を図るとともに、津久見市の豊かな自然環境での体験学習や、市内の事業所等と連携した職場体験学習など、多様な体験活動を推進する取組を展開します。</p>
担当課	学校教育課

施策	健やかな体の育成
施策内容	<p>こどもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等が指摘されている現状を踏まえ、体育専科教員による授業の実施や養護教諭による生活習慣に関する指導、栄養教諭による食育の実施を推進していきます。</p> <p>また、こどもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ環境の充実を図ります。</p>
担当課	学校教育課

施策	開かれた学校づくり・特色ある学校づくりの推進
施策内容	<p>学校公開などにより、開かれた学校づくりを推進し、家庭、地域との信頼関係に基づく教育活動に取り組むとともに、こども、学校、地域の実態を十分把握し、学校の創意工夫を生かした特色ある学校づくりに努めていきます。</p> <p>また、こどもが安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域、関係機関との連携・協働により、危機管理に関する取組を継続的に実施します。</p>
担当課	学校教育課、管理課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
学力調査の実施	年3回	個々のつまずきを把握し、授業中の個別支援や補充学習につなげることができる。	学校教育課
職場体験学習の推進	年1回	地元の事業所の協力を得たキャリア教育・職業体験を通して、個々の職業観・勤労観を新たにする。	
自然体験学習の実施	年1回	ふるさと教育を中心に地域の自然や文化、産業を再認識できる。	
学校運営協議会の開催	各学校 年3回	学校・家庭・地域の3者が協働して学校運営全般について協議することができる。	
小規模特認校制度により自然環境を生かした学校	小学校1校	児童・保護者の願いを大切にした教育の場を提供できる。	
危険管理マニュアルの見直し及び緊急時における対応研修、訓練の実施	年1回以上	地震・風水害・火事・不審者等様々な事案に対して、安全かつ冷静な対応を学ぶことができる。	
校内 LAN を活用した情報教育の展開	1人1台タブレット 使用	プログラミング教育に対応した次世代型の ICT 教育を実践できる。	学校教育課 管理課
オープンスクール(学校公開)の実施	全小中学校	開かれた学校づくりと学校運営について保護者・地域の声を吸収できる。	学校教育課
学校評価の実施	全小中学校	学校の教育活動の振り返りと課題解決に向けた取組の具体を認識できる。	

②就学児童の居場所づくり

【施策の展開】

施策	放課後児童クラブのさらなる充実と利用者間のネットワークづくり (新・放課後子ども総合プランの推進)
施策内容	<p>国においては、共働き家庭等の「小1の壁」、「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を目標とした「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月策定)を推進しています。</p> <p>市町村においても全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備することが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none">◆放課後児童クラブについては、引き続き内容の充実を図り、利用しやすい環境づくりに努めていきます。また、放課後児童クラブ情報交換会等を実施することにより、指導者の資質の向上を図ります。◆地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした講座等を行う、放課後子ども教室を引き続き実施します。◆放課後児童クラブが、放課後子ども教室の実施予定などの情報を定期的に受け取り、参加の促進が図られる体制を目指します。◆教育委員会と社会福祉課が、放課後子ども教室及び放課後児童クラブとして活用可能な小学校の教室等の情報共有を図ります。◆放課後に空き教室を活用し、児童に対して補充学習の機会を提供することにより、児童一人ひとりの学習意欲を高め、基礎学力の定着と向上を目指します。
担当課	社会福祉課、生涯学習課
施策	放課後児童クラブ利用料全額助成
施策内容	通年で利用するこどもの放課後児童クラブ利用料(おやつ代・加算分を除く)の全額助成を実施します。
担当課	社会福祉課
施策	魅力ある児童館の展開
施策内容	児童の健全な居場所づくりを促進するとともに、こどもたちの安全に配慮し自主的な活動を援助しながら、豊かな体験と遊びを通して運動能力・知的能力・情緒・社会性の発達を促します。また、異年齢交流の中で自主的・組織的活動を経験することから、社会性や豊かな人間性を育み、健全な育成を推進する場としての児童館事業を推進します。
担当課	社会福祉課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
放課後子ども学習クラブの開催	各学校で 月1～2回程度	こどもたち一人ひとりの学習意欲の高揚、基礎学力の定着・向上。	生涯学習課
児童館でのお花教室	毎月1回	異年齢児交流や豊かな体験と遊びを通して、社会性や豊かな人間性を養うことができる。	社会福祉課 児童館
児童館での空手教室	毎月1回		

③思春期保健対策の充実

【施策の展開】

施策	思春期保健に関する学習機会の充実
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆小学生を対象に、人のつながりや、自分という存在の大切さに気付くことができるよう、道徳の授業を中心に、命の尊さについて学習の機会を設けます。 ◆中学生を対象に、喫煙・薬物乱用防止教室を実施します。さらに、保健所や関係課と連携を図り、保健だより等で保護者に対しての普及啓発をします。 ◆中学生を対象に、思春期特有の心の問題に向き合い、自己肯定感を高められるような学習の機会を設けます。
担当課	学校教育課

④次代の親づくりと若い世代への支援

【施策の展開】

施策	次代の親づくりに向けた取組の推進
施策内容	<p>親自身がこどもの人生最初の教師となることを自覚し、こどもの発達段階に応じた関わり方の学びを通じて、親になるための意識改革に向けた取組を推進します。</p> <p>各種健診時に、親としてのこどもとの関わり方について話すことで、親になるための意識付けを促します。</p>
担当課	社会福祉課、健康推進課

施策	児童生徒の社会性・人間性の育成に向けた取組
施策内容	<p>児童生徒の豊かな社会性・人間性を育てていくために、ボランティア活動を中心とした様々な体験ができる場の提供に努めます。</p>
担当課	社会福祉協議会

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
ボランティア協力校活動の推進	7校	ボランティア活動を通じ、児童生徒の豊かな社会性・人間性の形成が図れる。	社会福祉協議会
夏のボランティア体験月間	随時	ボランティア活動を通じ、児童生徒の豊かな社会性・人間性の形成が図れる。	社会福祉協議会

2. ライフステージを通じた重要施策

(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等

① 「こどもまんなか社会」の実現

【施策の展開】

施策	「こどもまんなか社会」の実現に向けた機運醸成
施策内容	<p>「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもが権利の主体であることを社会全体で理解・共有したうえで、こども・子育て世帯の視点を尊重し、その意見を子育て施策に反映させていくことが必要です。</p> <p>そのためには、こどもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、主体的に社会に参画できる環境づくりが重要となってきます。</p> <p>積極的な子育てに関する情報発信を行うことにより機運の醸成を図るとともに、こども・子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。</p>
担当課	全課

② こどもへのサポート活動

【施策の展開】

施策	こどもまんなか応援サポーター活動の推進
施策内容	<p>こどもたちのために何がもっとも良いことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、こどもまんなか応援サポーターとして、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現のため、こども・子育て施策の発信に取り組みます。</p>
担当課	全課

(2) こどもの貧困対策

① 悩みや困りごとを抱えたこどもや家庭への支援

国の子供の貧困対策大綱では、以下のように重点施策を示しています。

- 教育の支援
- 生活の安定に資するための支援
- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 経済的支援
- その他

この重点施策の領域に沿うかたちで、本市においてこどもの貧困対策関連に位置づけられる施策を整理すると以降の表の通りとなります。

◆教育の支援

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
放課後子ども学習クラブの開催【再掲】	各学校で 月1～2回程度	こどもたち一人ひとりの学習意欲の高揚、基礎学力の定着・向上。	生涯学習課
学習クラブの開催	春・夏ともに 5日程度の実施	こどもたち一人ひとりの学習意欲の高揚、基礎学力の定着・向上。	
就学相談の実施	随時	早期から保護者とつながることで保護者が安心して相談できる体制づくりを連携して行うことができる。	学校教育課 社会福祉課 健康推進課
就学支援委員会の開催	年4回	児童生徒、保護者の願いに沿った就学先の決定と支援体制の確認につなげることができる。	学校教育課 社会福祉課 健康推進課

◆生活の安定に資するための支援

【保護者の生活支援】

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
延長保育事業	1か所 (現状の体制を維持・継続)	就労形態や勤務時間の多様化に 대응することができる。	社会福祉課
年齢別研修会	適宜	保育・教育の資質の向上につながる。	社会福祉課 その他
母子・父子自立支援員の配置	1人	母子・父子自立支援員の配置により、いつでも相談でき、早期の支援につなぐことができる。	社会福祉課
ひとり親家庭等の相談窓口の設置	随時	生活の安定、自立の促進を図るため、適切な関係機関に早期につなぐことができる。	社会福祉課
児童館の利用促進	毎月1回	こどもの居場所、地域住民とのふれあいの場となる。	児童館
通常保育 (保育園・幼稚園・認定こども園)	通年	安心して子育てと仕事の両立ができることによって生活の安定が図られる。	保育園 幼稚園 認定こども園
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	通年	放課後におけるこどもの居場所を確保することにより、子育てと仕事の両立が図られる。	社会福祉課

【こどもの生活支援(食育の推進に関する支援)】

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
パパママお魚クッキング	年1回	子育て世帯が魚に触れる機会を増やし、家庭での魚食を促進する。	健康推進課
親子料理教室	年5回	親子で調理することで、食への興味を深めるとともに、親子間の交流を図る。	健康推進課 農林水産課
フードバンク制度の活用	随時	市社会福祉協議会等の窓口相談に訪れた生活困窮者に、大分県社会福祉協議会が運営しているフードバンクおおいから食料品を支給しており、一時的な食糧支援と生活困窮者支援につなぐことができる。	社会福祉協議会

◆保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
職業のあっせん	随時	ひとり親家庭の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉の増進を図る。	社会福祉課
育児休暇制度等関係法制度等の広報等、情報提供	適宜	子育てについて孤立することなく、社会全体で育児していく機運の醸成を図ることができる。	

◆経済的支援

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	随時	ひとり親家庭の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉の増進を図る。	社会福祉課
ひとり親家庭医療費の支給	随時	ひとり親家庭等の親と児童の健康を保持し、経済的負担の軽減を図り、生活を安定させることができる。	

◆その他

【早期の状況把握・対応】

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
母子健康手帳交付時いきいき妊婦健康相談【再掲】	交付者全員	安心して妊娠、出産にのぞめる。	健康推進課
各種健康診査	受診率 100%	疾病を早期発見し、適切な医療機関・療育機関につなげられる。	健康推進課 社会福祉課 医師会 歯科医師会 大分県歯科衛生士会
ペリネイタルビジット事業	—	産婦人科、小児科の連携による育児等保健指導事業(ペリネイタルビジット)の推進を図り、妊産婦の育児不安の軽減を図る。	健康推進課 医療機関
乳児家庭全戸訪事業(赤ちゃん訪問)	出生児全員	母子の心身の健康状態を把握し、適切なサービスにつなげることができる。	健康推進課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
保育園・幼稚園・認定こども園への巡回訪問	各園年2回	支援を必要とするこどもの早期発見・早期支援が図られ、スムーズな就学につながるができる。	社会福祉課
就学支援委員会の開催【再掲】	年4回	児童生徒、保護者の願いに沿った就学先の決定と支援体制の確認につなげることができる。	学校教育課 社会福祉課 健康推進課

②生活困窮世帯への支援

【施策の展開】

施策	準要保護児童・生徒就学援助
施策内容	経済的理由によって就学困難な津久見市立の小・中学校に在学する児童生徒の保護者(津久見市に住所を有する)に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。
担当課	学校教育課

施策	津久見市入学準備金（貸付分）
施策内容	津久見高校に進学する、心身ともに健康で学業人物ともに優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難な者の保護者を対象に、入学準備金の貸付けをします。
担当課	管理課

施策	津久見市奨学資金
施策内容	<p>◆高校生等対象（贈与分）</p> <p>心身ともに健康で学業人物ともに優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難な者を対象に奨学資金を贈与します。</p> <p>◆大学生等対象（貸与分）</p> <p>心身ともに健康で学業人物ともに優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難な者を対象に奨学資金を貸与します。</p>
担当課	管理課

(3) こどもの健やかな成長に向けた支援

① 市民による子育て支援の充実

【施策の展開】

施策	子育て情報及びサービス利用の円滑化
施策内容	<p>市報や市のホームページ内の子育て特設ページ「つくみっこ」で、最新の子育て情報を掲載しています。</p> <p>また、令和2年度から母子手帳の情報を保管することが出来るスマートフォンアプリ「てとて」の運用を開始し、県および市の情報の通知や、予防接種等の通知をしています。今後も、よりタイムリーな情報提供が図れるよう、また、当事者のみならず、本市の取組が幅広い方々に伝わるように工夫します。</p>
担当課	社会福祉課

施策	既存施設の有効活用による地域住民とのふれあい促進
施策内容	<p>毎月、市報で児童館活動をお知らせして参加者を募り、利用促進を図っています。</p> <p>児童館などの既存の施設を積極的かつ有効的に活用することは、地域住民とのふれあい増加にもつながるため、今後は、児童だけではなく、地域住民にも広く利用を促し、世代間交流の場として活用出来ないか、関係機関と協議します。より多様な活動の提供ができるよう運営主体と連携を図るとともに、情報の提供にも努めます。</p>
担当課	社会福祉課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
児童館の利用促進 【再掲】	毎月1回	こどもの居場所、地域住民とのふれあいの場となる。	児童館

施策	ボランティア活動等の促進による地域の人材活用
施策内容	<p>現在も、少子高齢化は進行していますが、子育て経験豊富な高齢者の知恵を求める若い世代の声も少なくありません。古き良き子育ての考え方や方法を次世代に継承できるよう、地域の高齢者や子育て経験者の活躍できる場の提供に努めるとともに、次世代の親を育てる意味からも人的資源を活用できる取組を推進します。</p>
担当課	社会福祉課

施策	地域における子育て支援の推進
施策内容	<p>本市では、子育て中の親が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供するため、地域子育て支援センターの運営に努めています。今後も、地域子育て支援センターを子育て中の親子が気軽に集える場とするとともに、子育てに関わる相談・情報提供の拠点とし、関係機関や地域組織との連携を図ります。</p> <p>また、地域ぐるみで子育て支援を推進するとともに、地域組織や社会福祉協議会と連携し、地区社協等によるこどもと子育て家庭とのふれあいや見守り、より良い子育て環境の整備を促進し、津久見市の子育て支援体制の強化を図ります。</p>
担当課	社会福祉課
施策	こどもたちが活動できる場の創出と活用
施策内容	<p>季節ならではの行事を通して、高齢者とのふれあいの機会を設け、世代間交流を促進します。また、放課後、週末、長期休業日等には、地域における社会資源を活用し、こどもたちの活動の場を今後も提供します。</p> <p>未就園児の受け入れについては、各園で広報を行うなど、広く呼びかけを行い実施しています。</p>
担当課	社会福祉課
施策	津久見市ファミリー・サポート・センター
施策内容	<p>地域で子育て世帯を支援する事業です。主なサービス内容はこどもの預かりや、保育園等への送迎です。会員制の事業で、よろしく会員・まかせて会員のマッチングをし、子育て世帯を支援します。</p> <p>◆よろしく会員：育児の支援を受けたい人</p> <p>◆まかせて会員：支援をする人</p>
担当課	社会福祉課

②子育て支援に関する行政サービスの充実

【施策の展開】

施策	安心して子育てできる環境づくりの推進
施策内容	子育てに喜びや楽しさを感じられるよう、地域での仲間づくりに向けた環境を一層充実させます。また、子育ての負担感や不安感の軽減のために、保育士・家庭児童相談員・保健師等が中心となり、窓口・電話・メールなどで気軽に相談できる場を提供します。
担当課	社会福祉課

施策	地域子育て支援拠点事業等の充実による子育て支援ネットワークの形成
施策内容	地域子育て支援センター「じゃん・けん・ぽん」を開設し、「地域子育て支援センターミニ運動会」では親子のみならず、祖父母やとぎ倶楽部利用者も参加し交流を図っています。 身近な地域で、子育てに関する相談・助言や、親子の交流の場の提供を行うため、今後も子育て支援センターの充実した運営に努めます。
担当課	社会福祉課

施策	ベビー用品貸し出し事業
施策内容	子育てに必要なベビー用品の中でも、特に高額かつ使用期間の短い用品（ベビーバス、ベビーベッド、ベビースケール、ベビーソファ、バウンサーなど）について無償レンタルを行います。
担当課	社会福祉課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
ブックスタート事業 (10か月児健診時に 絵本のプレゼント)	100%配布	小さい頃から読み聞かせをすることで絵本に親しみを持ち、親子のふれあいの時間の中で読書の大切さを伝えることができる。	社会福祉課
乳児健診等を利用した 絵本の読み聞かせ	月1回	本に親しみを持ち、読書の大切さを伝えることができる。	
家庭児童相談員等による 窓口相談	常勤支援員数 2人	家庭児童相談員を配置することで、いつでも相談できる体制を整え、子育ての孤立防止を図り、必要に応じて養育支援につなぐことができる。	
地域子育て支援 センター事業	常勤支援員数 2人	在宅育児中の方々に様々な子育て情報が発信でき、支援員を配置することで気軽に相談できる場所の提供が図れる。	社会福祉課 地域子育て 支援センター

③情報の発信・公開等の取組

【施策の展開】

施策	子育て支援情報の発信の強化
施策内容	これまでも市報等で子育て支援に関する情報を発信してきましたが、より一層市民に周知されるよう工夫し、親子に役立つ「子育て応援だより」の発行に努めます。
担当課	社会福祉課

施策	インターネットを活用した情報の提供・公開
施策内容	子育て情報のホームページと携帯電話サイト「津久見市子育て支援サイト つくみっこ」を活用し、利用者が活用できる情報の発信を行っています。また、母子手帳を保管できるスマートフォン専用アプリ「てとて」を活用し、県および市の情報の通知や、予防接種等の通知をしています。子育てをするうえで必要な情報、役に立つ情報をわかりやすく提供し、気軽に情報を得ることができるよう、新たな情報発信ツールの構築を図ります。
担当課	社会福祉課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
「子育て応援だより」の市報掲載	月1回	市報に掲載することで、子育て世代のみならず、幅広い世代に子育て情報の発信・周知が図られる。	社会福祉課

(4) 家庭・地域教育、食育の推進

① 家庭や地域の教育力の向上

【施策の展開】

施策	多様な体験活動の提供
施策内容	<p>体験活動の機会を提供することで、こどもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し行動する力や問題を解決し他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えるために「生涯学び挑戦する力」を育みます。</p> <p>◆エンジョイつくみで総合型地域スポーツクラブのジュニア部門としてこども向け教室を開催します。</p> <p>◆集団の中で歌うことの責任感を養い、さらに、学校や学年が異なる中で友情を築き、協調性、社会性を育むため、檜の実少年少女合唱団への支援を行います。</p>
担当課	生涯学習課

施策	関係団体等との連携・協働によるネットワークの強化
施策内容	<p>家庭・学校・地域社会が連携・協働を図り、それぞれの機能を発揮し、その役割を分担しながら、こどもたちの健全育成に努めます。</p>
担当課	生涯学習課、学校教育課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
体験学習事業	年1回	体験を通してこどもたちに学びの機会を提供するとともに、自主性・協調性・社会性を養う。	生涯学習課
スポーツ少年団の育成	年1回	スポーツを通じて青少年のこころと身体を育てることができる。	
学習クラブの開催【再掲】	春・夏ともに5日程度の実施	こどもたち一人ひとりの学習意欲の高揚、基礎学力の定着・向上。	
社会教育委員会の開催	年2回	社会教育全般の中からあらゆる分野に理想的な意見を取り入れることで、生涯学習のさらなる発展が期待できる。	生涯学習課
津久見市教育相談員等連絡協議会	年2回	関係機関が相互に情報を共有し、解決方法を決定することで、早期対応・早期解決が期待できる。	学校教育課

②「食育」の推進

【施策の展開】

施策	食に関する学習機会・情報提供の充実
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆母子健康手帳交付時のアンケート結果を基に、安全に出産できるよう個別指導を行います。 ◆乳幼児期には、乳幼児健診や子育て支援センターにおいて、管理栄養士による保護者に向けての個別相談や試食等、学習の機会を充実させます。また、朝食の大切さや、バランスの良い食事について情報提供し、正しい食習慣の定着を図ります。 ◆家庭における食育の推進のため、親子でつくって一緒に食べる楽しさを実感できる場として親子料理教室の実施及び充実に努めます。 ◆市報やホームページ、パンフレットにおいて、食に関する情報を発信し、市民一人ひとりが食に関心が持てるよう情報提供に努めます。 ◆ヘルスマイト等の関係団体と協力し、津久見の農林水産物を使って、郷土料理の紹介などを取り入れながら、津久見に伝わる食文化に関する学習の機会を提供し、食事の大切さや楽しさを学ぶとともに、豊かな心の形成と地域における食育の推進を図ります。
担当課	学校教育課、健康推進課、農林水産課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
朝食を欠食しない 小中学生の割合	小学校85% 中学校80%	朝食の摂取は望ましい生活習慣と豊かな心の形成につながるため、そのための実態把握と改善策の検討に生かす。	学校教育課
パパママお魚クッキング 【再掲】	年1回	子育て世帯が魚に触れる機会を増やし、家庭での魚食を促進する。	健康推進課
親子料理教室【再掲】	年5回	親子で調理することで、食への興味を深めるとともに、親子間の交流を図る。	健康推進課 農林水産課

(5) 障がい児支援

① 受け入れ・支援体制とサービスの充実

【施策の展開】

施策	相談体制の充実
<p>障がいがあるこどもや支援を必要とするこどもとその家族が、地域で安心して生活できるように、様々な障がい児福祉サービスを提供し、日常生活を支援するとともに、こどもの発達に対する取組や各種相談体制の充実に努めます。</p> <p>幼児教室は遊びを通して成長や発達を促す方法を提供しています。</p>	<p>乳幼児健診、5歳児精密健診、巡回相談、療育相談を充実させ、適切な支援ができるよう努めます。</p>
担当課	健康推進課、学校教育課、社会福祉課

施策	保育園等における障がい児保育の推進
<p>障がいのあるこどもが地域の中で健やかに育つためには、障がいのないこどもと一緒に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育・保育が必要です。集団保育が可能な障がいのあるこどもが安心して保育園・幼稚園・認定こども園を利用できるよう、受入れ体制の整備や職員への研修を充実させ、関係機関と連携を図りながら障がいのあるこどもへの保育の充実に努めます。</p>	<p>障がいのあるこどもが地域の中で健やかに育つためには、障がいのないこどもと一緒に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育・保育が必要です。集団保育が可能な障がいのあるこどもが安心して保育園・幼稚園・認定こども園を利用できるよう、受入れ体制の整備や職員への研修を充実させ、関係機関と連携を図りながら障がいのあるこどもへの保育の充実に努めます。</p>
担当課	社会福祉課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
障がい児保育事業	通年	障がい児保育を実施することで、こどもの育ちの促進と家族への支援が図られるとともに、関係機関のさらなる連携強化につながる。	保育園 認定こども園
障がい児の受入れ	通年		保育園 幼稚園 認定こども園
幼児教室	年12回	親子遊びを通じて成長や発達を促すことができる。	健康推進課
巡回相談	年3回	必要時、早期療育につなげることができる。	中部保健所 健康推進課
保育園・幼稚園等への巡回訪問【再掲】	各園年2回	支援を必要とするこどもの早期発見・早期支援が図られ、スムーズな就学につなぐことができる。	社会福祉課
就学支援委員会の開催【再掲】	年4回	児童生徒、保護者の願いに沿った就学先の決定と支援体制の確認につなげることができる。	学校教育課 社会福祉課 健康推進課

②経済的負担の軽減

【施策の展開】

施策	経済的支援の充実
施策内容	<p>障がい児やその家族が安定した社会生活を送り、身近な地域で暮らし続けることができるよう、各種手当の支給や補装具の交付等、経済的支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none">◆育成医療 身体障がいの除去や軽減する手術等の治療に対する医療費の負担軽減を図ります。◆重度心身障がい者（児）医療費 重度心身障がい者（児）に対し、医療費を給付することにより、福祉の増進を図ります。◆心身障がい者タクシー券 タクシーを利用したときの負担軽減を図ります。◆日常生活用具の給付・貸与 日常生活の便宜を図り福祉の増進を図ります。◆在宅重度障害者住宅改造助成事業 住宅設備の改修により生活での困難を軽減します。
担当課	社会福祉課

施策	特別児童扶養手当
施策内容	<p>精神障がい、身体障がい、知的障がい及び内部障がい等、心身に中程度以上の障がいのある子（20歳未満）を扶養している父母または養育者に支給されます。</p>
担当課	社会福祉課

施策	障がい児福祉手当
施策内容	<p>身体又は精神に重度の障がいを有するために、日常生活に常時介護を要する20歳未満の子の保護者に支給されます。</p>
担当課	社会福祉課

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

① 児童虐待防止対策の充実

【施策の展開】

施策	児童虐待防止ネットワークの充実
施策内容	本市では、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関と連携しながら、迅速かつ適切な対応ができるよう取り組んできました。今後も、効果的な情報交換により共有化を図り、虐待事例に対し適切な対応に努めていきます。
担当課	社会福祉課

施策	相談活動の充実
施策内容	家庭児童相談員を配置し、関係機関のネットワークを強化するとともに、乳幼児健診などの機会を利用した相談活動などを推進します。
担当課	社会福祉課、健康推進課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
要保護児童対策地域協議会の開催	年 14 回	要保護児童等の適切な保護又は支援を行うことができる。	社会福祉課
家庭児童相談室の配置	2人	家庭児童相談員を配置することで、いつでも相談できる体制を整え、要支援家庭への迅速な対応が図れる。	社会福祉課
乳幼児健診時を利用した相談・訪問活動	随時	遊びなどを通して親子やこどもの様子などを観察したうえで適切な助言ができる。	社会福祉課 健康推進課
通告電話・通告メールの設置・広報	通年	相談先を迷うことなく、早期につながり(対応ができ)虐待の未然防止と深刻化防止が図れる。	社会福祉課
心の健康相談	随時	子育ての不安等が軽減できる。	健康推進課

② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

【施策の展開】

施策	親子関係形成支援事業
施策内容	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワークを通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。
担当課	社会福祉課

(7) 犯罪などから子どもを守る取組及び子どもの自殺対策

①子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【施策の展開】

施策	犯罪（闇バイト等）の未然防止
施策内容	近年、全国的に急増している犯罪（闇バイト等）について、若者がSNSという現代特有のツールを使って気軽に犯罪に加担している現状があります。子どもや若者が新たな犯罪に巻き込まれないよう各種機会を通じて啓発を行います。
担当課	社会福祉課

施策	地域における防犯体制の強化
施策内容	地域全体で子どもを犯罪等の被害から守るため、地域住民の協力や警察等関係機関との情報交換及び迅速な犯罪等の情報提供など、地域における防犯体制を強化します。
担当課	市民生活課

施策	青少年の非行防止
施策内容	青少年非行を防止するために、各関係機関、団体、家庭が連携、協働を図りながら、総合的な非行防止対策を推進します。
担当課	生涯学習課

施策	日本版DBS
施策内容	子どもに接する仕事に就く人に対し、性犯罪歴がないかを確認する制度「日本版DBS」制度の施行に際し、国や県の動向を注視し、積極的な導入を検討します。
担当課	社会福祉課、学校教育課、総務課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
地域安全ニュースの発行	毎月	注意喚起をすることで子どもを犯罪から守る。	市民生活課
自主防犯パトロール隊の育成	12団体	地域全体で子どもを犯罪等の被害から守る。地域住民の協力や警察など関係機関との情報交換や情報提供で、地域における防犯体制を強化する。	
防犯協会の見守り活動	月1回	関係機関との情報共有ができる。	

②こどもの自殺対策への取組

【施策の展開】

施策	児童・生徒のSOSの出し方に関する教育
施策内容	困難やストレスに直面した児童・生徒が周囲の大人などに助けを求めるスキルを身に付けられるよう、SOSの出し方に関する教育を推進します。
担当課	学校教育課

3. 子育て当事者への支援に関する重要施策

(1) 子育て世帯への経済的支援

① 妊娠・出産から幼児期

【施策の展開】

施策	新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金
施策内容	若者の定住促進のため、市内在住の新婚世帯・子育て世帯に対して、家賃や引っ越しに係る費用などを補助します。
担当課	商工観光・定住推進課
施策	成人に対する風しんの予防接種費用助成【再掲】
施策内容	「風しん」の流行を未然に防ぐとともに、女性が安心して妊娠・出産を迎えられるよう、成人の風しん予防接種費用の一部を助成します。
担当課	健康推進課
施策	妊産婦健康診査の助成【再掲】
施策内容	安心して出産・子育てができるよう、妊産婦に対する健康診査費の一部を助成します。
担当課	健康推進課
施策	妊婦に対する初回産科受診料助成事業【再掲】
施策内容	妊娠にかかる経済的負担を軽減し、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげることを目的に、令和5年10月からすべての妊婦を対象に、初回の産科受診料の一部を助成しています。
担当課	健康推進課
施策	プレママスマイル応援給付事業【再掲】
施策内容	妊娠中から切れ目のない支援を行い、安心してこどもを生み、健やかに育てることができるよう、妊婦のための支援給付金と合わせて、津久見市独自の子育て施策として、妊婦に対し商品券を給付します。
担当課	社会福祉課
施策	妊婦のための支援給付金【再掲】
施策内容	医療機関で妊娠判定を受けた妊婦の方に現金を支給します。
担当課	健康推進課

施策	不妊に対する負担の軽減【再掲】
施策内容	不妊治療を受けている夫婦に治療費等の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、不妊に関する相談センターの紹介を行います。
担当課	健康推進課
施策	妊活応援検診費（不妊検査費）助成制度（県の助成事業）【再掲】
施策内容	不妊に関する検査に要した費用の一部を大分県と津久見市が一体となって助成します。
担当課	健康推進課
施策	大分県不妊治療費（先進医療）助成事業（県の助成事業）【再掲】
施策内容	特定不妊治療費（先進治療）に要した費用の一部を大分県と津久見市が一体となって助成します。
担当課	健康推進課
施策	不育症治療費助成制度【再掲】
施策内容	子どもを望む夫婦を支援するために、不育症治療費の一部を助成します。
担当課	健康推進課
施策	未熟児養育医療費の助成【再掲】
施策内容	からだの発育が未熟なまま出生した子どもが特別な医療を必要とする場合、母子保健法に基づく医療の給付を行い、保護者の負担を軽減します。
担当課	健康推進課
施策	新生児聴覚スクリーニング検査の助成【再掲】
施策内容	聴覚障がいを早期に発見し、適切な支援につなぐため、新生児聴覚スクリーニング検査費用を助成します。
担当課	健康推進課
施策	骨髄移植後等により免疫が失われた子どもの予防接種「再接種費用」助成【再掲】
施策内容	骨髄移植等により、以前に定期接種で獲得した免疫が低下または消失し、再接種が必要と医師から判断された子どもに対して、再接種に係る費用の助成をします。
担当課	健康推進課

施策	保育料無償化【再掲】
施策内容	市独自施策として3歳児未満第1子の保育料を無償化します。 大分にこにこ保育支援事業（3歳児未満第2子以降の保育料無償化）と合わせて3歳未満の保育料は発生しません。
担当課	社会福祉課

施策	病児保育利用時の利用料補助【再掲】
施策内容	県内の市町村が運営・委託する病児保育室を利用した際の利用料を補助します。
担当課	社会福祉課

②学童期・思春期

【施策の展開】

施策	放課後児童クラブ利用料全額助成【再掲】
施策内容	通年で利用するこどもの放課後児童クラブ利用料（おやつ代・加算分を除く）の全額助成を実施します。
担当課	社会福祉課

施策	準要保護児童・生徒就学援助【再掲】
施策内容	経済的理由によって就学困難な津久見市立の小・中学校に在学する児童生徒の保護者(津久見市に住所を有する)に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。
担当課	学校教育課

施策	津久見市入学準備金（貸付分）【再掲】
施策内容	津久見高校に進学する、心身ともに健康で学業人物ともに優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難な者の保護者を対象に、入学準備金の貸付けをします。
担当課	管理課

施策	津久見市奨学資金【再掲】
施策内容	<p>◆高校生等対象（贈与分） 心身ともに健康で学業人物ともに優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難な者を対象に奨学資金を贈与します。</p> <p>◆大学生等対象（貸与分） 心身ともに健康で学業人物ともに優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難な者を対象に奨学資金を貸与します。</p>
担当課	管理課

③その他

【施策の展開】

施策	児童手当
施策内容	高校生世代（18歳に到達後の最初の3月31日）までのこどもを養育している方に支給します。
担当課	社会福祉課

施策	子ども医療費助成制度
施策内容	こどもの健やかな成長と家庭の経済的負担軽減のため、18歳に到達後の最初の3月31日までのこどもが病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療内の医療費（入院時の食事料含む）を助成します。
担当課	健康推進課

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

①子育て世帯に優しい住環境の整備

【施策の展開】

施策	新婚・子育て世帯向け市営住宅の提供
施策内容	安全・安心で快適に子育てできる住まいの確保のため、新婚・子育て世帯向けの市営住宅の提供を行います。
担当課	まちづくり課

施策	新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金【再掲】
施策内容	若者の定住促進のため、市内在住の新婚世帯・子育て世帯の方に対して、家賃や引っ越しに係る費用（支給については要件有り）などを補助します。
担当課	商工観光・定住推進課

施策	ユニバーサルデザインの推進
施策内容	妊産婦、乳幼児連れや児童、生徒が安心して外出、通行できるように、歩道の確保や公共施設における段差解消等、ユニバーサルデザインのまちづくりにこれからも取り組みます。
担当課	社会福祉課、土木管理課、まちづくり課

施策	安心して親子で遊べる公園の整備
施策内容	親子が公園で、気持ち良く安心して遊ぶことができるよう、適切な環境の整備、維持管理に努めます。
担当課	まちづくり課

②環境美化の推進

【施策の展開】

施策	総合的なエコ活動の推進
施策内容	一般廃棄物処理施設の見学の受け入れや、各小学校を対象にした環境に関する教室を実施し、こどもたちに環境についての学習の場を提供しています。次代のこどもたちに津久見の豊かな自然を継承していくために、総合的なエコ活動を通して、環境教育の充実に努めます。
担当課	環境保全課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
一般廃棄物処理施設を利用した環境教育の推進	通年	小学生を対象とした一般廃棄物処理施設の社会見学により、環境についての学びを深めることができる。	環境保全課
環境情報に関するホームページの充実	通年	環境情報を収集・整理しホームページを充実させることで、各主体の環境学習についての取組を推進することができる。	

③こどもの交通安全を確保するための活動の推進

【施策の展開】

施策	交通安全意識の向上に向けた教育の推進
施策内容	<p>交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるために、保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等で行われる、各年齢段階に応じた交通安全教育の充実を図ります。</p> <p>毎年、小学校6年生にヘルメットを配布し、交通安全について注意喚起を図ります。</p>
担当課	市民生活課、学校教育課

施策	チャイルドシートの貸付
施策内容	<p>チャイルドシートの着用は道路交通法で義務付けられていますが、年末年始やお盆の帰省などで短期間の使用ができるよう、貸付事業を実施しています。</p>
担当課	市民生活課

施策	関係機関の連携強化
施策内容	<p>こどもを交通事故から守るために、関係機関が連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。</p>
担当課	市民生活課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
交通安全教室 (保育園・幼稚園・認定こども園)	毎月1回	交通ルールとマナーを学び、交通事故防止につなげる。	市民生活課 交通安全推進協議会
新入学児童交通安全運動	年1回		
広報誌の発行	毎月1回		
新中学生に対する自転車用ヘルメットの配布	対象者全員に配布	通学時における生徒の安全の確保と交通安全に対する意識の向上につなげることができる。	学校教育課
交通安全街頭キャンペーンの実施	年4回	街頭啓発活動を行うことで交通事故抑止につながり、こどもを交通事故から守ることができる。	市民生活課 交通安全推進協議会
通学路点検	年1回	関係機関の連携のもと、こどもを交通事故から守る。	

(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

①「仕事と子育ての両立」の推進についての普及啓発

【施策の展開】

施策	育児を推進するための啓発活動
施策内容	社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を拡大するために、関係機関と連携し、推進活動に取り組みます。
担当課	社会福祉課

施策	父親等が参加できる子育て教室等の実施
施策内容	仕事中心の父親が「子育ては楽しい」と感じ、母親と共同で子育てに参加するきっかけとなるよう、親子で参加できる行事の開催に努めます。
担当課	社会福祉課

②女性の就労促進

【施策の展開】

施策	労働の環境整備と待遇の改善
施策内容	職場における女性の地位向上と格差是正に積極的に取り組むよう、企業に対し、周知を進めます。あわせて、男女の職域拡大と、職場における労働条件・賃金などの男女平等について啓発を行います。
担当課	社会福祉課

(4) ひとり親家庭への支援

①経済的支援

【施策の展開】

施策	母子父子寡婦福祉資金の貸付
施策内容	母子家庭、父子家庭並びに寡婦の生活安定とその児童の福祉の向上を図るため、無利子または低利で各種資金の貸付を行います。
担当課	社会福祉課

施策	ひとり親家庭医療費の助成
施策内容	ひとり親家庭の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成します。
担当課	社会福祉課

施策	児童扶養手当
施策内容	母子世帯や父子世帯等の生活の安定と、自立を促進する事を目的に、父母の離婚・父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給します。
担当課	社会福祉課

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

【施策の展開】

施策	自立支援に向けた総合的な支援体制の構築
施策内容	母子・父子自立支援員を配置することにより、相談体制を充実させ、支援施策等の情報提供に努めます。
担当課	社会福祉課

施策	高等職業訓練促進給付金事業
施策内容	ひとり親家庭の父、母が就職の際に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、1年以上養成訓練機関に通う場合、支給要件を満たせば、高等職業訓練促進給付金や訓練修了支援給付金を給付します。
担当課	社会福祉課

区分	目標(令和11年度)	期待される効果	関係機関等
母子・父子自立支援員の配置【再掲】	1人	母子・父子自立支援員の配置により、いつでも相談でき、早期の支援につなぐことができる。	社会福祉課
職業のあっせん【再掲】	随時	ひとり親家庭の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉の増進を図る。	
ひとり親家庭等の相談窓口の設置【再掲】	随時	生活の安定、自立の促進を図るため、適切な関係機関に早期につなぐことができる。	社会福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定について

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

【 国の区域設定における考え 】

- ◆地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ◆小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ◆地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ◆教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ◆教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 本市の教育・保育提供区域について

以下の理由から市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

- ◆教育・保育施設については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する施設が一致しない場合が予想されます。
- ◆区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・市すべてに負担が発生します。

2. 各年度における教育・保育の利用人数見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の学校教育・保育の利用人数見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めなければいけません。

なお、本市では「量の見込み」を「利用人数見込み」または「対象人数見込み」と表記します。

市内に居住することもについて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育園等)の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

【 保育の必要性の認定区分 】

- ◆ 1号認定3-5歳児 幼児期の学校教育(19条1項1号に該当:教育標準時間認定)
- ◆ 2号認定3-5歳児 保育の必要性あり(19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)
- ◆ 3号認定0-2歳児 保育の必要性あり(19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定)

(2) 1号認定(教育ニーズ)の実績・利用人数見込み・確保方策

1号認定の実績値は令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度以降は増加し、令和6年度には61人となっています。

今後の利用人数見込みは減少し、令和11年度には34人になると予想されます。

利用人数見込みに対する確保方策は、充足しています。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	75	62	53	56	61

※実績値は各年4月1日現在

利用人数見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	42	34	32	30	34
B 確保方策(定員数)	120	120	120	120	120
C 差(B-A)	78	86	88	90	86

(3) 2号認定(保育ニーズ)の実績・利用人数見込み・確保方策

2号認定の実績値は減少傾向にあり、令和6年度には149人となっています。

今後の利用人数見込みについて、令和10年度までは減少するものの、令和11年度には増加すると予想されます。

現時点において、2号認定のみの利用人数見込みに対する確保方策は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	173	173	168	164	149

※実績値は各年4月1日現在

利用人数見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	127	102	95	89	101
B 確保方策(定員数)	175	175	175	175	175
C 差(B-A)	48	73	80	86	74

(4) 3号認定(0歳児、1歳児、2歳児)の実績・利用人数見込み・確保方策

①3号認定(0歳児)

3号認定(0歳児)の実績値は令和5年度まで減少傾向にありましたが、令和6年度は10人となっています。

今後の利用人数見込みは10人程度で推移することが予想されます。

現時点において、3号認定(0歳児)のみの利用人数見込みに対する確保方策は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	11	9	9	3	10

※実績値は各年4月1日現在

利用人数見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	12	12	11	11	10
B 確保方策(定員数)	31	31	31	31	31
C 差(B-A)	19	19	20	20	21

②3号認定(1歳児・2歳児)

3号認定(1歳児)の実績値は、令和5年度に増加するものの減少傾向にあり、令和6年度には30人となっています。今後の利用人数見込みは、令和8年度に増加するものの、令和9年度以降減少に転じ、令和11年度には43人となる見込みです。

3号認定(2歳児)の実績値は、令和4年度以降年々減少していましたが、令和6年度は増加し56人となっています。今後の利用人数見込みは、令和9年度に増加するものの、その後減少に転じ、令和11年度には46人となる見通しです。

現時点において3号認定(1歳児・2歳児)の利用人数見込みに対する確保方策は、充足する見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	95	98	85	93	86
1歳児	49	40	33	58	30
2歳児	46	58	52	35	56

※実績値は各年4月1日現在

利用人数見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	73	88	95	92	89
1歳児	39	48	46	44	43
2歳児	34	40	49	48	46
B 確保方策(定員数)	100	100	100	100	100
C 差(B-A)	27	12	5	8	11

3. 地域子ども・子育て支援事業の利用人数見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

現在、市内1園にて実施しており、利用人数見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	59	66	67	56	—

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	54	51	50	48	50
B 確保方策	54	51	50	48	50
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※過去の利用率を基に見込み量を設定しています。

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

小学校に就学しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や専用施設等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在、市内4か所にて実施しており、利用人数見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	213	209	203	201	—

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	188	180	158	146	125
低学年	131	128	107	97	78
高学年	57	51	51	48	48
B 定員数	256	256	256	256	256
C 差(B-A)	68	76	98	110	131

※過去の利用率を基に見込み量を設定しています。

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、必要な保護を行う事業です。

現在、6施設と契約をしており、利用人数見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人日

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	0	0	0	0	—

利用人数見込み・確保方策

単位:人日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	34	32	32	30	31
B 確保方策	34	32	32	30	31
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※ニーズ調査結果を基に見込み量を設定しています。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在、市内1か所にて実施しており、利用人数見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人日

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
A 実績値	利用延べ人数	1,558	1,231	1,667	1,008	—
	か所	1	1	1	1	1

利用人数見込み・確保方策

単位:人日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	686	827	898	862	836
B 確保方策	686	827	898	862	836
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※量の見込みは0-2歳人口に過去の利用率を乗じて算出しています。

(5) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼児教育・保育施設で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

◆在園児対応型

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

現在、市内3か所にて実施しており、利用人数見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人日

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	4,272	4,364	3,793	5,647	—

利用人数見込み・確保方策

単位:人日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	4,014	3,230	2,993	2,826	3,183
B 確保方策	4,014	3,230	2,993	2,826	3,183
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※在園児対応型は1号認定の利用率を乗じて算出しています。

◆在園児対応型以外

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について、保育園等で一時的に預かる事業です。

現在、市内1か所にて実施しており、現時点において、利用人数見込みに対する確保方策は充足する見通しです。

実績値

単位:人日

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	237	78	328	272	—

量の見込み・確保方策

単位:人日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	237	221	218	208	215
B 確保方策	237	221	218	208	215
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※在園児対応型以外は0-5歳児の利用率を基に算出しています。

〔乳児等通園支援事業〕

乳児等通園支援事業は、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度です。

本事業は令和8年度から全自治体で実施されるため、本市も令和8年度から実施します。

<乳児等通園支援事業の基本的な算出式> (小数点以下切り上げ)

(対象年齢(※1)の未就園児数×月一定時間(※2))÷定員1人1月当たりの受入れ可能時間数(※3)

(※1)0歳6か月から満3歳未満

(※2)月一定時間は、本調査においては、月10時間と仮定します。

(※3)月176時間(8時間×22日)を基本とします。

A 推計人口

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	49	47	44	43	40
1歳児	43	53	51	49	48
2歳児	35	41	51	49	47

B 施設利用人数(保育の量の見込み)

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	12	12	11	11	10
1歳児	39	48	46	44	43
2歳児	34	40	49	48	46

C 未就園児数(A-B)

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	37	35	33	32	30
1歳児	4	5	5	5	5
2歳児	1	1	2	1	1

D 必要定員数(C×10÷176)

単位:人日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
利用人数見込み	—	1	1	1	1
0歳児	—	1	1	1	1
1歳児	—	0	0	0	0
2歳児	—	0	0	0	0
確保方策	—	1	1	1	1
0歳児	—	1	1	1	1
1歳児	—	0	0	0	0
2歳児	—	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

病気等の児童について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

現在、市内1か所にて実施しており、利用人数見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人日

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	6	11	3	2	—

利用人数見込み・確保方策

単位:人日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	3	3	3	3	3
B 確保方策	18	18	18	18	18
C 差(B-A)	15	15	15	15	15

※0-5歳児の過去の利用率を基に算出しています。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育てのお手伝いをしてほしい人(よろしく会員)と子育てを応援したい人(まかせて会員)がそれぞれのファミリーサポートの会員となり、地域で子育てを助け合うことを目的に当事者間の信頼関係により成り立つ有償の会員相互の援助活動です。

利用人数見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人日

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	0	0	20	26	—

利用人数見込み・確保方策

単位:人日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	26	26	26	26	26
B 確保方策	26	26	26	26	26
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※国マニュアルでは、放課後のこどもの居場所としての見込み量を算出するものとなっています。

放課後のこどもの居場所としての見込み量はないものの、本事業は、重要な子育て支援施策であり、放課後のこどもの居場所だけではなく、それ以外の利用も含め量の見込みを設定するものとし、量の見込みは、過去の直近年度程度で量の見込みを設定しています。

(8) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在、市内1か所にて実施しており、今後も現行体制を維持します。

利用人数見込み・確保の内容

単位:か所

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 利用人数見込み	1	1	1	1	1
B 確保方策	1	1	1	1	1

※現状維持として見込んでいます

[妊婦等包括相談支援事業]

出産、育児等の見通しを立てるための面談等(①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問事業の間)やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談事業です。1組当たり3回の面談を行い、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に努めます。

対象人数見込み・確保の内容

単位:回

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 対象人数見込み	147	141	132	129	120
①妊娠届出時	49	47	44	43	40
②妊娠8ヶ月前後	49	47	44	43	40
③出生届	49	47	44	43	40
B 確保方策	147	141	132	129	120
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※0歳推推計人口×3回として設定しています。

(9) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

対象人数見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人回

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	630	581	527	575	—

対象人数見込み・確保方策

単位:人回

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 対象人数見込み	551	526	501	488	451
B 確保方策	551	526	501	488	451
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※0歳推計人口に過去の1人当たり受診回数(実績/0歳人口)の平均を乗じて設定しています。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

対象人数見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	54	60	46	46	—

対象人数見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 対象人数見込み	49	47	44	43	40
B 確保方策	49	47	44	43	40
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※0歳推計人口を量の見込みとして設定しています。

〔産後ケア事業〕

退院直後の母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

<産後ケア事業算出式>

利用人数見込み(人日)＝推計産婦数(人)×利用見込み産婦率(33%)×平均利用日数(3日)。

A 推計産婦数

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
推計産婦数(0歳推計人口)	49	47	44	43	40

B 利用見込み産婦率

単位:%

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
利用見込み産婦率	33	33	33	33	33

C 平均利用日数

単位:日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
平均利用日数	3	3	3	3	3

D 産後ケア利用日数

単位:人日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
産後ケア利用日数	48	46	43	42	39

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

対象人数見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	92	29	39	39	—

対象人数見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 対象人数見込み	26	31	34	32	31
B 確保方策	26	31	34	32	31
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※0-2歳人口に対する平均実施率を乗じて対象人数見込みとして設定しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

認可を受ける施設の設置について、市域への民間事業者の新規参入には採算性、事業継続の観点から難しい面もあると思われ、実施の際には十分な検討が必要となります。

【新規3事業について】

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業（以下「新規三事業」という。）が新たに創設され、2024（令和6）年4月1日から施行されました。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

①子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

対象家庭を訪問し、以下の支援を行うことを基本とします。

- ◆家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- ◆育児・養育支援（育児のサポート、保育園等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）

本事業は、新たに創設した事業であることから、今後事業実績値を把握したうえで、量の見込みを設定していくものとします。

②児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

利用が望ましい児童には、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童などが考えられます。

課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては、以下の包括的実施内容を利用者の状況や希望に応じて確実に提供できるよう体制を整備する必要があります。

<包括的に実施する内容>

◆安全・安心な居場所の提供

◆生活習慣の形成

(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)

◆学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)

本事業は、新たに創設した事業であることから、今後事業実績値を把握したうえで、利用人数見込みを設定していくものとします。

③親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

本事業は、新たに創設した事業であることから、今後事業実績値を把握したうえで、利用人数見込みを設定していくものとします。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育園からの移行が促進される仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育園等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続について

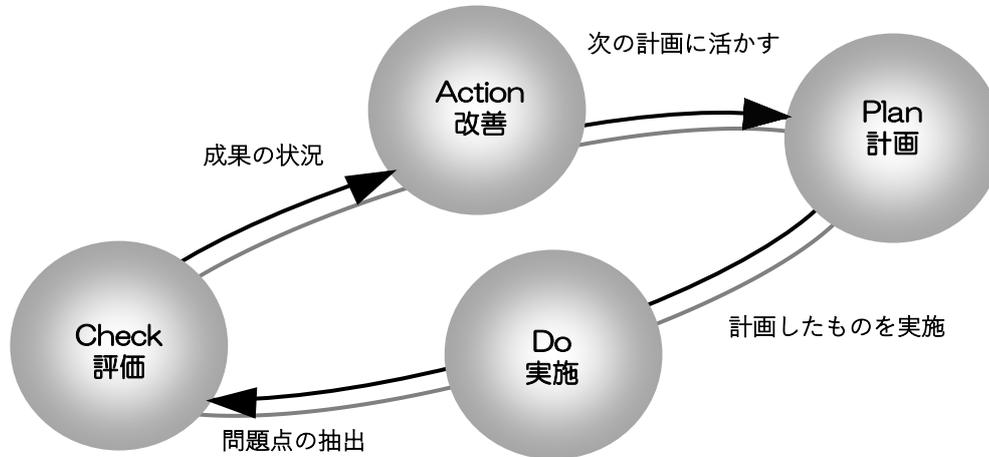
乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至るこどもの育ちを確保するため、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

第 6 章 推進体制

1. 計画の進捗管理・評価方法

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況についてPDCA サイクルを用いて毎年把握するとともに「津久見市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。



2. 計画の進捗状況の公表

本計画に基づく取組や事業の進捗状況について、広報紙やホームページ、市が活用している様々な媒体で、広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

さらに、計画の見直しや、国の動向等で子育て施策に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、広報紙やホームページで周知します。

3. 関係機関との連携強化

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の利用人数見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めたもので、計画の推進には、庁内関係各課及び関係機関との連携が必要であり、市民、事業者、各種団体、国や県と連携強化を図ります。

資料編

1. 津久見市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 26 日 条例第 24 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、津久見市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 市長は、会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年3月 23 日条例第3号)

この条例は、平成 30 年4月 1 日から施行する。

2. 津久見市子ども・子育て会議委員名簿

分野	氏名	団体・機関・所属名等	備考
こどもの保護者	田島 こみち	認定こども園の保護者代表	
	増田 えりか	認定こども園の保護者代表	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	巖 龍 彰	津久見市私立幼稚園協会	
	古谷 和 足	津久見市保育協議会	
	倉原 英 樹	NPO法人 やまびこクラブ	会長
	小手川 優子	子育て支援センター 「じゃん・けん・ぽん」	
学識経験者	鎌 苺 二 三		
市長が必要と認める者	成松 親 善	津久見市区長会	
	山 添 義 昭	津久見市民生委員児童委員協議会	
	小手川 京子	津久見市主任児童委員	
	松 本 晃	津久見市連合PTA	
	小宅 民子	津久見市医師会 小児科医	
	岩尾 恭 輔	津久見市小中学校校長会	
	石堂 克己	津久見商工会議所	副会長
事務局	濱野 克公	社会福祉課長	
	高野 龍	社会福祉課 子育て支援班 主幹	
	中津留 直美	社会福祉課 子育て支援班 主査	
	川村 理子	社会福祉課 子育て支援班 主事	
	中津留 茂雄	健康推進課 健康班 主幹	
	大鶴 真由美	健康推進課 健康班 主任	
	平川 蓉子	健康推進課 健康班	
	竹田 順和	学校教育課 学校教育班 指導主事	

順不同、敬称略

3. 用語集

【あ行】

一般世帯

国勢調査上の世帯の分類。住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者等をいう。

【か行】

家庭的保育事業

保育ママともいう。保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者（保育ママ）が、保育所と連携しながら自身の居宅等において、少数の主に3歳未満児を保育する事業。

教育・保育施設

認定子ども園法第2条第6項に規定する認定子ども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（園）をいう。（子ども・子育て支援法第7条）

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均をとった指標。

国勢調査

人口及び世帯に関するデータを調べる全数調査。10年ごとに総務大臣が行い、その中間の5年目に当たる年には簡易な調査を行うとされている。

子ども家庭センター

市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

子ども家庭庁

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「子どもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔。2023年4月発足。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の附属機関）。

子ども・子育て関連 3 法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行なう者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（子ども・子育て支援法第7条）。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度。教育・保育施設を必要とするすべての家庭が利用でき、こどもの豊かな育成と安心した子育てを支援するため、地域の実情に応じて、「量の拡充」と「質の向上」の両面から行う取組のこと。

子ども・子育て支援法

平成24年8月に成立した、教育保育の給付等新しい子ども・子育て支援について規定した法律。

子ども・子育てビジョン

平成22年1月に閣議決定した、「子どもが主人公」「社会全体で子育てを支える」等を掲げた大綱。

こどもの貧困

相対的貧困にある18歳未満のこどもの存在及び生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指し、国の7人に1人のこどもが貧困状態にあると言われている。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月制定。少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。国や地方自治体だけでなく一般企業まで次世代育成支援の取組が求められた。平成26年度までの10年間の時限立法だったが、令和7年までに期間が延長された。

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(子ども・子育て支援法第61条)

児童館

児童福祉法第40条に規定する、「児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすること」を目的とする施設。

児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給されている手当。

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。

就学援助

学校教育法第19条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の規定により実施される援助。

小規模保育

3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育。

少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法に基づいて国の基本施策として、「1. (若者の) 自立への希望と力」、「2. (子育ての) 不安と障壁の除去」「3. 子育ての新たな支え合いと連帯(家族のきずなど地域のきずな)」の、少子化の流れを変えるための3つの視点から、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進するとした。平成16年6月閣議決定。

小規模特認校制度

緑豊かな自然環境に恵まれる小規模校で、心身の健やかな成長を図り、体力づくりを目指すとともに、自然に触れる中で豊かな人間性を培い、明るくのびのびとした教育を実践する制度。

食育

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組。

【た行】

地域型保育事業

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加えて、地域の実情に合わせた子ども・子育て支援のための事業。「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4つがある。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に規定された、市町村がこどもと子育てを支援するための13事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業がある。(子ども・子育て支援法第59条)

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(子ども・子育て支援法第27条)

トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を見守り施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

【な行】

ニッポン一億総活躍プラン

少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も1億人を維持し、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会を目指すことを掲げた内閣府の計画。

認定こども園

都道府県の認定を受け、幼稚園と保育所(園)の機能を併せ持つ施設。保護者が働いている、いないにかかわらずこどもを受け入れて、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所(園)のそれぞれの良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができる。さらに、認定こども園に通っていないこどもを含め、全ての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行う。

【は行】

パブリックコメント

意見公募手続のこと。行政機関が、これから策定しようとしている各施策分野の基本的な計画等の策定過程において、案の段階で広く住民に公表し、寄せられた意見・情報を考慮して意思決定を行う手続。

ひとり親家庭

母子家庭、父子家庭、祖父母による養育家庭等をいう。

ヘルスマイト

食生活改善推進員の愛称。職を通じた健康づくり活動を地域において推進しているボランティア。

保育所(園)

保育を必要とする乳児(0~2歳)又は幼児(3~5歳)を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設。経営主体が、都道府県、市町村の「公営保育所」とそれ以外の「私営保育所」がある。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(子ども・子育て支援法第19条)

【参考】認定区分

- ◆1号認定:満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども
- ◆2号認定:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども
- ◆3号認定:満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども

放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的にこどもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。保護者の就労の有無にかかわらず、すべての小学生が利用できる。

放課後子ども総合プラン

厚生労働省と文部科学省が共同して、すべての小学校児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ(学童保育)及び放課後子ども教室の計画的な整備をすすめるための計画。

母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。

【や行】

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や建築物、道路等の生活環境をデザインするという考え方。

幼稚園

学校教育法に基づく、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。

幼稚園の預かり保育

◆公立幼稚園

保護者の学校行事への参加等により、家庭での保育が困難な場合に、降園時間後等に、幼稚園でこどもを預かる事業。

◆私立幼稚園

登園時間前や降園時間後、夏季休業等の長期休業時に、幼稚園でこどもを預かる事業。

要保護児童

児童福祉法に基づき、保護的支援を必要とする児童を指す。保護者のない児童や、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童が該当する。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づく、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第3期津久見市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集・発行 津久見市 社会福祉課 子育て支援班

〒879-2435

大分県津久見市宮本町 20 番 15 号

Tel : 0972-82-9519

Fax : 0972-82-9466

E-mail : tsu-fukushi@city.tsukumi.lg.jp

